

平成22年 8 月25日

午前10時00分開会

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（17名）

1 番	堀 岡 敏 喜	2 番	炭 竈 ふく代
3 番	山 口 敏 子	4 番	小坂井 実
5 番	佐 藤 高 清	6 番	佐 藤 博
7 番	武 田 正 樹	8 番	立 松 新 治
9 番	山 本 芳 照	10番	杉 浦 敏
11番	安 井 光 子	12番	三 宮 十五郎
14番	伊 藤 正 信	15番	三 浦 義 美
16番	中 山 金 一	17番	黒 宮 喜四美
18番	大 原 功		

2．欠席議員は次のとおりである（1名）

13番 渡 邊 昶

3．会議録署名議員

17番 黒 宮 喜四美 18番 大 原 功

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	伊 藤 敏 之
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	平 野 雄 二	開 発 部 長	早 川 誠
十 四 山 支 所 長	横 井 昌 明	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	村 上 勝 美
教 育 部 長	山 田 英 夫	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	佐 藤 勝 義
総 務 部 次 長 兼 税 務 課 長	若 山 孝 司	民 生 部 次 長 兼 環 境 課 長	久 野 一 美
開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	石 川 敏 彦	開 発 部 次 長 兼 土 木 課 長	三 輪 眞 士
教 育 部 次 長 兼 社 会 教 育 課 長	水 野 進	監 査 委 員 長 事 務 局 長	服 部 正 治
人 事 秘 書 課 長	村 瀬 美 樹	企 画 政 策 課 長	伊 藤 邦 夫
防 災 安 全 課 長	伊 藤 久 幸	収 納 課 長	服 部 誠
市 民 課 長	加 藤 恵 美 子	保 険 年 金 課 長	越 川 博 文
健 康 推 進 課 長	渡 辺 安 彦	福 祉 課 長	前 野 幸 代

介護高齢課長兼 いこいの里所長	松 川 保 博	総合福祉センター 所 長	伊 藤 薫
十四山総合 福祉センター所長	伊 藤 政 洋	児 童 課 長	鯖 戸 善 弘
商工労政課長	服 部 保 巳	都市計画課長	竹 川 彰
下水道課長	橋 村 正 則	教 育 課 長	服 部 忠 昭
十四山スポーツ センター館長	佐 野 隆	図 書 館 長	伊 藤 秀 泰

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 忠	書 記	横 山 和 久
書 記	岩 田 繁 樹		

6．議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4 同意第 3 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 5 同意第 4 号	教育委員会委員の任命について
日程第 6 諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 7 議案第48号	弥富市デイサービスセンターの指定管理者の指定について
日程第 8 議案第49号	弥富市南デイサービスセンターの指定管理者の指定について
日程第 9 議案第50号	平成22年度弥富市一般会計補正予算（第 3 号）
日程第10 議案第51号	平成22年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第11 議案第52号	平成22年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
日程第12 議案第53号	平成22年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第13 議案第54号	平成22年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第14 認定第 1 号	平成21年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第15 認定第 2 号	平成21年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第16 認定第 3 号	平成21年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
日程第17 認定第 4 号	平成21年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
日程第18 認定第 5 号	平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第19 認定第 6 号	平成21年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第20 認定第 7 号	平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第21 認定第 8 号 平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 発議第 5 号 決算特別委員会の設置について

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

- 議長（伊藤正信君） ただいまより平成22年第3回弥富市議会定例会を開会します。  
これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（伊藤正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議規則第81条の規定により、黒宮喜四美議員と大原功議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

- 議長（伊藤正信君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りをします。  
第3回弥富市議会定例会の会期を本日から9月21日までの28日間としたいと思いますが、  
御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から21日までの28日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

- 議長（伊藤正信君） 日程第3、諸般の報告をします。
地方自治法の規定により、弥富市長から平成21年度の健全化判断比率及び資金不足比率の
報告書が、さらに監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が提出され、その写
しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いをします。
以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第5 同意第4号 教育委員会委員の任命について

日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 議長（伊藤正信君） この際、日程第4、同意第3号から日程第6、諮問第2号まで、以上  
3件を一括議題とします。

服部市長に、提案理由及び推薦理由の説明を求めます。

市長。

- 市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

平成22年第3回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。  
議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに提案し、御審議いただきます議案は同意2件、諮問1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、横井徹氏が平成22年9月26日任期満了のため、その後任者として、弥富市東蜷二丁目64番地、横井徹氏を引き続き選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

続きまして、同意第4号教育委員会委員の任命につきましては、服部友久氏が平成22年9月30日任期満了のため、その後任者として、弥富市鰐浦町上六71番地の1、鵜石芳樹氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、早川クニ子氏が平成22年12月31日任期満了のため、その後任の候補者として、弥富市坂中地三丁目126番地、早川クニ子氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） ただいま市長から提案理由を受けました。

次、同意第3号の質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定をいたしました。

続きまして、これより同意第4号の質疑に入ります。

質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定をいたしました。

次に、諮問第2号をお諮りします。

諮問第2号は、市長の推薦のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本案は市長の推薦どおり決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第48号 弥富市デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第8 議案第49号 弥富市南デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第9 議案第50号 平成22年度弥富市一般会計補正予算（第3号）

日程第10 議案第51号 平成22年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第52号 平成22年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第53号 平成22年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第54号 平成22年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第14 認定第1号 平成21年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第2号 平成21年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第3号 平成21年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第4号 平成21年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第5号 平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19 認定第6号 平成21年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第20 認定第7号 平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第21 認定第8号 平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（伊藤正信君） この際、日程第7、議案第48号から日程第21、認定第8号まで、以上

15件を一括議題とします。

服部市長に、提案理由の説明を求めます。

市長。

- 市長（服部彰文君） 次に提案し御審議いただきます議案は、法定議決議案2件、予算関係議案5件、決算認定議案8件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第48号弥富市デイサービスセンターの指定管理者の指定についてと、議案第49号弥富市南デイサービスセンターの指定管理者の指定については、それぞれ弥富市デイサービスセンター、弥富市南デイサービスセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第50号平成22年度弥富市一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億890万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を150億160万1,000円とし、市営火葬場管理業務委託料3,300万円の債務負担行為の補正を計上し、地方債の補正を計上するものであります。

歳出の主な内容といたしましては、総務費におきましては、飛島公共交通バス負担金100万円であります。

民生費におきましては、保育所及び母子通園施設に大人子供兼用AEDを設置するための備品購入費378万円、いこいの里の修繕費60万円であります。

衛生費におきましては、生活保護世帯等に係るインフルエンザワクチン接種費用補助金300万円であります。

消防費におきましては、消防団員退職報償金940万7,000円であります。

教育費におきましては、（仮称）第二桜小学校用地購入費7,080万円、選手派遣費補助金30万円であります。

これらに対し、まず主な歳入といたしましては、前年度繰越金3億8,914万4,000円、市債の学校施設整備事業債4,885万円、臨時財政対策債2億1,850万円、県からの地域子育て創生事業補助金378万円、インフルエンザワクチン接種助成費補助金225万円、飛島公共交通バス負担金40万円、消防団員退職報償金受入金940万7,000円等を増額計上する一方、普通交付税2,632万6,000円、財政調整基金繰入金3億4,163万4,000円、市債の保育所整備事業債2億820万円を減額するものであります。

次に、議案第51号平成22年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、磁気共同電算処理システム導入に伴い国民健康保険システムを改修するための電子計算処理等委託料200万円及び前年度保険給付費等の額の精算に伴い国庫負担金の返還金等を計上し、歳入歳出予算の総額を40億7,043万9,000円とするものであります。

次に、議案第52号平成22年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第1号）につきましては、

前年度医療諸費の額の精算に伴い国庫負担金支払基金交付金の返還金等を計上し、歳入歳出予算の総額を147万2,000円とするものであります。

次に、議案第53号平成22年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、保険事業勘定において、前年度保険給付費の額の精算に伴い国庫負担金支払基金交付金の返還金等を計上し、歳入歳出予算の総額を19億6,704万8,000円とするものであります。

次に、議案第54号平成22年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度保険料等の納付状況に伴い保険料等負担金過年度分を計上し、歳入歳出予算の総額を3億5,421万2,000円とするものであります。

次に、平成21年度各会計の決算認定についてであります。

我が国の経済は、一昨年の世界金融資本市場の危機を契機とした世界同時不況の影響が長く尾を引く状況にあり、政府の経済見通しでは、経済危機対策を含む累次の景気対策の着実な実施により景気は底割れが回避され、先行きは緩やかに持ち直していくことが期待されております。しかし、雇用情勢は依然として極めて低い水準にあり、景気が自律的な回復に向かうかどうかは予断を許さない状況にあり、国、地方自治体の財政状況は一段と厳しい状況となるものと思われます。

また、政権政党交代の中、地方分権から地域主権への実現へ向けた改革が一層進められていますが、地方の自主財源の充実、国からの権限移譲も不透明なままであります。

このような状況の中、継続中の基盤整備事業、多様な住民要求にこたえるべき課題事業を推進するために、今後とも限られた収入をより効率的に執行してまいります。

平成21年度決算は、弥富市としての4回目の決算でございますが、厳しい財政状況の中、所期の目的をほぼ達成することができましたことは、市議会議員の皆さんを初めとして、市民の皆様方の御理解、御協力によるものであり、深く感謝を申し上げる次第でございます。

認定第1号平成21年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定につきましては、予算現額147億9,186万2,000円、これに対する歳入決算額147億3,057万6,201円で収入率は99.6%、歳出決算額139億9,256万1,874円で、執行率は94.6%となりました。

歳入におきましては、前年度と比べ市税全体では1億52万円の減額となりました。その内訳は、個人市民税が392万円、固定資産税が1億1,301万円、軽自動車税が254万円の増額となる一方、法人市民税が2億1,437万円、市たばこ税が561万円の減額となりました。市税以外の主なものでは、合併算定がえにより普通交付税が3億4,685万円交付され、歳入全体では前年に比べ16.4%、20億7,952万円の増額となりました。

一方、歳出におきましては、第1次総合計画で定めた事項を政策目標として、市民の一体感の醸成、市民サービスの低下を招くことのないよう努めてまいりました。

福祉関係では、中学校卒業までの子供医療費自己負担分の全額助成制度を継続するととも

に、妊婦健診の後期負担回数を5回から14回に拡大し、さくら西児童クラブ施設、東部児童館及び東部子育て支援センターの開所、弥生保育所の建てかえの着手などの保育環境整備に取り組み、少子・高齢化対策、子育て支援を図ってまいりました。また、ごみを収集所まで運ぶことが困難な方々を対象に、自宅まで直接ごみを取りに伺うふれあい収集を新たに実施いたしました。

環境関係では、住宅用太陽光発電設備に対する補助制度を継続するとともに、弥生小学校にハイブリッド照明灯を設置し、地球温暖化防止の取り組みを行いました。

基盤整備事業では、排水路、排水機場の整備で、湛水防除、緊急農地防災事業ほか農地・水・環境保全向上対策の推進など農業基盤整備、中央幹線道路などの幹線道路や生活道路の整備に努めるとともに、南部地域のケーブルテレビの整備、近鉄弥富駅エレベーター4基の設置事業を実施し、また平成23年度末の完成に向けて、ひので公園を整備事業に着手いたしました。

消防関係では、第2分団格納庫を新築し、消防・防災の強化を図りました。

教育関係では、弥生小学校南校舎、白鳥小学校北校舎、大藤小学校屋内運動場、栄南小学校屋内運動場、弥富北中学校校舎の耐震補強工事、栄南小学校高架水槽の撤去工事、新型インフルエンザ対策として、小・中学校の便所手洗い所改修工事、校内LAN地デジ配線工事、普通教室の扇風機設置工事など教育環境の整備に努めるとともに、不登校児童・生徒の学習指導等を行う適正指導支援室を開設し、小・中学校への英語教室、英語指導業務の委託事業、各学校にスクールカウンセラーの配置事業を実施いたしました。

次に、認定第2号平成21年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額39億3,313万5,925円、歳出決算額38億1,951万492円であります。

高齢化の進展等によりまして医療費の増大が続く中、厳しい財政運営が引き続いていますが、支払準備基金の取り崩しを行わず財政運営を維持できましたことは、皆様方の御協力によるものと、深く御礼申し上げます。

次に、認定第3号平成21年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額2,718万1,639円、歳出決算額2,605万7,907円でありまして、医療制度改正に伴い老人医療制度から後期高齢者医療制度に移行したため、前年度に比べ大幅な減額となりました。

次に、認定第4号平成21年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入歳出決算額とも8,598万8,289円でありまして、物件移転補償、公共用地の先行取得に努めました。

次に、認定第5号平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額5億2,251万4,677円、歳出決算額4億7,290万566円でありまして、弥富

北西部地区、十四山北部地区、十四山南部地区、広大海地区、鍋田地区及び十四山西部地区の施設の維持管理費を執行するとともに、十四山東部地区の管路及び処理施設の設計業務委託、並びに管路工事を進めました。

次に、認定第6号平成21年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、保険事業勘定において歳入決算額18億4,106万5,713円、歳出決算額18億1,746万294円、サービス事業勘定において歳入決算額3,858万1,559円、歳出決算額3,693万1,114円でありまして、介護保険制度の趣旨が市民の皆様に十分浸透し、認定事業及び施設・在宅等の介護サービスを順調に実施することができました。

次に、認定第7号平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額9億9,409万8,660円、歳出決算額9億5,873万1,588円でありまして、平島、前ヶ須、鎌島、操出、狐地及び三稲地区の管渠布設工事等の面整備事業を積極的に進めるとともに、供用開始に向けて住民説明会を開催いたしました。

次に、認定第8号平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額3億2,157万2,589円、歳出決算額3億1,794万9,120円であります。

平成21年度弥富市決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけ、議会の認定を求めるものであります。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては民生部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

- 議長（伊藤正信君）　続きまして、議案につきまして民生部長に説明をさせ、補正予算及び決算は説明を省略させます。

平野民生部長。

- 民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君）　議案第48号弥富市デイサービスセンターの指定管理者の指定について及び議案第49号弥富市南デイサービスセンターの指定管理者の指定について、同内容ですので一括説明申し上げます。

弥富市総合福祉センターにあります弥富市デイサービスセンター及び弥富市いこいの里にあります弥富市南デイサービスセンターの指定管理を、弥富市大藤町5番地3、社会福祉法人弥富福祉会に指定し、指定期間を平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間とするものでございます。以上でございます。

- 議長（伊藤正信君）　お諮りをします。

本案15件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君）　異議なしと認めます。

よって、本案15件は継続議会で審議することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 発議第5号 決算特別委員会の設置について

- 議長（伊藤正信君） 日程第22、発議第5号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者の三宮十五郎議員に提案理由の説明を求めます。

三宮議員。

- 12番（三宮十五郎君） 発議第5号決算特別委員会の設置について、提案理由の説明を申し上げます。

平成21年度の一般会計及び各特別会計の決算審査を行い、市の施策等がいかに所期の目的を達成したかなどを検証するとともに、今後の予算に反映させていくため、決算特別委員会を設置するものでございます。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

- 議長（伊藤正信君） これより質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は、原案どおり可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をしました。

ただいま設置された決算特別委員会の委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、名簿のとおり選任することに決定をしました。

なお、正・副委員長も名簿のとおりですので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時25分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊 藤 正 信

同 議員 黒 宮 喜四美

同 議員 大 原 功

平成22年 9 月 7 日

午前10時00分開議

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

1 番 堀 岡 敏 喜
3 番 山 口 敏 子
5 番 佐 藤 高 清
7 番 武 田 正 樹
9 番 山 本 芳 照
11番 安 井 光 子
13番 渡 邊 昶
15番 三 浦 義 美
17番 黒 宮 喜四美

2 番 炭 竈 ふく代
4 番 小坂井 実
6 番 佐 藤 博
8 番 立 松 新 治
10番 杉 浦 敏
12番 三 宮 十五郎
14番 伊 藤 正 信
16番 中 山 金 一
18番 大 原 功

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

1 番 堀 岡 敏 喜

2 番 炭 竈 ふく代

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長 服 部 彰 文
教 育 長 下 里 博 昭
民 生 部 長 兼 平 野 雄 二
福 祉 事 務 所 長
十 四 山 支 所 長 横 井 昌 明
教 育 部 長 山 田 英 夫
総 務 部 次 長 兼 若 山 孝 司
税 務 課 長
開 発 部 次 長 兼 石 川 敏 彦
農 政 課 長
教 育 部 次 長 兼 水 野 進
社 会 教 育 課 長
人 事 秘 書 課 長 村 瀬 美 樹
防 災 安 全 課 長 伊 藤 久 幸
市 民 課 長 加 藤 恵 美 子
健 康 推 進 課 長 渡 辺 安 彦
介 護 高 齢 課 長 兼 松 川 保 博
いこいの里所長

副 市 長 大 木 博 雄
総 務 部 長 伊 藤 敏 之
開 発 部 長 早 川 誠
会 計 管 理 者 兼 村 上 勝 美
会 計 課 長
総 務 部 次 長 兼 佐 藤 勝 義
総 務 課 長
民 生 部 次 長 兼 久 野 一 美
環 境 課 長
開 発 部 次 長 兼 三 輪 眞 士
土 木 課 長
監 査 委 員 長 服 部 正 治
事 務 局 長
企 画 政 策 課 長 伊 藤 邦 夫
収 納 課 長 服 部 誠
保 険 年 金 課 長 越 川 博 文
福 祉 課 長 前 野 幸 代
総 合 福 祉 セ ン タ ー 伊 藤 薫
所 長

十四山総合
福祉センター所長

伊藤 政 洋

児童課長

鯖戸 善 弘

商工労政課長

服部 保 巳

都市計画課長

竹川 彰

下水道課長

橋村 正 則

教育課長

服部 忠 昭

十四山スポーツ
センター館長

佐野 隆

図書館長

伊藤 秀 泰

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

佐藤 忠

書

記

横山 和 久

書 記

岩田 繁 樹

6．議事日程

日程第1

会議録署名議員の指名

日程第2

一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

- 議長（伊藤正信君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（伊藤正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、堀岡敏喜議員と炭竈ふく代議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 一般質問

- 議長（伊藤正信君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず三宮十五郎議員、お願いします。

- 12番（三宮十五郎君） 皆さん、おはようございます。

最初の質問をさせていただきますが、私は、ますます深刻さを増しております、ハンデを持たれた低所得高齢者や障害者の皆さんに対するきめ細かな支援を行う問題について、立ち入って市長を初め担当者の皆さんにお尋ねいたします。

高齢者福祉の重要な法律であります老人福祉法は、市町村は老人の福祉に関し、必要な情報の把握に努めると定めておりますが、この条文は今もそのまま生きております。1970年代までは社会福祉事務所運営の指針で、各福祉事務所がひとり暮らしや援助が必要なすべての高齢者の生活実態を把握し、個別援助台帳をつくることなどを示しておりました。また、平成5年に、それまでの身体障害者と知的障害者に加え、精神の障害も加えた障害者基本法が定められ、国、県、市町村の福祉施策の対象とされました。高齢化の進行と相まって、県や市町村の高齢者及び障害者対策などの事業量の急速な拡大にもかかわらず、2000年から2009年までに、県と市町村の福祉部門の職員は総数の約2割にもなる9万8,000人が、一般行政部門では約17%に当たる10万8,000人がそれぞれ削減されており、以前に服部市長に対し、市の障害者施策の充実のために障害者の要望の聞き取りを求めましたところ、現状では人手不足でとても対応し切れないので、退職者職員の活用などを考えていきたいとの表明がございました。

1983年に国の老人医療無料制度が廃止され、それまで60歳以上の高齢者の自殺が年間6,000人前後にとどまっていたものが一気に7,000人を超え、今では1万2,000人にもなり、毎年国民の3万人以上がみずから命を絶っておりますが、その3分の1を超えております。さらに、別に年間1万人以上が行き倒れとしてその死亡が処理されている中で、高齢者の所在不明が大きなニュースとなりました。このままでは国とまちが壊れてしまうという心配が

国民の皆さんの間に広がっております。根本的には国による国民生活を守る本格的な取り組みを求めることになると思いますが、それは後段に譲り、初めに市や県がすぐに実施しなければならない問題からお尋ねをいたします。

最初に、平成20年4月より、65歳以上で新たに身体障害者手帳の1・2級相当以上の障害を持たれた皆さんに対して、県の障害者手当の給付から除外されたものを一日も早く以前の状態に回復することについてお尋ねいたします。

県の説明では、65歳まで元気で働いてきた人はそれなりの準備もあり、手当の対象から除外することに問題はないというものでございましたが、前回の私の質問に対し市長も、県の説明を妥当なものとは思えない。県の対応の改善を求めていくという内容の答弁をいただきましたが、要請もしていただいているようでございますが、さらに立ち入ってお尋ねいたします。

厚生年金加入者の場合、制度加入中の病気やけがが原因で65歳以前に障害年金の1級または2級の認定がされた場合は、受け取る年金が1級の場合は125%に、また2級の場合は100%になりますが、全額が非課税収入となり、所得税や住民税の扶養親族となるなどの処遇が受けられますが、65歳以降は、症状の悪化等でも、加入中の病気やけがが原因であってもそういう対象から外され、その年金はすべて課税所得とされ、元気な人と同じように税金を払い続けることになります。

また、中小企業で働き、年金を受け取っている多くの人々は、年収200万を下回る人が少なくありません。さきに市長が、市内の国保加入世帯の平均所得が180万円であると発表されましたが、その状態から考えても県の判断は適切でないことは明らかなです。国民年金だけ、また無年金の方から見れば、介護を受けなければならないような状態になったときに、市の3,500円の月額障害手当に加えて県の7,000円が支給されるかどうかは本当に大問題であります。ぜひ市長会や担当者間でもこうした問題をよく相談され、県レベルの障害者医療では全国でも最もすぐれた制度を守っている愛知県にふさわしい障害高齢者施策の一角を後退させないよう、県に求めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

三宮議員から重度障害者問題についての御質問でございます。

答弁の前に、三宮議員から御了解をいただければ、弥富市の社会保障等の問題の概要につきまして少しお話をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○12番（三宮十五郎君） はい、どうぞ。

○市長（服部彰文君） 議員のお許しをいただきましたので、社会保障問題、医療、介護、福祉の問題について、少し弥富市の現状について御報告申し上げます。

医療につきましては、国民健康保険制度についてお話をさせていただきたいと思っております。

今、国保運営が大変厳しい状況であることは、議員各位も御承知のごとくでございます。その理由というのは、高齢化社会における医療費の増大と高額医療費の増大がますますかさんできていること。二つ目には、厳しい経済環境における雇用不安が依然として続き、非正規雇用等の若い人たちの国保への加入が行われていること。また、三つ目は大変申し上げにくいわけですが、国保税の滞納が最近とみに多くなっていることでございます。全体としては1割が滞納ということでございます。税の公平さということで、皆様方には収納ということで御協力をいただきたい。

加入者6,100世帯、全人口1万2,000人が加入してみえる国保運営につきましては、昨年、平成21年、弥富市は一般会計から2億1,000万の繰り入れをし、いわゆる国保運営の安定化に努めてまいりました。また、本年度は2億3,000万円という繰り入れでございます。1人当たりに換算いたしますと、1万9,000円ほどの国保運営に対しての繰り入れでございます。裏を返せば、国保税の改正をお願いするような状況にあるわけですが、新政権、国の方は、後期高齢者の医療制度を廃止する。そして、新たに平成25年4月から高齢者医療制度を確立していきたいという旨の発表がされております。

今、その中間的な発表を含めて、粛々と進められているところであります。国保税をあわせ、またその運営についても、どうしていくかということが真剣に論議がされておるわけでございます。私どもの国保運営の市町村単位から、いわゆる広域での段階の運営に移行する、そんなようなことが考えられているわけでございます。いずれにいたしましても、国民皆保険制度のもとで、すべての住民の皆様が公平で、そして平等で、均一の医療が受けられるよう、我々行政も今後も努力してまいらなさいいけない、そんな思いでございます。

また、海南病院を中心といたします医療ネットワークを、私どもとしては関係市町村とさらに強化を進めてまいりたい。そして、安心・安全な生活ということを今後も努力していきたいと思っております。

介護についてでございますが、弥富市は現在、第4期の介護保険事業計画を進めております。これは、平成21年から3年間の23年度まででございます。現在、要支援1・2、そして要介護1から5までの段階における認定患者は1,300人になります。また、認定審査をお待ちの方が大変たくさんお見えになるわけでございます。介護における弥富市の最重要課題は介護予防でございます。地域包括支援センターの御協力、そしてまた地域のさまざまな皆様の団体、ボランティアの御協力をいただきながら介護予防に努めていきたい、そんな思いでございます。

介護に対する給付金額の総額は17億2,000万あり、市の負担、扶助費は、その12.5%の2

億6,500万になっているところでございます。ここで私が申し上げたいのは、介護保険費の財源の内訳でございます。御承知のように、40歳以上で等しく社会全体で支えていこうというのが介護保険制度でございます。そして、財源内訳の50%が被保険者でございます。そして、残りの50%が、いわゆる公費の負担になっておるわけでございます。そのうち国の負担が25%、そして県の負担が12.5%、そして私ども市町村の負担が12.5%になっています。被保険者の介護保険料の問題、あるいは市町村の負担というのが非常に限界になってきているということを申し上げたいわけでございます。そうした中で、国の25%の負担の構成比をどうしても改正していただきたい、そんなことを強く思います。

続きまして、弥富市の障害者の実態について御報告申し上げます。

この障害者の問題につきましても、弥富市は第2期の弥富市障害者福祉計画を今進行中でございます。さまざまなきめ細かい施策を皆様方と一緒にやっていらっしゃるわけですが、その実態は、身体障害者は1級から5級までの障害者が1,335名お見えになります。そして、療育A判定、いわゆる知的障害をお持ちの方が256名、そして精神障害をお持ちの方が170名ということで、身体障害が75%、知的障害の方が15%、そして精神障害の方が10%ということで、総数1,760名の方が毎日のさまざまな生活の中で大変な御苦労をいただいておりますというのが現状でございます。

特に昨今の状況といたしましては、精神障害の方が非常にふえてきている。これも、さまざまな現在の社会環境といったものに起因するかもしれません。平成19年には129名お見えになったのですが、平成22年、今日現在では170名の方が精神的な障害をお持ちでございます。まさにその伸び率は130%を超える状況でございます。今後も第2期の弥富市障害者福祉計画に基づき、一つ一ついろんなことを改善して対応していきたいと思っております。

介護認定者が1,300人、そして身体障害の認定を受けていただいている方が1,760名、合計で3,000名を超える方でございます。また、その扶助費、弥富市が負担をしていかなきゃならない金額は、両方で5億6,000万を超える状況でございます。今の政権は、強い社会保障ということを打ち出していただいております。国は、その財源をどこに求めてみえるんでしょうか。はっきりとした方向を示していただきたいと思うのは、私だけではありません。地方財政が大変厳しい状況の中、もうこれ以上地方に負担を求めるのはやめていただきたいというぐらいのことを考えているわけでございます。さまざまな福祉計画等については私も機会あるごとに発言をしまいたい、そんな思いでございます。

三宮議員の御質問にお答え申し上げます。県の65歳以上の重度障害者が、その補助制度の中で手当がなくなってしまったという件でございます。

社会人として一生懸命お仕事をしていただき、定年を迎え、そして年金が受けられる年ごろになって、脳梗塞であるとか、あるいは循環器系の心筋梗塞等々で倒られる方が最近多

いわけでございます。これから第2、第3の人生を楽しみ、そして自分自身としてもボランティア活動を積極的にやっていこうという方が非常に多いわけでございます。そうしたときに重い障害で倒られるということに対して、県は、先ほど議員がおっしゃったように、平成20年4月1日以降、65歳以上で新たに障害者となられた方については、その支給を対象外としたわけでございます。この改正は、介護保険法や障害者自立支援法の施行に伴い、障害者を取り巻く環境が変化してきたということが言われておるわけでございます。

また、なぜ65歳以上がその対象になるのかということですが、先ほども言いましたように、介護保険制度が発足し、介護認定を受けて介護保険給付サービスを受ければよいというような考え方が一つあるわけでございます。もう一つは、若年から障害者の方々とは違い、現役世代における資産形成が幾らかある。あるいは、厚生年金が支給されているという収入面でのある程度の確保が予測されておるわけでございます。そういった状況において、いわゆる手当の廃止を県の方はされたわけでございますけれども、年金の支給であるとか、あるいは蓄え等においては、これから将来に対する生活給でありまして、これを、そういうことがあるという理由のもとだけでは、私はいかななものかと思うわけでございます。先ほど三宮議員がおっしゃったように、尾張8市の市長会、並びに県・市の懇談会等について、弥富市の議案として提出を申し上げていきたい、そんな思いでございますので、よろしく御理解賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） やはり県民世論にしていくことが改善するかなめでありますし、とりわけ今市長の方から説明がありましたが、介護給付を受ければよいということなんですが、所得の少ない方々が1割負担をするのは大変困難でありまして、障害者手当を受給している人たちと受給できない人たちの間ではかなり差が出ることが心配されますので、ぜひ一日も早く回復をさせていただきたいということを強く求めまして、次の質問に移ります。

次に、介護認定者の皆さんの身体障害者手帳の保有や、また取得のための支援についてお尋ねいたします。

介護認定の皆さんは、身体障害者手帳を取得する条件を満たしている方がかなりあると思われませんが、現在の介護認定者の手帳取得者の割合及び未取得者に対する手帳取得のためのアドバイスや支援はどのように行われているか、説明をお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） ただいま三宮議員の方より2点御質問いただきました。

1点目の御質問でございますが、現在の要介護者のうち、身体障害者手帳等の交付の割合についてでございますが、これにつきましては、介護高齢課の方で昨年21年度に実施いたし

ました介護認定高齢者に係ります障害者控除の対象認定状況により御報告させていただきます。

要介護認定 1 から 5 を受けてみえる方 847 名のうち、既に身体障害者手帳の 1 級・2 級、または療育手帳の A 判定を受けてみえる方 213 名を除きました 634 名の方に申請書を郵送いたしておりますので、要介護認定を受けている方のうち重度の障害をお持ちの方の割合につきましては、213 名の 25% に当たります。

続きまして 2 点目の関係でございますが、特別障害者控除対象者または障害者控除対象者に認定された方に障害者手帳取得のためのアドバイス、または支援についての御質問でございますけれども、要介護といたしましては、仮にその方が施設に入所した場合にどれくらい介護の時間が必要かということのを推計いたしました要介護認定基準時間推計によって定められているものでございまして、したがって障害の程度を示すものではなく、介護にかかる時間の物差しであるということで、弥富市では要介護度を一律障害者控除の適用基準に使うことなく、障害者控除対象者認定書交付事務処理要領というのを設けてございますので、その基準をもとにいたしまして、特別障害者控除対象者または障害者控除対象者を認定いたしております。

認定状況でございますけれども、406 名の方より申請がございまして、全員の方に認定書の方は交付させていただいております。内訳でございますけれども、障害者控除対象者 243 名、特別障害者控除対象者 163 名という内訳でございます。先ほども申しましたように、弥富市独自の認定基準をもとに控除対象者を認定しているわけではございませんけれども、身体障害者手帳等の判断基準とは違ってございますが、介護認定者の中には身体障害者手帳交付対象の方も見えますので、今後はその旨を本人さんにお伝えいたしまして、手帳交付を希望される場合には、医師の証明書をもって交付申請していただくよう御指導してまいりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 確かに介護の認定と身体障害者の認定は別物であります。例えば身体障害者手帳が出る 6 級の場合は、足の場合ですと、足の関節の一つに著しい障害がある者というふうになっておりますが、具体的には歩行やそういうものに障害がなくても、正座ができない程度で 6 級の手帳が出るようになっておりますよね、身体障害者手帳の。

障害者手帳を取得するとどういふことがあるかということですが、まず手当の問題で言いますと、特別重度の障害の皆さんに対する手当というのは、2 級以上の身体障害、あるいはそれに相当する知的障害などが二つ以上ある場合、国の制度を含む特別障害の手当が支給されることになっておりまして、国・県・市を合わせますと、月額、最も重い方が 4 万 530 円、それからその範囲に入って最も軽い方が 2 万 9,940 円というふうに、前年度、21 年度の場合、

なっております。それから、今私が申し上げました１級・２級の障害、あるいは知的障害のＡだとか、そういうものが一つある場合については、弥富市が月額３,５００円、愛知県が７,０００円でございますから、１万５００円の手当が出ております。それから、３級・４級の方については月額２,５００円、５級・６級の方については月額１,５００円の手当がでることとあわせて、身障の３級以上の場合は、保険対象の医療費が子供の医療費などと同じように無料になります。さらに、所得税や住民税の減税や、一定の条件では免除もございます。それから、例えば足などの移動障害の方では、本人が車を運転する場合には１ヵ所で６級以上の障害のある方ですね。７級二つでも６級になりますが、この場合はだめだということで、１ヵ所で６級以上の障害のある方については、本人が運転する車の場合は取得税や自動車税が全額免除されるという仕組みになっておりまして、移動のハンデのある方については、現在は車という移動手段がありますので、かなりいろんな支援が受けられる仕組みになっておりまして、要するに介護で税金の控除だけ、一般的に住民税、所得税の控除だけ受ける方と、それから実際に身体障害者手帳を持っている方との間には大きな差があるわけでありまして、特に日常生活で他人の介護を受けなければならないような方が本来受けられるそういう条件について、行政の側はやはり具体的に、少なくとも６級の手帳の所得なんていうのは、私は要支援であってもできる方が結構あるというふうに考えておりますが、ぜひ手帳が取得できる人については取得できるような支援を積極的に進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

先ほども私の方が申しましたように、要介護の方の中には、議員が言われますように、障害者の交付の対象となる方もたくさんお見えになると思いますので、今後はその方の御希望をお聞きしまして、手帳の交付の方の推進を指導していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○１２番（三宮十五郎君） その際に、私自身の体験から申し上げましても、非常にいろんな問題があるんですね。障害者手帳の取得は大変難しくなっております。例えば弥富市内の病院に勤務されている先生方で、身体障害者手帳のいろんな分野、部位ごとがありますが、それを全部合わせて認可を県からいただいている先生は５７人おります。ところが、そのうち４７人は、海南病院と、それから外来診療を行わない海部共立の先生たちで、実際に開業医の皆さんでは１０人しか許可を持っている方がお見えにならない。特に勤務医の先生たちは、過労死をするような深刻な状態がありますし、それから開業しておられる先生方も、なかなか医師の仕事というのは今大変な状態でありまして、実際に大変時間も手間もかかる大変

なお仕事であります、診断書1枚が大体3,000円程度しか収入にならないという、全額自己負担であります、そういう状況もありまして、なかなか身体障害者手帳を物理的に書いていただくことができないような条件が広がっております。例えば海南病院の場合ですと、どこかの足の障害のある方が何とか障害者手帳をとということで先生にお願いをすると、あなたはきょう、どこの駐車場へとめてきたと。そうすると、あそこからここまで歩いてこれるなら手帳の対象になりませんというんですが、実際にはちょっと違うんですね。多分以前は、3級以上の身体障害者手帳なら医療費が無料になるので大変メリットがあったんですが、実際に足の障害の方なんかは、さっき申し上げましたように、自動車税の免除だとかいろいろなことがありますので、いただけるかどうかで大変大きな差があるのと税金の問題と、両方あります。

さらに、私の年代から、65歳を過ぎて50万ありました老年者控除がなくなったこともありまして、庶民増税が進む、あるいは介護保険なんかのいろんな負担が進む中で、税金がかかるかどうかということで急速に負担が膨らむ、そんなに収入が多くななくても、仕組みがありますので、こういう問題を解消していく上でも、高齢者が仮に軽い障害であっても、手帳が取得できるかどうかということは、実はその方の生活を支援する上で大変大きな意味がございしますが、実際の現場の状況はそういうふうになっております。

私ども、この間、実は海南病院のOBのある先生が、週に1回、ある医院の診察に出てくださっておって、割方暇だということで、実は初め私も事情を知らずにその先生に、海南病院の先生たちにもっと診断書を皆さんの求めに応じて書いてもらうように、大先輩の先生からお願いしてくれといって私はお願いしたんですよ、正直なことを言いますとね。すると、とてもそんな状態じゃないと。私は比較的暇なもので、予約して来てもらえば、医院の方も協力してくれる仕組みになっておりますのでということで、多分弥富市が弥富町時代からやっております、在宅の方の訪問審査で身体障害者の診断書を書くというようなことも、ほとんどこの先生だけがやったださっていたんですね。たまたまお亡くなりになって、そして今、本当に診断書を書いていただくことが、実際にかかりつけの自分のところの整形の患者さんの身体障害者も、さっき言ったような、6級だとか、5級だとか、あるいは4級ぐらいの手帳は出る人たちが結構おるんですが、以前は老年者控除もあったことから、税金なんかがあんまり変わらんということで、ほとんど利用されなかったんですが、今はやっぱりそういう状況じゃなくなってきておりまして、書いていただくメリットが非常にあるということが一つと、しかし現実にはなかなか書いていただけないと。私どもも、ぜひどなたかの先生にお願いして、そういう役割を果たしていただける方をどうしても探さないといかんというふうに思っておりますが、なかなか現状は厳しい。ぜひ医師会等にもお願いしていただいて、なるべく自分のところの患者について障害者手帳を出せる医師がおるところでは書いていた

だくようにお願いしていただきたいということが一つと、それから既に以前の病気やけがで一定の障害になっている人が行って書いていただけるような場所、さっき私が申し上げたような先生のような人がどこかの病院におっていただくと大変助かるんですが、こういうこともお考えいただきたいと思いますのと、どうしてもいかな場合は、江南市なんかやっていたんですが、社会福祉協議会の車で健身会館に予約をして、そしてそこへ、特に所得が少なく、あるいは一定の障害があつて自分でなかなか病院に行けないような人たちを連れていくとかということもやっておりまして、私も、さっき言った先生にお目にかかる以前は、ほとんど健身会館を随分以前ですが使っていたんですが、そういうことも含めて、かなり医師会の協力、行政のサポートというものがないとせっかくの制度が利用できない状況になっておりますので、この点でもひとつ御尽力いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 平野民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答え申し上げます。

医師の証明書につきましては、現制度により証明していただくよう、医師会とも必要な調整をさせていただきます。また、一步進んで、そういう指定医ができるかということも調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） ぜひよろしくお願いいたします。県の担当者にお目にかかったときも、障害福祉課に直接お邪魔してお話ししたら、もし足りないようでしたらふやすということも言うんですが、実際に海南病院の業務の状態や、それから外来の診察をやらない病院の人たちがたくさん持っていて、なかなかこれは使えない仕組みになっておりますので、そのことも含めてぜひ努力をお願いして、次の質問に移ります。

国や県や市の制度を、特に高齢者やハンデを持っている方が利用していくという面で少し個別にお尋ねいたしますが、実は決算の打ち合わせをやっておりましたところ、ことしの10月1日から国民健康保険の一部負担金の免除や減額及び徴収猶予に関する取扱要綱が、従来の生活保護基準の1.1倍というのが1.15倍に拡大されて、貧困の状態が続き、前3ヵ月の収入がそれ以下の場合については自己負担分を全額免除すると。それから、それを超えて、従来は1.2倍まででありましたが、1.3倍までは2分の1に自己負担を減額する。それから、従来は1.2倍でありましたが、1.3倍を超え、1.4倍までは徴収猶予して、市が直接本人と分割だとか納付を相談してやっていくというふうに、大きく改善されることが今準備されておることがわかりました。これは、県の後期高齢者医療制度の中でやられたことと、この間、地方で市町村が協力しながら進めてきたことの中で、あるいは国自身も、せっかくこういう制度がありながら実際活用されていない中で、活用できる仕組みをきちんとつくろうということで、私どもは早くから、一日も早くこの制度をもっと実際に利用できるものにと

を求めてまいりましたが、いよいよ本格的に海部郡の市町村では、この10月1日から、国民健康保険の加入者についてそういう制度の適用を実施できるようにしていくということでありますし、またあわせて、そのときにお尋ねしたことなのですが、後期高齢者医療制度では、精神の1・2級の障害者、身体障害者手帳の1級から3級に相当する人たちに対しては、弥富市は早くから精神の障害、病気そのものについては、弥富町時代から助成制度をつくっていましたが、県の後期高齢者医療制度の方では、これも福祉給付金の対象にして無料にするということが既に始まっているようでございます。他の市町村でも、精神の病気で、しかも身障の3級に相当するようなどころについては、そういう対象にして、一般疾病もというふうにしているところもありますが、県の制度として後期高齢者についてそういうことがやられる、それから今言われたような、かなり従来に比べると大幅な改善になる制度の実施に市町村が踏み出すときがありますので、精神の疾病についても、身障の3級までに該当するような障害者については一般疾病に移していくと。もともと3障害は同一の取り扱いにして国や県や市町村は支援をするというふうに基本法で定められておりますので、ぜひこの機会に、そうしたことについてもハンデを持った人たちが安心して活用できる仕組みに向けての改善を検討していただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 前野福祉課長。

○福祉課長（前野幸代君） 御質問にお答えさせていただきます。

助成制度の活用の支援をという御質問でございます。身体障害者手帳、それから療育手帳、精神障害者保健福祉手帳というものを交付するときには、市の心身障害者扶助料、それから精神障害者給付金、福祉タクシー料金助成制度などの説明をさせていただいております。また同時に、愛知県発行の福祉ガイドブックをお渡ししておりまして、その中にあります障害者に対する主な福祉施策一覧表には、肢体不自由、視覚障害、内部障害、知的障害、精神障害者などの障害区分別に、在宅重度障害者手当、自立支援医療、それからNHK受信料の免除など、どのような施策が受けられるのか、わかりやすく福祉施策の内容が記載されております。その方の障害区分に応じまして、わかりやすいようにマーカーをつけ、また該当する支援についての説明をさせていただき、申請漏れのないようにしております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 平野民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

ただいま福祉課長から障害者の関係の方を説明いたしました。後期高齢者の給付金につきましては、窓口等で皆様がわかりやすいような対応をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

- 1 2 番（三宮十五郎君） 念のためにお尋ねしておきたいですし、まだ今の答弁で私の答弁に漏れていることもあわせてお願いしますが、一つは、国民健康保険一部負担金の免除、減額及び徴収猶予に関する取扱要綱というのが平成19年10月1日につくられて、そういう方向に始まったんですが、このときに私どもと市側の間で一番問題になったのは、所得が激減した人のみであって、もともと所得の低い人について言うと、生活保護基準にのっとって定めてありますが、それは対象にしないと。そのこととあわせまして、その世帯の年間所得が33万円以下でなければならないということで、ほとんど適用されずに今日まで来たんですよ。先日、担当課に確認しましたところ、実際に今は市はそういう対応をしていないというふうにお答えになっておりますが、そういう理解でよろしいでしょうかということが1点。

それからもう一つは、先ほどの後期高齢者の皆さんに限ってですが、精神の病気について、身障の3級以上に相当する方については、一般疾病も含めて福祉給付金で対応するというふうになっているということでございますので、もともと障害者医療制度は県と市町村が共同でやってきた制度でありますので、後期でそういう形をとられるなら、ぜひ県とも相談をされて、一般、要するに65歳未満の方についても、先ほども申し上げましたが、3障害、身体障害、知的障害、精神障害を同一のものとして、日常生活やそういうものに一定の障害がある人たちについては支援するという基本法の立場から見ても、せっかく県が後期高齢でそういう対応をされるなら、一般の若年の方でもそういう対応をしていただくように、制度の改正について御尽力いただきたいということを質問したんですが、御回答がなかったもので、あわせてお願いいたします。

- 議長（伊藤正信君） 平野民生部長。

- 民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 第1点目の国保の減免につきましては、10月1日からの予定でございますが、前3ヵ月の収入が生活保護基準を下回る金額の方については減免の対象ということにいたします。

それから、65歳以上の障害者の支援につきましては、三宮議員が何をもって言われているのかちょっと理解に苦しむところがありますので、もう一度検討していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

- 議長（伊藤正信君） 三宮議員。

- 1 2 番（三宮十五郎君） 何をもってって、私が保健年金課でお尋ねしたら、後期高齢者については福祉給付金で、今の身障の3級に相当する精神障害の人たち、要するに障害者福祉手帳の1級・2級に相当する人も、精神の病気だけじゃなくて、一般疾病も全額無料にする仕組みを既に始めておるということをお尋ねしましたので、もともと3障害を同一にということが、障害者基本法の、精神の障害も含めて制定された経緯でございまして、早くからこの問題は県の制度として確立するようにと、弥富市は独自に精神の障害だけは市の制度とし

てやってあって、最近は精神の障害については県や国の制度も含めて、精神の障害のみをやっておるんですね。だけど、後期でそういう形で始められたなら、ぜひこれは、もともと3障害一体という障害者基本法の趣旨に沿う立場でひとつ改善できるように制度改正を図りかけていただきたいと、こういう質問をさせていただいたんですが。

○議長（伊藤正信君） 平野民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 福祉医療については、今、国保の方でやっている状況でございます。今の三宮議員の要望につきましては、今後検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） ぜひ本来の障害者基本法の趣旨に沿った対応が、愛知県も私は障害者医療に関しては本当に全国で最もすぐれたものだというふうに見ておりますので、そういう法の精神に沿ったものに近づけていくような御尽力を強くお願いいたします。

あまり時間ありませんので、あと国に対する市の対応ですね。冒頭にも申し上げましたが、一つは、あんまり小さい町ではそんなことはなかったわけではありますが、100歳を超えた人たちの所在がわからないとか、あるいは恐らくもっと下まで行けば、所在不明者はもっともっとたくさん出るだろうというふうに言われておりましたが、冒頭に申し上げましたように、老人福祉法で定められたような一人一人の支援台帳をつくるということが実際に行われておれば、あるいはそれに近いようなことができる状態なら考えられんことですよ。本当に国の仕組みが壊れてきている中で、これ以上の職員の削減をせずに、必要な人材を確保するための手だてをとっていただくこと。

さらに、障害者自立支援法につきましては、応益負担をなくしてほしいという障害者団体の強い要請もありまして、裁判もそういう方向で解決を図っていきましようという合意ができて和解しておりますが、実際には遅々として事が進んでいない。先ほども市長がおっしゃられたように、費用負担がどんどん市町村や国民にかかっていく。財源がないからといって、庶民に対して増税や、介護保険や後期高齢者医療制度を初めとして、本当に所得の低い人たちに対して耐えられないような負担が広がっておりますが、こうした問題を解決するためには、社会が作り出した富の配分をきちんと、もともと人が働いて、そして自分の生涯と、そして次世代の後継者を育てるだけの収入がきちんと得られる。そして、年金や社会保障制度の保険料がきちんと払えるような働き方をつくっていくことが問題の解決の一番基本となるというふうに私は思いますが、やはり裁判でも既にそういうことを約束して和解しております。障害者自立支援制度の応益負担を基本とした仕組みを改めて、能力に応じて負担をするという仕組みにしていく障害者団体との約束を一日も早く実施に移すこと、あるいは、この福祉という仕事は、本当に市や県の職員の皆さんが今でも大変な御苦勞をしながらやって

おりますが、もう手が回らない状態がどんどんどんどん広がってきていることが、最近のいろんな問題が発生してくる大きい原因になっておりますので、これ以上の人員削減を行わないことや人材の確保、さらにお年寄りの皆さんや障害のハンデを持っている人たちが仕事がないどころか、35歳以下の若者の半分以上が非正規雇用で、しかもその非正規雇用の人の7割が自分の収入だけでは生活できないというような深刻な事態になっております。市長は、国民健康保険の滞納が大変あるけれども、やはりこれはきちんと納めていただくようにというお話を先ほどされましたが、実際に今の収入や所得の状況からいいますと、同じ非課税世帯であっても大変大きな違いが実収入の上ではありますよね。そのところもきちんと見ていただいて、弥富市でも過年度の滞納につきましては強制的に取り立てない、一定の条件が整えばなかったことにするという制度も本年度から発足させておりますが、そういう違いもあって、さっきの質問の中でも申し上げましたが、国民健康保険なんかは、他の社会保険制度に入れない人たちを無条件に市町村が受け入れてやっていく制度であり、特に高齢者の皆さんなんか、ほとんどここへ入ってくる仕組みになっておるわけでありまして、そういうことを考えますと、当然支払い能力のない人たちがいっぱい入ってくるわけでありまして、さきにも市長がおっしゃられましたように、そういう人を抱える制度であるなら、国が必要な負担をしていただく仕組みをきちんとつくっていただく。そういう制度の改正をしていただくことを通じて、市町村に負わされている諸課題がきちんと果たせる。高齢者や障害者の皆さん、とりわけハンデを抱えた皆さんが安心して暮らせるまちにしていく土台というのは、やはりどれだけ国がその責任を果たしていただくかということも大変大きな比重を占めることでありますので、ぜひ先ほど申し上げた立場で、国に制度の改善や努力を強く要請していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

今、本当に社会保障の問題等については、もう既に待ったなしというような状況のものがいろんな分野においてあるわけでございます。しかし、国民一人一人は、権利・義務という形の中でやはり義務の履行もしていかなきゃいけないことは言うまでもございません。そうした中で、個人個人が果たしていくべき責任というものをやはり明確にもしておきたいわけでございます。また、私どもといたしましては、さまざまな社会保障の問題につきまして、県あるいは国の方に対してはいろんな角度から要望してまいりたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） それぞれの人たちが、それぞれの立場で、それぞれの役割をきちんと果たしてもらわなきゃならんという市長の今おっしゃられることは全くそのとおりだと

と思いますが、問題は、実収入が生活保護基準を割り込むような人たちが、今、全国平均で見ると、生活保護を受けている人の大体五、六倍いるという実態の中で、国もようやく、法律としてはあったやつを慌てて全国的に実施できるようにということで、国民健康保険なんかの医療費の減額や免除の仕組み、それからもう一つは、実際に支払い能力のない人たちに対する税金を減額や免除するということについても、弥富市も本年度から踏み出してくださったわけでありますので、やはり支払い能力によって負担をしていただく。それから、課税も可能な限り、例えば国民健康保険につきましても、新年度から低所得者向けの、弥富市の場合、所得の低い人たちが比較的高くなっているものについては新年度に改正するということを経済的に約束していただいておりますが、そういう支払い能力に応じて負担をするという仕組み、特に生活保護基準に近いような人たちがふえてきている中で、ここはきちんとある程度見ていただいているということについては私も理解をしておりますが、みんなが負担をする制度であると同時に、負担できない人については減額や免除するという仕組みが、ようやく国も含めた仕組みとして動き出しておりますので、このことについても十分御留意いただいで進めていただきたいということを強く要請いたしまして、質問を終わります。

- 議長（伊藤正信君） ただいま約1時間ほど質問いただきましたので、ここで暫時休憩をいたしまして、11時5分から会議を開きます。

では、休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時56分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（伊藤正信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に炭竈ふく代議員、お願いいたします。

- 2番（炭竈ふく代君） 2番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして、1点目にヒブ予防ワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの公費助成についてお尋ねをいたします。

乳幼児の髄膜炎など重い感染症を起こす細菌性髄膜炎の予防ワクチンでございますが、以前からこの髄膜炎の後遺症を持つ親の会が早期承認を訴え続け、ヒブワクチンにつきましてはやっと2007年1月に製造を承認されたという、皆さんが待ちに待った承認でございました。そして、翌2008年12月から予防ワクチンの接種が始まりました。ヒブワクチンは、世界保健機構が1998年に定期予防接種を推進し、100ヵ国以上で使われたにもかかわらず、先進国である日本は導入されていませんでした。

細菌性髄膜炎は、脳を包む髄膜に菌が入り、炎症を起こす病気で、発症年齢は生後3ヵ月

から5歳ごろまでに多いとされています。国内では年間1,000人近くの小児に罹患し、重症化して約5%が死亡、救命できても約25%の方に難聴や言語障害、また運動障害などの後遺症が残ると言われています。このヒブワクチンの接種は、生後2ヵ月から7ヵ月未満で1回、その一、二ヵ月後の間隔で2回接種をし、それからまた1年後に1回と、合計4回の接種を行うことになります。接種費用は1回7,000円から9,000円程度で、これを最大4回の接種ともなれば、大変高額な負担をすることになります。髄膜炎の症状は風邪に似ていて、病気の進行が非常に速く、朝は風邪を引いたようだと思っていっても、夕方には髄膜炎と診断されることがあるそうです。耐性菌がふえて治療が難しい例もあるとされ、ワクチンで防ぐしかないのが現状であります。

障害に苦しむ患者さん、またその親や家族の訴えが、近年、新聞やテレビなどでよく報道されています。こうした病気の症例は、その患者さんや親の訴え、そして患者さんの状況、どのような障害が出ているのか、親御さんがどう苦しんでおられるのか、また毎日の生活の中で子供とお母さん、また周りの人たちがどういう思いをしながら子育てをしておられるのかなど、報道を見て、また実際に話を聞く中で初めて知ることも多くありました。一日も早いワクチンの承認、そして販売をと、家族の方々の切実な思いで厚生労働省に要望を提出し、訴え続けるなど、長い長い道のりがあって、やっとワクチンが接種されるようになった経緯がございます。

ある若いお母さんですが、ヒブワクチンがあるということを知り、本当は接種したいと思ったけれども、費用が高くて、今の生活状況ではとても厳しくて接種はやめましたと言っておられました。また、ワクチンのことも、こうした病気がワクチンで防げることも知らなかったという方もいらっしゃいました。しかし、今やテレビ、また新聞等で報道され、紹介をされるようになり、やはり心配だから接種したい、また必要だというお母さんたちの声も多く聞かれるようになり、私も御相談を受けるわけでございますが、そこで初めに、こうした予防ワクチンについて住民の方々から問い合わせや御相談があるかと思いますが、いかがでしょうか。例えば弥富市では接種費用は幾らかかるんですかとか、また既に接種を受けられた人の人数であったりとか、接種を受けるにはどうしたらいいのかなどと、ほかにもあるようでしたら具体的な状況を教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（伊藤正信君） 渡辺健康推進課長。

○健康推進課長（渡辺安彦君） お答え申し上げます。

ヒブワクチンにつきましては、平成20年12月から販売され、接種可能になったワクチンですが、ヒブによる感染症は、乳幼児に化膿性髄膜炎、敗血症、肺炎などの重い全身感染症や、中耳炎、副鼻腔炎、気管支炎など気道感染症も起こします。日本では年間600人が発症し、そのうち約30人が死亡、約150人に重い後遺症が残ります。

質問でございますが、このワクチンについての問い合わせということでございますが、数件ありました。内容については、何歳ぐらいから打てるのか、また何回打つのかといったような内容でございました。

接種費用につきましては、議員は先ほど7,000円から9,000円ぐらいというお話でございましたが、医療機関に尋ねますと、おおむね七、八千円だろうというようなことを聞いております。

次に、接種を受けた人数でございますが、これにつきましては、現在、各個人が直接医療機関へ行かれて接種をされるということで、市としましては、その人数は掌握しておりません。

どうしたらいいかということでございますが、今申し上げましたように任意接種ということで、これを接種される医療機関へ尋ねられて、それで直接行っていただいて接種を受けていただくということになります。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） ワクチンにつきましては任意の接種であるために、親の経済力や情報の有無で子供の健康や成長に大きく差ができてしまうという厳しい指摘もされております。これは埼玉県久喜市ですけれども、「ヒブ髄膜炎って何？」といった小冊子が病院の待合室に置かれてあるそうです。そこで、弥富市におかれましても、病院や母親教室などで細菌性髄膜炎の正確な情報をより多くのお母さんたちに知っていただくための工夫で周知を図っていただきたいと思います。これについてはいかがでしょうか、お聞かせください。

○議長（伊藤正信君） 渡辺健康推進課長。

○健康推進課長（渡辺安彦君） お答え申し上げます。

病院や母親教室でということでございますが、このワクチンの内容等を何らかの形で市民の皆さんに知っていただくということで、いろんな方法を考えたいと思っております。以上です。

○議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。小冊子やそういうパンフレットを利用していただいて、皆さんが目にしやすい身近なところに置いていただくということもそうですし、また弥富市のホームページなんかにも掲載していただければなあということも思いますので、よろしくお願い申し上げます。

また、細菌性髄膜炎の原因となる菌は、ヒブ菌が5割から6割で、ヒブに次いで肺炎球菌が2割を占めています。この肺炎球菌は、その名のとおり、肺炎の原因となる細菌ですが、乳児では肺炎だけではなく、髄膜炎、急性中耳炎、菌血症などといった重症な細菌感染の原因になります。日本ではなかなか承認がされなかったのですが、2008年のヒブワクチンに次

いで、小児用肺炎球菌ワクチンは、ことし2010年の2月にようやく販売されることになりました。小児用肺炎球菌ワクチンは、接種開始年齢により接種回数が4回から1回と異なりますが、1回が1万円近くの費用で、いずれにせよ自己負担は高額なものになります。細菌性髄膜炎などの病気から子供を守る予防ワクチン、こうしたワクチンの接種は任意のため、全額自己負担が原則ではございますが、経済的負担を軽減するため公費助成に取り組む自治体が広がっていることが厚生労働省の調査で明らかになりました。調査は、ことし3月、厚労省が都道府県を通じて全市区町村を対象に実施し、定期や任意を含む予防接種への公費助成の状況などについて、1,744の市区町村から回答を得ての集計結果によりますと、子供の細菌性髄膜炎の原因となるヒブ予防ワクチンについて公費助成を行う自治体は204の自治体であり、全体の11.7%に上ります。公費助成を始めた市区町村は、接種が始まったときの2008年度ではたった四つの自治体だったのですが、翌2009年度には57の自治体に、そして2010年度には143の自治体にと急増しております。助成をされる金額も、3,000円から4,000円未満とする自治体が44.1%を占めております。また、ヒブに次いで細菌性髄膜炎の原因となっている肺炎球菌の小児用予防ワクチンに公費助成を行う市区町村は、11の自治体であります。うち36.4%の自治体の助成額が5,000円以上となっております。

私たち公明党は、国会議員や地方議員が連携し、ヒブワクチンや小児用肺炎球菌ワクチン、またHPVワクチンなどの予防接種への公費助成を訴えてまいりました。こうした取り組みにより、例えば東京都や兵庫県は、管内の自治体がヒブワクチンの予防接種に対して公的助成を行う場合、その費用を補助する独自の支援策を展開しておりますし、肺炎球菌については東京都千代田区などが助成を行っています。また、県下名古屋市においては、ヒブワクチン、そして小児用肺炎球菌ワクチンともに、今年度10月より半額を助成すると聞いております。そこで、来年の予算編成に当たって、こうした地方自治体に広がる予防ワクチンの助成について、我が弥富市も積極的に取り組むべきと考えますが、市長の御見解をお伺いいたします。

- 議長（伊藤正信君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 炭竈議員の御質問にお答え申し上げます。

その前に、ワクチンについて少しお話をさせていただきたいわけでございますけれども、先日、海南病院の山本院長に大変お忙しい時間を割いていただきまして、ワクチンについて少し勉強させていただきました。

院長によりますと、日本のワクチンに対する開発は、先進国アメリカ、ヨーロッパに比較すると20年はおくれてしまったというふうに言われました。まさに「ワクチン・タイムラグ」という言葉があるそうでございます。昭和の末期から平成にかけてのワクチンによる副作用ということが大変大きな社会的な問題になったからでございます。厚労省としては、こ

の問題からどのように責任を回避するかということも、例えば薬害エイズの問題等々において、そのことがあらわれておるわけでございます。また、そうした中で、厚労省としてもワクチンに対する慎重さが芽生えたというような状況であるわけです。しかしながら、昨年の新型インフルエンザの大流行によって、そのワクチンの必要性和国民の認識が大きく変わったというふうにおっしゃいました。いわゆるワクチンの抗体に対する、感染ということに対する予防をしっかりと押さえていかなきゃいかんということが国民の意識の中にもしっかりと、安心・安全という状況の中での認識が大きくなってきたわけでございます。

先ほど言いましたように、20年おくらせてしまったという理由で、日本のメーカー、特に武田薬品であるとか、あるいは第一三共というのが、このワクチンの開発の大手のメーカーだそうでございますけれども、一たんは引いてしまったわけでございます。しかしながら、先ほど言いました、いわゆる新型インフルエンザの流行というような状況の中で、再度、新しいワクチンの開発ということが急務であると今言われておるわけでございます。今後においては、国内外を問わず、ワクチンの開発ということに対して、日本のマーケットに対して多くのメーカーが参入してくるだろうというふうに言われておるわけでございます。

そういうような状況の中で、次から次にワクチンに対する開発が行われてくるだろうという予測をしているわけでございます。私ども自治体としては、さまざまな病気の感染を食い止めていかなきゃいかんということで、そのワクチンに対する必要性は十分認めるものでございますけれども、一方では財源負担が大きな負担としてあるわけでございます。そういう状況の中で、それぞれのケースについて考えていかなきゃならないというふうに思っているところでございます。

先ほど所管の方から、ヒブワクチン、あるいは小児用の肺炎球菌については説明をさせていただきました。1回の接種料であるとか、対象年齢であるとか、あるいは何回接種したら効果が出るかというようなところについてお話をさせていただいたところでございます。そしてまた、議員の方においても、これは欧米先進国では国の責任において実施をしておるとい話がございましたように、私も、そのように考えるのが普通であろう。予防接種法を改正してでも任意接種から定期接種に変えていく、これぐらいの勇気がないと、なかなかこういったようなものについては徹底できないというふうに思うわけでございます。しかし、一概にそこまでは、なかなか現実としては厳しいだろうということも予測されます。私どもとしては、子供さんたちでございますので、この重症リスクを回避するために一定の支援ができないかということ、今後、医師会、あるいは他の市町村ともよく協議を図りながら考えていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

一つの例として、補助案として考えておるのが、ヒブワクチン、2歳未満、今対象は弥富市は800人ほどお見えになるわけでございますが、接種率が60%として、1回の接種費用が

8,000円という形で計算しますと、1,000円例えば補助をするというような状況におきましては、約200万円の補助金となるわけでございます。そうした形で回数を掛け合わせていただければ大変な補助金額になるということも、一方では御理解も賜りたいと思っております。

しかしながら、繰り返しますけれども、子供さんたちの重症リスクを避けていかなきゃいかんという前提に立ちまして、一定の支援ができるよう考えていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） さきに申し上げましたように、全市区町村で今年度、ヒブワクチンでは143の自治体、そして小児用肺炎球菌ワクチンでも11の自治体が既に公費助成を始めているわけですし、髄膜炎から子供たちを守るために早期に、せめて全国平均の補助でヒブワクチンや小児用肺炎球菌ワクチンに経済的な負担なく接種が行われますように、ただいま市長から御答弁をいただきました、国の事業としても要望していただきたいと思ひますし、また一定の支援ができるように、医師会との協議をして進めていかれるということでございますので、ぜひともお願いを申し上げまして、安心してみんなが子育てができる環境づくりのために早期の実現を切にお願い申し上げまして、次の質問に移りたいと思ひます。

2点目に、乳がん、子宮頸がんの検診クーポン継続実施についてお伺いをいたします。

若い女性にふえている子宮頸がんは、主に性交渉によって感染するヒトパピローマウイルスが原因で起こる病気で、日本では年間1万人以上が発症し、3,500人ほどが命を落としていると推計されています。ワクチンは、このHPVの種類の中でも子宮頸がん発症の原因の約7割を占めていると言われる16型と18型のウイルス感染を予防するのに高い効果が期待できるとされています。例えば日本で12歳の女子全員にワクチンを接種した場合、子宮頸がんの発生を年間73%も減らすことができるとの試算もあるほどです。そうした効果から、このワクチンは世界100カ国以上で承認をされ、その多くの国々で、主に10代の女性を接種対象に公費助成が進んでおります。日本では2009年10月に承認をされ、同じく12月から販売が開始をされました。こうした動きと連動して、ワクチン接種に公費助成を行う自治体は、ことしの6月現在の厚労省の調査で114の自治体にまでふえているそうであります。名古屋市では、今年度において10月より、中学1年と2年生を対象に全額無料で接種を行うと聞いております。我が弥富市におきましても、子宮頸がんワクチンの接種に対し23年度より、対象年齢など国との整合性、方針などの詳細を見きわめた上で助成事業を実施する予定であることを、さきの全員協議会で発表していただきました。

そこで、市長にお伺いしたいと思います。23年度からの子宮頸がんワクチンの助成事業でございます。実施の方向でお示しをしてくださいましたが、我が市も手厚い助成をしていただきたいと思っておりますが、現時点において市はどのような方向性で実施をするお考えな

のかをお聞かせいただきたいと思います。

- 議長（伊藤正信君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 炭竈議員にお答え申し上げます。

子宮頸がんワクチンの助成につきましては、さきの6月議会でも議員の方から御質問をいただいたところでございます。そして、私どもといたしましては、今、この子宮頸がんにかかられる方が、20代、30代という若い女性が病に冒されるというようなことがあるわけでございます。そうした中で、早くこれはしっかりとした助成をして、接種をしていただきたいということを考えたわけでございます。そして、今年度、この9月補正を皆様にお示しさせていただき、10月から開始をする予定でございました。先ほど議員の方からもお話がございましたように、厚生労働大臣が過日、この子宮頸がんワクチンについては来年度の予算に計上するという形で、150億という金額まで示されたわけでございます。まだ具体的には、対象年齢をどういう形にするか、あるいは1人当たりの補助金額をどういう形にしていこうかということは具体的にはなっておりませんけれども、いずれにしても国が約束されたことでございます。このワクチンの接種事業におきましては、当然県の方も何らかの動きを示されるのではないかなというふうにも思っております。そうした中で、国、県、市町村というような状況で負担し合って助成する仕組みを私は想定させていただきました。そういう状況の中で、大変申しわけございませんでしたけれども、この10月開始ということを経年の春という形で延ばさせていただいたわけでございます。国、県、あるいは市町村という役割分担がしっかりと明確になった場合に、市としても、この子宮頸がんワクチンに対する補助は実施をさせていただきます。予算に組み込んでいきたいというふうに思っているわけでございます。

1回の補助額につきましては今検討中でございまして、まだ定かにするわけにはいきませんが、基本としては、何とか3分の1の助成はできないだろうかということを考えておるわけですが、先ほどもお話をさせていただいたように、国、県の動向を見ていかなければいけないと思っているところでございます。

しかし、先ほども私が答弁をさせていただいたように、このような子宮頸がんワクチンは、もう任意接種ではなくて、まさに定期接種に移行すべきだということを強く国の方は考えていただきたい。若い女性がこのような病にかかれて、ますます少子化に拍車をかけるというようなことにもなりかねないわけでございます。そうした状況の中で予防接種法を改正し、いわゆる国の定期予防接種という形で、他の定期接種と同じような考え方をこの子宮頸がんワクチンについては持つべきだろうということを強く思う次第でございます。以上でございます。

- 議長（伊藤正信君） 炭竈議員。
- 2番（炭竈ふく代君） 以前から私もワクチンへの公費助成を訴えてまいりましたので、今

後の市の取り組みに対しまして非常に期待をしているところでございます。子宮頸がんは、発症原因が唯一わかっているがんであり、それゆえほかのがんとは異なり、ワクチンと定期検診の両輪によってほぼ予防ができるとも言われています。この定期検診につきましては、国の緊急経済対策の一環として、2009年度より乳がんと子宮頸がんの検診無料クーポン事業が実施をされ、検診率の向上に寄与されたかと思えます。また、我が弥富市は、昨年同様、引き続き今年度も無料クーポンを発行し、検診への取り組みをしていただいております。しかし、受診ができる対象年齢が、子宮頸がんは20歳から40歳、乳がんは40歳から60歳と5歳刻みに当たる方であり、どちらも年齢対象外で受診ができない方々のためには、最低5年は継続をしていただくことで皆さんが平等に受診ができるかと思えます。

そこで、市独自の健康推進事業といたしまして、乳がん、子宮頸がんの検診のクーポンの継続実施をしていただきたく、我が市も子宮頸がんゼロへの挑戦をすべきだと考えますが、いかがでしょうか、御答弁いただきたいと思えます。

- 議長（伊藤正信君） 渡辺健康推進課長。
- 健康推進課長（渡辺安彦君） お答え申し上げます。

この検診につきましては、今議員がおっしゃられましたように、平成21年度より国の緊急経済対策の一環として、がんの早期発見・早期治療を目的に、受診率の向上を図るため、節目年齢の女性に対しクーポン券を郵送し、乳がん、子宮頸がんの検診を無料で受けていただく事業が開始されました。平成21年度は全額国の補助でありましたが、22年度につきましては2分の1に変更されました。23年度以降については現在未定であります。

21年度のクーポン券による乳がん検診の実績であります。対象者は、40、45、50、55、60歳と5歳刻みで60歳まで1,505名対象でありまして、受診された方が419人、受診率にしては27.8%でありました。子宮頸がんにつきましては、対象者は、20、25、30、35、40歳の方1,512人の対象者に対し、受診者371人で、受診率は24.5%でありました。当市としましては、国の定めた節目年齢が5歳刻みであるため、少なくとも5年間事業を継続できるよう、市長会等を通じ、国に23年度以降の財政措置を要望しているところであり、国の支援に沿った形で来年度も行っていきたいと考えております。以上です。

- 議長（伊藤正信君） 炭竈議員。
- 2番（炭竈ふく代君） 御答弁いただきました。

確かに、国の補助としてクーポン券の事業に対しましては21年度は100%ございまして、22年度が50%に減りましたけれども、市はその2分の1を補助していただいて、応援をしていただいているところでございます。ただいまの御答弁の中で、23年度以降は国に財政措置を要望していくということでございますが、国の支援に沿った形ということでございますが、例えば国のその財政措置がなくなった場合は事業を行わないということでございましょうか、

お願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 渡辺健康推進課長。

○健康推進課長（渡辺安彦君） お答え申し上げます。

市としましては、5歳刻みの乳がん検診、子宮頸がん検診につきまして、5年間継続しないと不公平が生じることとなりますので、何らかの形で、市独自で平成25年度まで継続したいと考えております。この場合につきましては、検診システムの見直し、費用の削減を図った形で行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） 大変前向きな御答弁をいただきました。5年間継続でございますので、来年度から3年間、平成25年までの継続ということでございます。ぜひとも事業を進めていただくことを強くお願いいたします。

また、日本は世界有数のがん大国であり、がん対策の柱の一つであるがん検診について、がん対策基本計画では2011年度までに受診率50%以上という大きな目標を掲げています。無料クーポンでは少しは検診率が上がっても、全国平均は24.5%で、国が目指す50%にはほど遠いのが現実でございます。検診について身近な女性にさまざま聞いてみますと、忙しくて時間がない、また恥ずかしいからちゅうちょしてしまうという方、そしてまた面倒だからとか、私は健康だから必要がないのという方もいらっしゃいました。そして、別途費用がかかるみたいだからと理由もさまざまでございますが、一方、無料クーポンを手にしたことで、クーポン券に後押しされ、受診をした結果、がんの早期発見で治療することができ、今、本当に元気に生活を送っていらっしゃる方の感謝の声も聞いております。この国の受診率50%以上という目標年次まであと1年半でございますが、こうした声を受けて、当局は、今後、受診率向上対策への取り組みについてどうお考えでいらっしゃいますか、お伺いをいたします。

○議長（伊藤正信君） 渡辺健康推進課長。

○健康推進課長（渡辺安彦君） 受診率向上の取り組みということでございますが、乳がん、子宮頸がんを初め、当市で行っております各種がん検診につきましては、多くの市民に受診していただくため、がん検診のチラシの全戸配布、またホームページの掲載、広報の掲載を毎年行っております。今年度につきましては、回覧でのPRや、市の各施設にビラを置かせていただいたり、また商工会を通じてビラを配布していただいたりしました。また、福寿会にもビラの配布をお願いしました。来年度からも、これらの方法を中心に、受診率の向上に取り組んでまいりたいと思います。

また、仕組みについては、がん検診につきましては海部統一の事業になっております。海部郡の市町村といろいろ相談しながら、よりよい仕組みをまた考えていきたいと考えており

ます。以上です。

○議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） 特に予防できる唯一のがんが子宮頸がんであり、検診とワクチン接種を併用することでほぼ100%発見ができ、そして予防ができるとされております。日本では年間3,500人も女性が亡くなり、1万人以上の方が罹患すると言われております。また、国は、12歳の女性へのワクチン一斉接種に必要な費用は210億円とされる一方、罹患者をなくすことで節約できる医療費は約400億円に上るとの試算も紹介をされております。このように、医療費節約のためにも、また女性の健康と生活を守るために、一人でも多くの市民がワクチン接種、並びに検診が受けられるように、今後しっかりと取り組んでいただきますことを切にお願いし、要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（伊藤正信君） 次に山本芳照議員、お願いいたします。

○9番（山本芳照君） 9番 山本です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

初めに、服部市政が誕生して3年と9ヵ月が経過しようとしております。市長が掲げてきた市政の充実についてお伺いをいたします。

職員のあいさつ運動については、市民の皆様により役所が愛され、親しまれ、利用しやすい役所づくりの一環として職員のあいさつ運動が実施されてきましたが、その結果どのような成果があったのか、お伺いをいたします。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 山本議員の御質問にお答えをしていきたいと思っております。

行政の推進に際して、私ども職員の立場ということにおいて、大変いい御質問をいただいたなあというふうに思うわけですが、私は就任以来、行政運営の推進の基本的な考え方として、一つは、市民と協働によるまちづくりをしっかりと進めていこう。そして一つは、情報の共有化をした市政、いわゆるオープンな市政をしていこうということ、そしてまたもう一つは、先ほどお話をいただきました職員のあいさつということを基本にしながら、役所とはという形の中で、市民のために役に立つところでなければならないという形で、職員の意識改革を常に求めてまいりました。

職員の意識改革の基本は、私はやはりあいさつにあるというふうに思っているわけですが、役所に来庁していただきまして、いろんな形で私ども職員と接していただくわけですが、そのときに気持ちのいいあいさつで始めれば、やはり気持ちも和らぐわけですが、また、職員間同士のあいさつにおいてもしかりでございます。先輩・後輩という立場があっても、あいさつということは上下関係を本当に密にしていこうわけですが、山本議員のおっしゃるような運動という大それたことはしておるわけではございません。今、市民の皆様から、3年9ヵ月になりまして、少しは変わったかなあという形で一定の評

価をいただいているところだと思っています。まだまだ我々として、市民の皆様にとってやっていかなきゃならないこと、あるいは市民の皆様の期待にこたえていかなきゃならないことが課題として山積しているわけでございます。今後も、議員各位を含めまして、職員の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げたいと思います。

もう一つは、私は、あいさつという形に対する基本的な意識改革という状況の中で、職員として考えていただきたいことを常に提案してまいりました。この仕事を選択した自分に誇りと自信を持ちなさいということでございます。これは、しっかりとした誇り、そしてしっかりとした自信を持つことにおいて市民の負託にこたえていけるだろうと思うわけでございます。多くの知識、あるいは技術というものを習得することにおいて、自分自身に自信ができるわけです。そうした形での自分自身に対するモチベーションを高めていただきたいと思います。現状としては、刻々と変わる社会保障制度の改変問題、あるいは開発部門等においては設計であるとか、あるいは施工に対する技術的な問題をきちんと掌握しているということは大変重要なことでございます。また、地方自治をつかさどっているわけでございますので、地方自治法に対する理解と解釈といったことをしっかりと職員として勉強していかなきゃならないというふうに思っております。まさにそういったことの知識の積み重ねが、先ほども言いましたように、市民との信頼関係の構築につながり、あるいは市民サービスに大きくつながっていくと思っております。今後とも議員各位の御指導をいただきながら、本当に職員として頑張っていけるように、リーダーシップをさらに発揮していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 毎日のことでありますけど、やはり一日の朝の起きたときのあいさつというのは大事なことだし、お互い声をかけ合うことによって人間関係が芽生えてくる。物の見方、考え方も変わってくるだろうというふうに思いますので、ぜひこれからも継続してあいさつ運動はきちっとやっていただきたいなあというふうに思っています。私も昭和59年にこの弥富の方に引っ越してきました、小学校のスローガンを見たとき、もう既に小学校では「オアシス」というスローガンで、「おはよう」「ありがとう」それから「失礼します」「すみません」、これが実行されていたわけでありまして。小学校でも既にそんな時代から実施されておりますので、役所の方もぜひ今のあいさつ運動は継続してやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、職員の指示系統の簡素化についてお伺いをいたします。

従来行われていた方法と今回取り組んだ方法との違いについて、具体的にどのような取り組みがされ、どのように実施されてきたのか、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 山本議員にお答え申し上げます。

職員の指示系統の簡素化についてということにつきましては、平成20年度から、柔軟に対応できる組織づくりを目指しました組織機構の改革の一つとしてグループ制を導入いたしております。このグループ制につきましては、細かく申し上げますと、職員階層を従来の7階層の部長、次長、課長、主幹、課長補佐、係長、係員という階層から、5階層、部長、次長、課長、グループリーダー、係員ということで、意思決定の簡素化と責任・権限の明確化を図りまして、実務上の権限をより下位に移譲することによりまして、迅速かつ機動的な業務執行を目指したものでございます。

この取り組みの成果といたしましては、1業務当たりの意思決定、事務処理のスピードというのは極めて速くなったということと、職員の業務に対する目的意識につきましても高まったこと、また主幹、課長補佐、主査クラスの中間管理職への登用へのスピードも速めることができた。また、職員のモチベーション向上も促進ができたものと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） グループ化することになって、時間短縮、意思の疎通の決定が早くなったということでありまして、こういったグループ化に伴って、例えば月に一、二回程度、グループ化の中の会合というのは開催されているのでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） グループ単位ということではございませんが、毎日、始業前に各課で全員でミーティングを行っており、一人一人からの意見・提案等を課長が把握しまして、課長会というのが毎月2回ございますが、そういった場での提案等もございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 市民が役所に行ったときに待たされる時間が長いとか、いろいろ不満も出てきておりましたけど、そういったグループ化に伴って業務がスムーズに回るようになったというのは大変いいことでありますので、ぜひ継続して、市民が喜ぶ市政づくりにぜひ努力をしていただきたいと思います。

次に、職員の教育について伺いをいたします。

職員の皆さんの1年間の教育時間は何時間で、また所属部署の異動が発生したときの教育時間は何時間ぐらいとって部署の変更が行われているのか、お答えください。

○議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 職員の教育につきましては、職員研修という方法で、年間の日程、研修内容の事前通知によりまして、職員が研修に参加しやすい職場環境をつくっておるとい

うことですが、議員がおっしゃられるように、配置した部署部署によってやはり研修内容も変わってきますので、何時間という時間で決めておるものではございません。

また、平成20年度からでございますが、愛知県へ実務研修生ということで職員を派遣しております。これも、人事交流を通じまして行政の対応能力の向上、広い視野を持つ人材の育成と組織運営の活性化を図っておるところでございます。また、受け身ではなくて、自分自身に対する向上心による能力開発というのがとても重要でございますので、自己啓発の取り組みを図ってまいりたいと考えております。このような人的交流につきましては、嘱託職員の採用、また自治大学校への派遣、これは毎年1名送っております。それと職員研修、自己啓発などにも力を注ぎ、人材の育成を図っておるところでございます。以上です。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 職員の教育に対する時間を、職員1年当たり例えば2時間とか3時間とか6時間とか決めながら、部署の配置転換があったときにも一、二時間の教育時間も私は必要であると思うし、そういうことを含めて、市役所として年間職員に対する教育時間はこれだけとっていますよと。例えば法改正があったり、地方自治の改正があったり、またそれなりに勉強しなきゃならないだろうというときには、市民の皆さんに市の職員はこれだけ勉強していますよということも私は明らかにした方がいいんじゃないかなあというふうに思いましたので、この質問をさせていただきましたので、お答えください。

○議長（伊藤正信君） 村瀬人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） 職員の研修についての御質問をちょうだいいたしました。

職員の研修につきましては、各階層ごとに研修を行っております。これは、先ほど部長が5階層の職員の階級があるというふうに申し上げましたけれども、その階級ごとに職員の研修を、これはすべての職員に行っております。それから専門研修でございますけれども、税なり、民生なり、それぞれの部署ごとに専門の研修を、それぞれの研修期間に出して行っております。そうしたことから、1年に何時間ということは具体的に申し上げることはできませんけれども、この階層に行くまでにはこれだけの研修を終えておくというような定めの中で研修を進めておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 教育は大変重要なことでありますので、ぜひこれからも見直しを図りながら、職員の教育には努力をしていただきたいと思います。

次に、先日放映されましたNHKの全国放送、「鶴瓶の家族に乾杯」を見て、どのように受けとめられたのか。特に弥富の特産品でありますお米「あいちのかおり」、金魚、文鳥などについて今後どのような取り組みを考えているのか、お答えをお願いしたいと思います。特産品というのは、その地方が生み出した、やはり弥富市のブランド商品であります。この

ブランド商品を守るということは、大変私は重要なことではないかなというふうに思っています。確かに生産者の高齢化、後継者づくり、それからどのようにしたら利潤が上がるのか、この利潤の確保を含めて問題は山積みかと思えますけれど、行政として特産品に対する考え方はどのような考え方を持って、今後どのように対処していこうと考えているのか、少しお答えをいただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 山本議員にお答え申し上げます。

NHKの全国放送「鶴瓶の家族に乾杯」という番組が、まさにゴールデンタイム、2週に分けて放映をしていただきました。NHKさんの御厚意に対して心から感謝すると同時に、御出演いただきました金魚の大好きな中村玉緒さんにもお礼を申し上げたいところでございます。また、この番組につきまして、市民の皆さんも楽しんでいただいたのではないかなあというふうに思うわけでございます。

議員御承知のように、いかんせん、この番組はぶつつけ本番ということで、そのぶつつけ本番がこの番組の売りということになっているわけでございます。私どもといたしましては、事前にもう少し御案内をいただいたり、そんなような形でNHKさんと打ち合わせをさせていただくような時間があれば、また違った、いろんな形での弥富市をPRできたかなあというふうに思うわけでございますけれども、なかなかそういうわけにはまいりませんでした。出演された方に対しても心から感謝を申し上げたいと思うわけでございます。しかし、全国放送ということで、いろんな御意見、おしかりの言葉もいただきました。やはり毎日が本当に大事だなあということを痛感したわけでございます。

議員御指摘の特産品の維持、あるいは継続についてという御質問でございます。

弥富の地場産業である金魚養殖は、日本一の生産高を誇るとともに、流通拠点としても我が国の有数な市場を形成しているわけでございます。しかし、昨今、いわゆる担い手の減少であるとか、生産者の高齢化、あるいは後継者不足というようなことが一段と進んでおる状況であることには変わりございません。5年前の比較を申し上げますと、例えば生産者である組合員の数も、あるいは生産高における売り上げといった形においても、5年前と今日とでは約30%近く減少しているというふうに聞いております。しかしながら、長い歴史と伝統の中で日本一の生産高、そして流通拠点をしっかりと今も持って、守っていただいているわけでございます。私どもといたしましては、組合といろいろなお話をさせていただきながら、その振興策を考えるところでございます。組合といたしましても、生産性の向上をどうしていくか、あるいは担い手の育成としてどうしていくかということもお考えいただき、さらなる金魚の高品質化といった中で付加価値の高い金魚生産をどうしていくかということは、やはりこれからも真摯に取り組んでいただきたいと思うわけでございます。

そういった生産者、あるいは弥富のそういった特産品をどのような形でPRしていかなくやならないかということでございますけれども、今は農政課だとか、あるいは商工労政課の中でこういった地場産業であるとか、農産物であるとか、あるいは歴史民俗資料館では教育の所管という形で、さまざまに私どもの文化的な、歴史的なものをPRするということが各所管にまたがっておるわけでございます。そうした中で、今私は、この辺の問題を解決していかなくやならないということで、来年度からの組織改編ということで考えておるところでございますけれども、弥富市の一つの組織として観光課を設置していきたいというふうに思っております。観光課ですべての地場産業であるとか、あるいは農産物のPRであるとか、歴史的・文化的なそういった遺産についてもっとしっかりとPRをしていくということが、今、もう一度大事な時期になってきているのではないかなあと強く感じておるわけでございます。そうした中で、各方面でPR活動をしていただいているさまざまな団体、あるいはボランティアの方とも連携をしながら、来年、観光課という新しいセクションを設けて弥富市をPRしていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

- 議長（伊藤正信君） すみません、山本議員、質問中でありまして、12時になりましたので、ここで暫時休憩をして、再開後、質問を受けます。

では、ただいまから休憩をいたします。再開は1時といたしますので、よろしくお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（伊藤正信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山本議員。

- 9番（山本芳照君） では、午前中の質問に引き続き、特産品の関係についてお伺いをさせていただきます。

先ほど市長の方から、観光課の設置も考えながら、特産品についての取り扱いについては、これからまた勉強していただきたいなというふうに思っています。

私が考えるには、例えば弥富の金魚の関係でありますと、金魚の飼育法についてはいろいろ本とかパンフレットが出ていますけど、今度観光課を設置されれば、ぜひ金魚、それから文鳥の飼育方法について、例えば今でいうDVD、ビデオの時代も終わりましたので、こんなものを低価格で作成しながら、金魚はこのDVDを見ながら勉強していただければ、金魚は約30年ぐらい生きるといふふうに言われておりますので、30年も生きてくれればかわいい

ペットになろうかと思しますので、そんなものを観光課で低価格で、1枚例えば100円か200円ぐらいで金魚の飼育の方法、それから文鳥の飼育の方法を一体のものにして販売をすれば、金魚を買うときにこのDVDをつけながら、文鳥を買うときには、このDVDをつけながら一緒に買うことができるよということも考えてみたらどうかなあというふうに思っております。

また小学校では、金魚、小鳥の飼育がそれぞれの小学校で行われております。先日も堀岡議員の方から学校でウサギをという、一部議員の参加による勉強会も行われております。子供たちは、そういった小動物を飼うことによって命の大切さを学び、教育の一環としての生きた教材として活用されるのではないのか。中学校では金魚、小鳥等の飼育は行われておりませんが、小学校を通じ、中学校を通じ、高校を通じ、そんなことを教育の一環としてぜひやっていただきたいなあと考えていますけど、市の考え方をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 山本議員にお答え申し上げます。

いろんな方法で地場産業を盛り立てていく、あるいは従来から培ってきたそういったようなものについて、もっといろんな機会を通じて広めていくべきではないかという御意見だと思っております。全くそのとおりでございまして、飼育方法であるとか、あるいは私どもとしては、学校の施設の中においてはそれぞれの学校で金魚については置いておるわけでございますけれども、もう少しその辺の変わった形での飼育方法、あるいは児童・生徒に対する、もう少しなじみのあるような形でやっていくべきだろうというふうに思っております。いろんな形の中で試行錯誤しながら、先ほど私が申し上げましたように、一つの観光課という状況の中で、もう一度地場産業であるとか、農産物等々も含めまして、あるいは文化的・歴史的な資産というようなものも含めまして広く取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞ御理解を賜りたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） いろいろな場を通じながら、この弥富市の特産品の販売に、ぜひ我々も含めて努力しなきゃいけないだろうというふうに思っています。

とりわけお隣の愛西市には県立佐屋高校がありまして、今ここの生徒さんたちがアヒルを使って米づくりを行っています。例えばこの佐屋高校の皆さんとタイアップしながら、金魚、文鳥の飼育を学んでいただいたらどうかなあというふうに思いますけど、市としても教育委員会を通じてそんなお話も一度していただいたらどうかなあというふうに思っていますけど、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 石川次長。

- 開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 山本議員に対しましてお答えさせていただきます。

佐屋高校には農業科というのがございまして、そちらの方では、田植えから収穫、もちつきまでの過程の7回にわたって農業体験実習が計画されております。生徒が田んぼの除草を行い、またアヒルを放ちながら、アヒルが草を食べたり、田んぼの土をまぜたりして、稲の栽培に役立てております。このようなことから、稲作農家にも、先ほど議員が言われましたように、文鳥、金魚についても担い手の育成や後継者不足に対して関心を持っていただけるように、今後、佐屋高校の方と協議をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

- 議長（伊藤正信君） 山本議員。

- 9番（山本芳照君） ぜひ市と教育の一環としてタイアップしながら、子供の時代からそういった生き物に対する命の大切さも含めて教育の一環として取り組んでいただければ、特産品としても日の目が当たって、これから大いに皆さんが関心を持っていただけるんじゃないかなというふうに思っていますので、ぜひ御努力をお願いいたします。

次に、再任採用者の配置と組織強化について伺いをいたします。

60歳の定年退職の再就職については、年金支給年齢との関係で、それぞれ働かざるを得ない状況であります。そのために行政として、その方の生活確保のため、おのこの状況をかんがみながら再就職をあっせんしてはいますが、勤務箇所の期間が6ヵ月くらいから1年くらいの短い期間に次の勤務先に異動が発生しているという状況が見受けられますが、ぜひ本人の経験を十分生かした活用をすべきではないかというふうに考えています。例えば各学区のコミュニティ活動の指導者として、経験豊かな人材育成と地域コミュニティと行政とのかかわり合いの強化をしていくために、再任採用者をメンバーの一員として組み入れれば、区長の皆さんのよき相談・指導者として活動ができるのではないかとと思いますが、市のお考え方をお聞かせいただきたいと思います。

- 議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

- 総務部長（伊藤敏之君） 議員の御指摘の再雇用の採用者についての配置でございますが、本年度、定年退職しました職員で嘱託職員を、十四山地区のコミュニティ推進協議会の事務局として、兼務で任命しております。再雇用の職員ということでございますが、在職中に培った知識と経験を生かしていただきまして、地域と行政との連携を深め、より緊密になるよう、適材適所の人事配置に努めてまいりたいと考えております。また、御指摘のように、コミュニティ事務局の職員の兼務ということも視野に入れて、来年度も考えてまいりたいと考えております。以上でございます。

- 議長（伊藤正信君） 山本議員。

- 9番（山本芳照君） 高齢者に働きがい、生きがいを感じさせるためにも、ぜひそういった

経験豊かなベテランの活用は、行政にとっても決してマイナスになるはずはないと思っております。プラス思考で考えて、十分その人の今日までの経験を生かした職場配置も考えながら、高齢者の採用方法については十分職場も考慮しながら、今後お互いがプラスになるようにぜひ進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、最後になりますが、職員の提案制度の取り組みについて伺いをいたします。

この「提案制度」という言葉が行政で提案されまして、これで四、五年たったんじゃないかなあというふうに思っています。今年度それぞれ4月から8月末まで、職員1人当たり何件の提案が提出されたのか、お答えをお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 議員の御指摘の職員の提案制度につきましては、具体的な要綱がまだ整っておりません。しかしながら、実態といたしまして、先ほども言いましたんですが、始業前において各課ごとにミーティングを毎日行っております。その中で、議員一人一人から課長が意見を聞きまして、そういったものを毎月2回ある課長会等でも提案があるということでございますが、その中で本年の3月から、副市長を本部長とします行政改革推進本部を立ち上げております。これにつきましては、23年度の予算編成に最大限生かせるよう、全職員から行政改革についての提案をいただきまして、その項目に沿って今年度の4月から、毎月1回の推進会議におきまして検討を重ねている状況でございます。件数につきましては、当初、全職員から項目が上がりましたのが約170項目ありまして、それを精査した中で現在約80項目について検討を加えておるところでございます。その半分以上が、検討いたしまして、可否について結果を出しておるところでございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） いろんな方法を取りながら、職員の皆さんの声を聞きながら、明文化をしながら、提案として取り扱っているというお話でありますけど、正式に提案表という表はあるんでしょうか、提出書類は。

○議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 先ほども申し上げましたが、職員の提案制度というものを事務的に実施要綱を定めるように準備を進めております。しかしながら、御指摘の様式についてはまだございませんので、その実施要綱を定める段階において、そういったものを定めていきたいと考えております。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） きょう私、民間企業に、提案制度に取り組んでいる企業の提案表というのをちょっとお借りしてきましたので、議員の皆さんを含め、市長も含め、ちょっと見ていただきたいと思います。

- 議長（伊藤正信君） では、配ってください。

〔資料配付〕

- 9番（山本芳照君） 皆さんのお手元に参考資料として、立松議員も手伝っていただきまして、改善提案表というものを配らせていただきました。今、市長のお手元にも配付をさせていただきました。

これは、改善提案というのは、企業でいいますと社員のやる気を起こさせる、役所でいいますと職員のやる気を起こさせるということであります。例えば提案者の名前を書いていただく、件名を書く。それで、どこに問題点があるんだ、こういうところに問題点があるよという問題点を書いていただき、そのためにこういう対策をとる。だからこうした。その中で自分はいろんなことを創意工夫しながら、こんなふうにやってみた。その結果、こんな効果が出たよ。例えば経済効果、無形効果。あとは、上司が実施したのを見て、それぞれ判断して一定の評価を下す。採用されたものには最低300円の報奨金を出すというふうで企業では行っているわけであります。先ほど総務部長のお話にありましたけど、副市長を頭に来年度から本格的に取り組んでいきたいと。そのための予算も当然必要になりまして、職員に対してそういったいい提案が出されれば、おのずと報奨金も出す必要があるだろうと私は思いますし、やはりやる気の問題でありますので、職員の労にこたえてやるというのが報奨金の一部になろうかというふうに思いますので、この書面は簡単につくってありますけど、長くただらだと書かなくても、簡単に書いて、提出して、上司がそれを見てというふうで、やはり提案活動として取り組む以上、職員が意見を出しやすい環境づくりが一番大事だろうというふうに思っていますので、今参考に配付をさせていただきますけど、市のお考え方をもう一度お答えをお願いしたいと思います。

- 議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

- 総務部長（伊藤敏之君） 大変貴重な資料をいただきまして、ありがとうございます。

私どもも今、職員の提案制度の実施要綱というのを事務的に進めておる状況でございますが、今議員のお示ししていただきましたこの様式についても、よく似たものがあるんですが、さらに参考にさせていただきますして、次年度の実施に向けて、幹部会等に諮りながら決めていきたいと。

なお、報奨制度ですが、一応表彰制度は考えておるんですが、報奨金とか、金額をそのままというようなことはちょっとまだ考えておりませんけれども、これも幹部会に諮りながら前向きに進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

- 議長（伊藤正信君） 山本議員。

- 9番（山本芳照君） 今後も職員の皆さんが働きやすい職場として、そのために、市民の皆さんに愛され、親しまれ、利用しやすい市役所づくりの一環として、やはりこの提案制度も

私は大変重要な課題だろうというふうに思っていますので、ぜひ来年度、今年度以上にさらなる勉強をしていただいて、職員がやる気が出る職場づくりになお一層努力していただくことを申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤正信君） 次に安井光子議員、お願いします。

○11番（安井光子君） 安井でございます。

私は、今回二つの大きな問題について質問をさせていただきます。

まず一つ目は、任意予防接種費用の公費助成についてでございます。

この項目で四つの点についてのワクチンの助成制度を質問するわけでございますが、午前中に質問されました炭竈議員とダブっているところがございますので、その点については省かせていただきます。

まず一つ目、子宮頸がんワクチンへの助成と、子宮・子宮頸がん検診の充実をでございますが、午前中の市の御答弁にもございましたように、市では来年度から実施の予定であるという、市民の切実な願いに沿ったもので、大変うれしく思っております。

質問にはなかった点について、少しお話をさせていただきます。

これは、東京大学医学部の福田教授が、医療経済の観点から子宮頸がんワクチンへの助成を勧められている文章でございます。少し読ませていただきます。

この子宮頸がんワクチンを12歳女子全員に接種しますと、将来の子宮頸がんの発生や死亡者は73%減少し、ワクチン費用に212億円費やしても、疾病に対する社会的負担は190億円減になるという結果が出ています。そして、さらにワクチン費用への投資212億円に対して、削減できる医療費直接費は168億円ですが、それだけをとると医療費という観点では出費の方が多くなりますが、間接費用を考慮しますと非常にメリットが大きい。45歳までは費用対効果があるそうでございます。この接種費用以上に将来の社会的負担が軽減できるものですから、国や各自治体には将来に対する先行投資としてワクチンの費用の助成をぜひお願いしたい、このように述べておられます。弥富市でも具体的な年齢とか補助費用についてはまだ出されてはおりませんが、ぜひ市民の負担がより軽く、接種しやすくなるように御検討をいただきたいと思います。

もう一つ私の提案でございますが、ワクチン接種の対象者が小学校高学年から中学生ですので、保護者、学校関係者、子供さんたちにより一層の御理解を得て、御協力をいただくことが不可欠ではないかと思えます。小児科または産婦人科の先生にお願いして、性教育とあわせて予防啓発の講演会を開いていただいたらどうかと思いますが、この点についてお答えをお願いいたします。何か市の催しとあわせて開いていただくというのはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 渡辺健康推進課長。

- 健康推進課長（渡辺安彦君） 安井議員の質問にお答えを申し上げます。

まず、子宮頸がんワクチンの公費助成について、より軽くしてほしいという要望でございますが、これにつきましては、追って国が示すであろう内容に沿った形で私ども弥富市も助成をしていきたいと考えておりますので、国の示す内容により、いろいろ判断をさせていただきたいと考えております。よろしくお願いします。

次に、保護者等にお話をということでございますが、このことにつきましては、ワクチンにつきましてはリスクもありますし、ワクチンを接種したから万全ではないというような内容も含めまして、いろいろ対象者が理解していただく必要があります。そんな中、どのような方法でこういう説明をさせていただくといいのか、今後、関係機関と十分協議をさせていただいて進めさせていただきたいと考えております。以上です。

- 議長（伊藤正信君） 安井議員。

- 1 1 番（安井光子君） 二つ目の点についてお尋ねをいたします。

先ほど午前中の市の御答弁について確認をさせていただきたいんですが、小児用肺炎球菌とヒブワクチンの助成については、子供さんのことから一定の支援をしていきたい、このような御答弁と受け取ってよろしいでしょうか。そこら辺のところがちょっと不明確、私の受け取り方がいけなかったのかもしれませんが、もう一度確認したいと思います。よろしくお願いします。

- 議長（伊藤正信君） 服部市長。

- 市長（服部彰文君） 安井議員にお答え申し上げます。

先ほど炭竈議員にも、この問題につきましてはお話をさせていただいたわけでございますけれども、非常に小さい子供さんでございます。重症リスクを今後回避していかなきゃいかんということは重々承知するところでございます。そうした中で一定の支援ができるだろうということを前提にしながら進めていくわけでございますが、それも他の市町村との兼ね合い、あるいは医師会との相談で調整を進めてまいりたいということでございます。今、具体的に、どの対象年齢で何回接種、そして何回補助を出すということについてはまだ決めておりません。いずれにいたしましても、他の市町村等を含めて検討してまいりたいと思っております。

- 議長（伊藤正信君） 安井議員。

- 1 1 番（安井光子君） では、次の問題に移ります。

肺炎球菌ワクチンは小児用についての御答弁でございました。私は、高齢者の肺炎球菌ワクチンへの公費助成について質問をさせていただきます。

高齢者の死亡原因の4分の1にもなっております肺炎球菌などの細菌性の肺炎でございます。この肺炎の予防に効果が大きいとされるのが肺炎球菌ワクチンです。日本感染症学会は、

新型インフルエンザの対応についての研究提言の中で、肺炎球菌について、インフルエンザの流行期には他の細菌よりも重症となる確率が高いので、最も警戒すべき原因菌と指摘している。その重症化を抑えるのに有効な肺炎球菌ワクチンの接種が行われるべきであると強調されております。また、インフルエンザワクチンとの併用でさらなる効果が期待できると提言しております。ワクチンの接種は保険の適用外で、自己負担で約8,000円かかります。そのため、接種率は4%から5%と低いものでございますが、昨年、皆さんも記憶に新しいと思いますが、インフルエンザの感染が猛威を振るいました。そうしますと、前年度の実績の10倍もの注文が販売元に殺到したそうでございます。現在、愛知県では9市町村が実施または実施予定だそうでございます。具体的に申しますと、名古屋市は65歳以上、自己負担が4,000円、一宮市、春日井市、小牧市、東海市、日進市、田原市、長久手町、お隣の飛島村も65歳以上で補助は2,500円、1回限りとなっております。弥富市でもワクチンの重要性というのは市長のお話にもございましたが、財政の問題で優先順位もあると思いますが、お年寄りの4人が1人が肺炎でお亡くなりになっている実情から考えまして、公費助成の実現をぜひしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 渡辺健康推進課長。

○健康推進課長（渡辺安彦君） 先ほど安井議員がおっしゃられましたように、高齢者の肺炎予防に非常に効果があるというワクチンでございますが、当市としましては乳児対象の小児用ワクチンの助成を優先させていただきたいと考えておりますので、御理解願います。以上です。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） では、今後の検討課題として頭に置いておいていただきたいと思います。

次の問題に移ります。水痘ワクチン、流行性耳下腺炎の助成についてでございます。

公費助成を行っている自治体は、名古屋市と飛島村でございます。保育園とか学校での集団感染力が強く、弥富市の保育所でも先ごろ7月、8月、大変感染が広がっておりました。これについても、今すぐは財政的な問題で難しい点があると思いますが、ぜひ今後検討していただきたい、実現していただきますよう要望とさせていただきます。

では、二つ目の問題に入ります。弥富市のすぐれた保育の継承と、より充実した保育のための質問をいたします。

弥富市は、皆さん御存じのように、子育て支援に大変力を入れて、市民から喜ばれているところでございます。中学3年生までの医療費の無料化、保育料の14年間の据え置きや、老朽化した保育所の建てかえ、児童館・子育て支援センターなどの充実、行政や関係者、市民の皆さんの御努力でここまで子育て支援の施策が進められてまいりました。私は、今回九つ

の市の保育所のうち、五つの保育所をお訪ねし、保育の様子を見せていただいたり、実態を聞かせていただきました。あとの四つにつきましては時間の関係でお邪魔できなかったんですが、また後でお訪ねしたいと考えております。

園を見せていただきましたら、保育所によって多少の違いはありますが、園庭には発泡スチロールに稲を植えたり、ゴマをつくったり、野菜・果物などが植えられ、子供たちも一緒になってつくった池には魚が泳いでいました。自然の中で子供たちが本当に伸び伸びと、ゆったり過ごせる環境をつくってやりたいという保育士さんたちの熱い思いが伝わってまいりました。今までは8ヵ月未満を除いて待機児童もなく、希望するすべての子供たちが入所できました。障害児の方も、保育士さんの加配をして受け入れられました。弥富市では小さいときから質のよい、きちんとした保育を受けているので、学校へ入っても落ちついている子供が多い。以前、学校の先生にこんなことを聞いたことがございます。このように、行政と保育士さんたち、保護者や地域の方々の御努力で弥富市のすばらしい保育所が生まれ、受け継がれてまいりました。これをさらに発展させるために、次の幾つかの質問をさせていただきます。

まず一つ目、入所児の現状と保育士の配置。

2番目もあわせて質問をいたします。3歳児未満の保育の充実についてでございます。

平成18年度と22年度7月の入所児と担任数の比較状況を、市からいただきました資料でまとめてみました。平成18年度、22年度を比較しますと、3歳、4歳、5歳児は72人減っております。それに比べて、ゼロ歳児、1歳児、2歳児は74人ふえております。国の最低基準に基づく担任数を比較してみますと、平成18年は96担任数、22年度は106担任数となり、10担任数ふえております。

今申し上げましたように、3歳未満児の入所が大変ふえております。その原因は、昨今の経済状況で夫のリストラなどで収入がなくなったり、減って、妻が働かざるを得ない人がふえている。女性が職業を持つことについての意識の変化があり、子育てしながら働く母親がふえていること。これは影響は少しだと思いますが、3人目の保育料が無料になったなどの影響があると言われております。

では、保育士さんの配置状況を見てみますと、私がお訪ねしましたある保育所では、ゼロ歳児が4名、9月から8ヵ月の子が1名入所されたそうです。このクラスでは常勤的臨時と言われる保育士さんが1名、それから臨時で2人1組のペアの方で保育がされております。1歳児は18名入所されております。ここは正規の方が1名、臨時の方2名で保育がされておりますし、ゼロ歳児も1歳児も22人で一つの部屋で保育がなされております。

常勤的な臨時保育士さんといえますのは、8時半から5時までの勤務時間、休憩を除いて7時間半の対応だそうでございます。日給制で1日9,640円、月曜日から金曜日まで働いて

いただいております。非常に一生懸命保育はしていただいておりますが、保育日誌とかお便り帳を書いたり、全体の保育の内容について打ち合わせなどの職員会議にも出ておられるのでしょうか。時間に縛りがありますので、オーバーワークにはなっていないでしょうか、この点についてお尋ねいたします。

○議長（伊藤正信君） 鯖戸児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

現場の所長さんの方にその点について確認しておりますが、与えられた時間の中で業務をしておっております。職員会議などについても、保育所によってはその職員がいる間に行うところもあれば、それ以後の時間になった場合もあります。そういう場合ですと、きちっと議事録を見て共通理解を図っていくなどの工夫をしながら意思の疎通を図っておりますし、担当した保育士が保育日誌というんですか、お母さんとのやりとりのことを書くのは当然ですもんで、それも時間の間にきちっと対応しております。

以上、報告させていただきます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 以前の弥富市の方針では、大体一つのクラスに正規の保育士さんが1人ついて、あとは臨時の方で補助をしているという状態があったと思うんですが、今回そんなにたくさんではないんですが、数ヵ所の園でこういう状況が起きております。これは、正規の保育士さんが足りない状態のあらわれじゃないかと私は思います。詳しい内容については、また後で詰めさせていただきます。

ゼロ歳児、1歳児22人が一つの部屋で保育されていることについては、8ヵ月ぐらいだとまだはいはいしている。それから、1歳児でもまだよちよちで、しっかり歩けないという方もお見えになります。1歳児でもう走り回ったりする子もありますし、先生がついていただいても、これだけの発達が目まぐるしく変わる子供たちが一つの部屋で保育されているというのはちょっと問題ではないでしょうか。安全面でもちょっと大変なんではないかと思えます。

それで、1歳児についても18人が一つの部屋になっておりますが、小さい子ほど、乳児なんかはできるだけ小集団で保育することが、家庭的な状況をつくることによって情緒の安定が保たれますし、保育というのは単に子供を預かるだけのサービスでは、託児所ではありませんね、今は。質のよい保育ができるような体制について改善をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 鯖戸児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） 幾つかの点を御指摘いただいたもんで、順番に答えさせていただきます。

まず、ゼロ歳児、１歳児が一緒の部屋ということでございますが、部屋の全体の数のことでもありますし、それから当初、４月の時点ですとゼロ歳児が１名、２名とか、そういうような状況でもあったりしました。そうした中で、未満児の中でゼロ・１歳児が一緒ということもございます。それで、トータル的な保育士を配置する中で保育をしていくということです。

それで、特に１歳児になると走り回るとか、はいずり回ったりするということもありますもんで、一つの保育室の中でも低い目のさくとか、あるいはロッカーのような角も頭をぶつけることのないような養生をしながら、それで仕切るような形で、そうしたことに對しても配慮しながらさせていただいております。

それから、特に１歳児で１８名ということについてですが、これにつきましては２部屋に分けるという考え方もございましょうが、それだけの部屋の数があればいいわけですが、そうでないときでは、先生も複数ついて対応しながらフレキシブルにやって、時には小グループで動く、また全体で動くということをして、保育が円滑に進むようにさせていただいております。

それから、先ほど１点目の質問の中に、ゼロ歳児で正規職員の配置がゼロというような御意見もありましたが、その部分についても少し説明をさせていただきます。

保育所長さんのそのあたり、基本的には各学年には１人ずつ職員は配置しておるわけですが、正規職員、それから常勤的職員などを見た上で、やはりその能力とか対応できるということをトータル的に考えた上で、責任を持ってきちっとさせていただいているということでしたもんで、例えば常勤的臨時職員がついていないと保育に劣るとか、そういうことは決してございません。そういうことも含めて御理解いただければと思います。以上です。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○１１番（安井光子君） 今御説明がございましたが、常勤的臨時保育士さんというのは時間にも制限がございますので、その中で保育日誌やお便りを書いていただくというのは、特に小さい子供さんの担当でございますので、いろいろ突発的なことが起こるとか、大変厳しい状況にあるんじゃないかと思えます。できたら検討いただきまして、今、正規保育士さんを多くするということは、財政的にも、定員管理の面からも大変難しいというお話は既に伺ってはおりますが、できるだけそういう方向で御努力をいただけないかと思えますが、いかがでしょうか。

それから、今御説明がありました１歳児を１８人の集団にするというのは、やっぱり無理があるんじゃないかなあと思えます。それぞれに正規の保育士さん、臨時の方もついてお見えになりますが、ゼロ歳児、１歳児ではできるだけ小さな家庭的な集団で保育をしていく、これがよりベターな、保育理論的に言いましても、やはりそういうことが推奨されておりますので、この点についても再度御検討をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 鯖戸児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） お答えさせていただきます。

最初の部分が常勤的臨時職員でしたら大変負担でということですが、実際、ゼロ・１歳児が一緒の部屋であることが現実的には多いわけですが、そういうすることによって、逆に複数の保育士が支え合う部分で、突発的なときがあったりしても助け合ったりして、そのあたりを対応していくというメリットの部分もあって円滑にさせていただいておりますが、全体のスペースの中で今のような過程でさせていただいておりますし、この後にもちょっと質問であるかと思いますが、今度の新しくできる弥生保育所につきましても、実は未満児のところは結構大きなオープンスペースになっております。そこをフレキシブルに仕切ることによって、流動的な人数のふえ方にも対応していきたいとか、少人数でやる時、大人数でやる時にも考えながらということもあって、そういう計画もしておりますもので、そういうことを含めながら、いつも小グループでないといけないということなく、そのあたりは対応しているということもあわせて御理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○１１番（安井光子君） 一度保育士さんたちともお話をさせていただいて、検討していただきたいと思います。

次の問題に移ります。

母親の育児休暇が終わりまして職場復帰で、また家庭の事情で働かざるを得ないときに、保育をする臨時保育士さんが見つからない場合、入所できないことがあると思います。これについてはいかがでしょうか。４月以降、途中入所の希望者は何人おられますか。また、臨時の保育士さんは何名が４月以降採用され、何名の子供が入所できましたか。そして、大変臨時保育士さんを募集するのが厳しい状態にあるということをお聞きしておりますので、臨時保育士さんはどのように募集をされていますでしょうか、お尋ねします。

○議長（伊藤正信君） 鯖戸児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） お答えさせていただきます。

まず最初に、４月から８月末までの臨時職員の募集状況とか児童のふえぐあいでございますが、４月から８月末までに１０名の臨時職員の募集をして、それで配属をさせていただいております。４月当初以降の途中入所の児童が２４名ふえてきています。それに対する対応ということです。それで、実はクラスの数におきましても、６クラスふえてきています。比較的未満児がふえた関係で、６クラスということでございます。

それと、冒頭のところで質問いただきました入所できないときがあるかもしれないということですが、実際、保育士を募集しておってもすぐ見つからないときがあったりしますと、

そういう事情をお話しさせていただくことはございます。それで、最寄りの保育所、周辺の保育所の御利用もあわせて説明させていただきながら、それで臨時職員が見つかったりしたときにはまたすぐお伝えするなどして、なるべく御迷惑をかけないように、窓口で説明しながら御理解をいただいているところでございます。

3点目に、その臨時職員を見つけるのが大変難しい中、どのようにしているかということでございますが、基本的には市の臨時職員の募集の中で登録いただいた方を優先させていただきながら、それでも追いつかないときはハローワークとか、愛知県の社会福祉協議会の中に福祉人材センターというところがございます。そういうところにもお問い合わせをさせていただいております。しかしながら、ハローワークにおいても、ここ最近ですが、登録している保育士が数名ということで、それも近くではなかったりすると、なかなか見つかりにくいというか、いわゆるマッチングができないということです。それで、弥富市ですと、名古屋市、あるいは三重県の桑名側寄りにも近いところでもんで、そういうところのハローワークと連携をとりながら情報もいただく、あるいはハローワークのホームページにも載せていただいているような形で最善の努力をしておりますし、このたび弥富市のホームページの方でも、臨時職員の募集のところへ掲載させていただいております。そういう現状でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 大変御努力をいただいているのはよくわかりました。それで、今回4月から8月まででどうしても臨時職員の方が見つからなくて入所できずに、ほかの、例えば私立とか、市外の保育園に行ってくださいとか、そういう対応をされた方は何名ぐらいお見えになりますでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 鯖戸児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） 具体的に何名という数まで今自分も手元に準備していないもので、ちょっと答えることはできませんが、若干名でございますし、事情を説明させていただいて、来年度からまた利用していただくとかいって御理解いただいたケースもあります。いずれにしても、保育士が充足できて、待機児童がないようにということは万全のことですもんで、最善の努力をしているところでございます。以上です。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） では、次の問題に移ります。

三つ目ですが、早朝・延長保育の改善についてでございます。

早朝・延長保育の保育士の配置基準はどのようになっておりますでしょうか。例えば私がお訪ねしましたB保育所では、早朝保育を受けている方が40人ございました。7時半から8時半まで、ゼロ歳、1歳、2歳児が大変多いのです。それも、一つの大きい部屋で保育がさ

れておりました。延長保育につきましては午後４時から７時まで、ある保育園では100名近い子供さんを乳幼児に分けて、正規の保育士さん１名、臨時の方４名で見ていただいております。他の保育所でも、100名と行かないまでも、70名とか80名とか、大変多い方が延長保育を受けておられます。とにかく体が触れ合うような状態というのも出ておりますし、大変厳しい中で保育士さん頑張ってもらっているんだなあということを考えました。事故、その他子供の安全が保障される体制を前提に保育士さんは配置されておると思いますが、その点についてお答えをお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 鯖戸児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） お答えさせていただきます。

基本的にはそれぞれの子供の年齢に合わせて配置する保育士数を念頭に置きながら、保育士の配置をしております。それで、８時までの時間ですと２人、３名とか出てきたりして、その後、正規職員が通勤すると、またその中に加わるような形になったりして対応しております。

それから、延長保育につきましても、正職員や常勤的臨時職員は、実際多数の保育士が延長保育に入っております。正職員につきましても、５時15分までは勤務ですもんで、延長の時間に入ったら、その延長保育の方も見ながら、必要な保育士が充足する形で行っております。ただ、今御指摘のように、一つの部屋に児童が入り過ぎていっぱいという部分につきましては改善していく必要があるかと、そのようには考えております。実際、現場におきましては、お母さん方が迎えに来て、それで子供の数が減っていきます。それにあわせて保育士の方もその現場を離れていく形になるところでございます。議員が先ほど申しましたような形で、ある一定時間、６時ぐらいになると正職員が１名で、あとは臨時職員が２名であったり、３名であったりというような状況はあります。子供の数も減ってきておりますもんで、しかしながら、例えば子供の数が一、二名になっても、基本的には複数の保育士が対応すると。事故があった場合とか、何かあるといけないわけですが、あった場合、１人の者ですとおろおろしてしまったり、あるいは連絡とかそういうのがおくれたりするもんで、複数の者を配置して、対応が迅速に進むようにということで配置をしております。そういうことを含めながら御理解いただければと思います。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○１１番（安井光子君） 一つ質問のお答えが落ちておりましたので、お尋ねをいたします。

延長保育の場合、保育士さんの配置基準というのはどのように設定されているのでしょうか。昼間と同じ、ゼロ歳は３人に１人の保育士さんとか、１歳児は６人に１人とか、こういう基準で配置されているのでしょうか、その点をお尋ねします。

○議長（伊藤正信君） 鯖戸児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） 基本的には、その考え方を念頭に置きながら行っております。しかしながら、ある時期になってきて子供の数が減ってきたりすると、例えば3歳児と4歳児を合わせて20人程度であれば1人の人が見るとかというようなこともあったりしますが、そういう中でも基本的には最低基準の配置を念頭に置きながら対応しているということで御理解ください。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 夕方になりますと、子供さんも早朝からずうっと保育を受けているもんですから大変疲れてきて、その辺でごろっと寝てしまったり、それからおもちゃの取り合いとか、がぶっとかみついてしまうとか、そういう事故も起きてきていると聞いております。だから、子供さんたちが少しでもゆとりのある状況で、最後、お母さんが迎えに来られるまで保育ができる状況を保育士さんたちともお話をいただいて、工夫をしていただきたいと思います。

では、次に移ります。

保育士等の雇用、労働条件の改善についてお尋ねをいたします。

先ほども言いましたように、弥富市の保育所でも保育士の非正規化が大変進んでおります。この3年間の正規保育士の充足率を見ますと、平成19年4月1日で75%、21年4月では68%、22年、ことしの5月1日では66%、3年間で9%も下がっております。私が平成21年3月、一般質問でこの問題について取り上げさせていただいておりますが、そのときの御答弁では、平成17年に総務省の指針により定員管理の適正化が求められ、集中改革プランをつくり、市民サービスの低下を招かないよう配慮をし、定員の適正化、定員管理に努めてきた。平成18年から21年の4年間で総職員数は13名減らしたが、保育士の職員数は4名ふやしてきたとお答えをいただきました。村瀬課長の御答弁だったと思いますが、この間の子供さんの入所の状況を見ますと、先ほども言いましたように、ゼロ歳児、1歳・2歳児は74人ふえて、国の最低基準に基づく担任数は14ふえております。3・4・5歳児は72人減っておりますが、担任数は4減っている状態です。差し引きで10担任数が必要となっております。正規保育士を4名ふやしたとしても、低年齢の子供の入所がふえ、早朝・延長保育の子が多くなり、臨時保育士さんを採用しなければ弥富市の保育所の運営が回っていかなくなっております。弥富市の臨時保育士さんの働き方は、1週間に5日とか、4日とか、3日とか、1日の方もありますし、7時間半の方もありますが、6時間、5時間、4時間、3時間とか、こういう25通りの働き方をしております。所長先生も、毎日毎日の職員の配置に大変苦労されておる状況でございます。本当に細切れの臨時保育士さんで、細切れの保育というか、こういう言い方はいかんかもしれませんが、次から次へ臨時の保育士さんがかわっていくということがあって、本当に現場では大変な状況でございます。

どうしてこんな状況が生まれてきたのでしょうか。

2004年、小泉内閣の構造改革で公立保育所の運営費が一般財源化され、弥富町でもそのころの決算の報告書を見てみましたら、弥富町で約1億5,200万円ほどの運営費が削減されておりました。今の経済不況の影響で自治体の財政が厳しいという理由、そして今後国からの定員を抑制しなさいという政策がますます進められますと、まず非正規保育士の比率が高まっていくのではないかと、ますますふえていくのではないかと。二つ目は、非正規化の拡大で保育サービスの維持とか保育の継続性が大変困難になるのではないかと。三つ目には、余りにもたくさんの臨時保育士さんが必要なため、採用の確保が難しくなり、途中入所されるのが困難になり、待機児童がふえていくのではないかと、私はこのような懸念を持っております。弥富市の臨時保育士さんも大変一生懸命やっただいてはおりますが、時間給940円の厳しい雇用状況でございます。

それで、全国的に見てみますと、公立保育所の正常な運営が困難であるということを逆手にとって、公立保育所の民営化、統廃合を進めて、保育所運営の自治体の責任を放棄しようとする流れがあることは事実でございます。今のこの保育の困難さを打開するために、東京23区の特別区議会議長会は、8月23日、一般財源化された国庫負担金を復活するように国に要請を行っております。ぜひ弥富市でも、市長会などを通じて国の方に国の運営費負担金を復活するように、もう少し手厚い補助をしてほしいという御意見を上げていただけないかと思いますが、この点いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 村瀬人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） 安井議員の方から臨時職員の割合がふえているという御質問をいただきましたので、私の方からその点についてお答えをさせていただきます。

議員が冒頭で申されましたとおり、核家族化の進行や女性の社会進出に伴いまして、就業構造の変化が起きております。子供を取り巻く環境も著しく変化をしております。乳児保育や時間延長保育等、多様化する保育サービスへの対応、児童館、児童クラブ、子育て支援センターなど、子育て家庭への幅広い支援策が求められておりますので、必要とする保育士数は必然として増加しております。

こうした中、国の指針に基づきまして、本市も定員管理の適正化が求められておりまして、市の総職員数を357名とする定員適正化計画を定めております。また、行政におきまして、事務の改善や事業の見直しなど効率性を高める工夫が求められておりまして、保育分野のみならず、すべての分野におきまして最少の経費で最大の効果が提供できるような仕組みづくりに取り組んでおるところでございます。

こうした状況の中、本市の保育所に配属しました保育士につきましては、平成22年4月1日現在、保育所長、副所長を含め98名在職をしております。また、平成19年4月1日現在、

保育所に配属した保育士につきましては、保育所長、副所長を含め95名在職しておりましたので、差し引きをいたしますと3名増員をしております。平成22年4月1日現在、12名の育児休業等の職員がございすけれども、この職員につきましては、復帰を前提とした職の確保が必要となりますので、この点は御理解をいただきたいと思っております。こうして正保育士の数は減らしておらず、むしろ増員をしておりますので、御理解を賜りたいと考えております。

また、平成23年3月31日、定年退職いたします保育士は4名でございすけれども、私も平成23年度の保育士の採用予定者数は8名でございす。既に試験を終えておりますけれども、このような計画もし、保育所の運営につきまして努力をしておりますので、御理解を賜りたいと思っております。以上でございす。

○議長（伊藤正信君） 平野民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 国の要望につきましては、今、子ども・子育て新システムの基本制度案要綱がございす。これによりますと、国の役割といたしまして、国は、新システムの制度設計を担うとともに、市町村への（仮称）子ども・子育て包括交付金の交付等、制度の円滑な運営のための必要な支援を行うということがございす。こういうことが決定されると思いますので、また市長の方からも国の方には要望していただきますが、そういうことでお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 正規保育士さんの採用についても御努力いただいているということがわかりました。しかしながら、今の経済事情、その他によって、保育所に預けたいという方の勢いは大変すさまじいものがございす。子供さんを預けて働きたいという方が大変ふえております。そういうことも含めて臨時保育士さんへの待遇改善とか、正規保育士さんの採用も含めて、ぜひ御努力をいただきたいと思います。

それから、私が調べましたOECDの提言というのを少し読ませていただきます。

OECDは、日本の保育や幼児保育にかかわる公費負担の割合は、加盟国じゅう最低の水準であると指摘しております。国際的には、保育、幼児教育への公費支出を高め、貧困家庭に属する子を初め、すべての子供たちに豊かな保育を保障する方向で改革が進められております。日本政府が抜本的に法的な支出をふやすべきだとして、幼児期の子供に対する支出は将来の社会への投資であることを強調する政策が必要であると日本政府に提言をしております。弥富市は、さまざまな御努力ですばらしい今までの公立保育所を継承し、子供たちの伸びやかな成長のために今の公立保育所をずっと守っていただきたいと思いますが、この点での御意見をお尋ねしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 安井議員にお答え申し上げます。

さまざまな保育行政につきまして御意見をいただいておりますが、いずれにいたしましても、今までも保育行政につきましては、私ども弥富市といたしましても随分改善してきたなあというふうに思っているところでございます。例えばゼロ歳児の対応につきましても、ことしの12月にはオープンできると思いますけれども、弥生保育所につきましては6ヵ月児から対応してまいりたいと思っております。また、保育料についても、今まで14年間据え置きという形で、愛知県下でも2番目に安いというような状況を保たせていただいております。また、保育士のさまざまな環境整備におきましても、一つ一つ改善を企ててきております。また、所長等の年間数回の面談におきまして、さらなる改善を進めていかなきゃいかんというふうにも思っておるわけでございます。いずれにいたしましても、弥富市といたしましては、九つの保育所と一つののびのび園という施設を有しているわけでございますけれども、しっかりと市民の皆様の御協力をいただきながら運営をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 時間が来たんですが、あと二つ残っております。

親子で育ち合える保育環境について。

今、保護者の方にはさまざまな悩みとか子育ての問題、離婚の問題について、保育所の方へ御相談があるそうでございます。こういう面でも保育士さんのお仕事の負担が大変過重になっております。正規保育士さん、臨時保育士さんもあわせて、そこら辺のところをゆとりを持って保育ができる状況、職員の配置をつくっていただきたいと思います。

それから最後でございますが、子ども・子育て新システムの基本制度案要綱の問題についてお尋ねをいたします。

今、民生部長からお話がありましたように、2009年2月に厚生労働省の社会保障審議会が少子化対策特別部会の新保育制度案を提唱して、直接契約制度などを前提に、現在の幼稚園、保育園、認定こども園の垣根を取り払い、こども園、これは仮称でございますが、これに一体化するという方針を出しております。まだ案でございますが、市町村の権限と職務については、現行の保育実施責任のような直接保育をする責任は解除されると言われております。必要な給付の保障責務や利用者支援等に限定された責任を課すのみでございます。また、企業参入を推進するためとして認可制度を廃止し、指定制度の導入を打ち出しております。これは、介護保険の現状が保育の場に持ち込まれる内容でございます。このような改革案が実施されますと、現行の児童福祉法の第24条、市町村の保育実施責任、第45条の最低基準、そして公費負担に基づく公的保育保障制度が切り崩されることになります。憲法、児童福祉法の理念にある、すべての子供たちに発達と生活を等しく保障する視点から見て、私は納得で

きるものではございません。弥富市は、今まで先人たちが築いてこられましたすばらしい保育の蓄積、経験を生かして、子供たちが伸びやかに成長できる公的保育制度の継承にぜひ御尽力いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 鯖戸児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） 答弁させていただきます。

大変大きな問題2点について、かいつまんでお答えをさせていただきます。

最初の部分でございますが、親子で育ち合える保育環境づくりという内容でございますが、基本的に、現場を見ておりまして、現場の先生のお話を伺うと、本当に多様な状況になってきていると思っています。お母さん御自身が子育てする力がなかなかつけられていない状況であったりして、本来なら家庭で行うはずのおむつトレーニングを保育所にゆだねるようなお母さんすら出かねない状況を伺ったりします。そういう意味で、今本当に親育ちの部分ですね。子育てできる力をお母さんにつける、保護者につけるということも大事な責任と感じているところがあります。そうした中で、子育て支援センター、あるいは児童館におきましても、午前中には小さなお子さんをお連れの親御さんに来ていただいて、親子の触れ合いとか親としての相談などにも応じたりして支援をしているところでございます。また、保育所におきましても、先ほど質問していただいたような形で、家庭のこととか子育てのことについても、以前にも増して相談するようなことが生じてきております。それにつきましても、所長とか熟練の保育士の方で時間をとって対応させていただいております。そのところについて過度の負担がという御心配をさせていただいているところですが、それも含めて今日的な課題に対する専門職の仕事という中で、保育士にとっても過剰の負担とか、また現場での事故等が起こらないように、現場の声も聞きながら対応させていただいているところでございます。

それから、最後にお話がありました国の制度の問題、子ども・子育て新システムの基本制度案についてですが、これにつきまして5月ごろに国の方の動きを私どもも知るところであったわけですが、弥富市としては、今後国から示される案をよく検討しながら、今まで進めてきた弥富市の保育が後退することのないように、検討しながらやっていきたいと、注視して進めていきたいと、そのように考えております。以上でございます。

○11番（安井光子君） これをもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員の質問を終えまして、次の方もありますけれども、暫時休憩をいたします。再開は2時30分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時21分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（伊藤正信君）では、暫時休憩を閉じまして会議を開きます。

大原議員、お願いいたします。

○18番（大原 功君）質問をさせていただきます。

まず、ここに六法全書と刑事訴訟法というやつと例規集、それと議員のブックですね。違反になるといكانのでということで、させていただきます。

平成20年3月、名古屋港の名港管理組合ということで海外研修に市長が行かれました。これは、いわゆるその参加費ということでありますので、国家公務員法の46条といった場合は、旅費はいいんですけれども、日当はつけないということでありますので、まずこの日当がなぜつけられておるのかということを名港管理組合に聞きました。名港管理組合は4人行かれましたけれども、まず5町村に行っていただくということで、名港管理組合から書類をいただきましたら、総会をして、理事会をして、そして決めたということであります。それはそれでいいんですけれども、ここの中のメンバーを見て、多分取りやめられたんじゃないかなあという予測はします。ここの中にはゼネコン業者と、そして夫人の方と、あと運送業者、そして名港というふうでありまして、ここの中にはただ1人、服部彰文市長だけが出席ということでありましたので、そういう名簿を見て、各市町村では夫人やゼネコンということになると問題になるんじゃないかと。あるいは、他の市町村については、共産党の方もおられれば、いろんな党の方がおられます。そういう人から追及されたら困るというので、多分やめられたんじゃないかなあと思っております。

まず、市長が行ったときには、夫人についてはコメントすることはないと言われておりましたが、私が持っている、市長が本会議でされたときには、夫人の方が行かれて、大変お力をいただきましたと、雰囲気もよかったというふうなんですね。普通からいうと、市長なんかは特別職で、4年に1遍退職金をいただく方なんです。市民税で行って、夫人の方が行かれたからよかったというのは、ここに書いてありますけれども、市民から見れば、ちょっとこれはまずいようなふうでないかなあということであると思います。

この辺につきましては、行かれた人数は37人、1人当たりが191万9,000円ということでありますから、全体の37人にしますと7,100万3,000円。市長が行ったのは、ここにありますが、けれども、ビジネスと書いてありますけれども、普通からいうと、市長も4年前には一円も無駄に使わないということでは言われています。新聞に載っていますからね。平成19年2月5日の新聞です、これ。私はずっと新聞を持っていますから。こういうふうでありました。

そして、ここの中で一番、今、航空運賃を言いましたけれども、バス、そしてガイドが、37人ですから、1日当たりに計算すると75万5,473円かかっている。そして、それから下の方へ行きますと、搭乗員が1日当たりで33万3,000円、それから現地の費用ということで11

万かかっておりますけれども、こういうところが余りにも旅費として使われているということが、予算上、あまり芳しくないんじゃないかなあと思います。

そして、今、旅費のことで言いましたけれども、負担金でしたときは、これは平成17年10月ですかね、いわゆる万博がありました。そのときにオランダの方から、皇太子も見えたんじゃないかなあと思いますけど、たしかあの方と、それから音楽団が来まして、弥富も大きなイベントということで、そして会場である万博も大きなイベントがありました。そういうときに、私も今議長に聞きましたら、議長も一緒にお金を払いました、これは。そのときに皆さんは負担金として、私は40万だと思ったけど、議長は50万と言ってみえたから恐らく50万だと思いますけれども、払いました。その金額を払って、当時は村瀬君じゃなかったかなあと思うんだけど、担当が、そのときに負担金ということでやったもんだから、これをもらったのも、私は2年後にもらったわけね。なぜかという、加藤さんという方が、「大原さん、あんたもこれ公務で行っておることになっておるがや」ということなんです。だから、私は公務で行った覚えはないよと。50万ちゃんと払ったんだから。そうしたら、これをつくってくれたのがどうも村瀬君じゃないかなあと思うんですね。ここのところに、いわゆる負担金で行ったからということで、日当なしという形です。だから、このときの日当なしということは、公務で行っておるということを当時町側が言われておって、今回、服部彰文市長が行ったときには日当を7万1,500円受け取っているわけね。だから、これは国家公務員法の47条に準ずるといって、名港管理組合も国家公務員に準じた扱い方ということで、職員も4人とも取っておりません。

また、服部彰文市長が昨年という話ですから、19年のときですけれども、19年のときに飛島の村長も行ったよという話だったから、飛島で聞きました。そうしたら飛島の村長は、いわゆる村民のお金で研修をさせていただき、地域の発展をつくるんだから、日当は受け取っておりませんということです。そして、愛西市も聞きました。愛西市は湾岸ではないですから、ほかのところの負担金というふうにやりましたら、この負担金についても、愛西市は飛島と同じように取っておりませんと。まちの発展に尽くすためだから取っておりませんということであります。これは、国家公務員法に準ずるところに多分値するんじゃないかなあと思うんですね。市でもそうですけれども、国の給料なんかは国家公務員法に準ずるといって給料を下げているわけだから、そういう意味じゃないかなあと思うんですね。

それから、去年までは美和町でしたけれども、美和町にも聞きました。美和町に聞いたら、美和町はそういう負担金で行くようなことはない。そしてまた、商工会や、いろんなところからお呼びがあって、こうしてくださいということがあったんだけど、これについても当時の町の議会、それから町民からは、負担金じゃなくて補助金を出しておるところに町長が行くということが大体間違っておるということを言われて、行っていないそうです。

だから、なぜ私と当時の川瀬町長のときには日当がなしで、そして今度、彰文市長になったら日当が7万1,500円ついておるんですか、そこをまず聞きます。

○議長（伊藤正信君） 村瀬人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） 大原議員から、オランダの旅行と、このたびのポートセールスの違いについての、日当の支払いの取り扱い方の違いについての御質問をいただきました。

オランダの交流使節団につきましては、弥富町単独の愛知万博一国一町村フレンドシップ関連事業でございました。愛知県、外務省の調整を得まして、オランダ大使館、ホームステッド市長へ公の訪問をさせていただいたものでございます。この旅行につきましては、旅行費用の軽減を図るため、団体の取り扱いをしないと。公の参加者以外に私費の参加者を募り、一団を形成し、訪問した経緯がございます。そうした状況の中、総合的な判断によりまして、公の参加者につきましても日当を支給しないということを決めたものでございます。このことについては、皆様に御理解をいただいたものと考えております。

また、名古屋港管理組合の職員が日当を支給されないのという件につきましても、あわせてお答えをさせていただきたいと思います。

名古屋港管理組合と弥富市の旅費の支給の取り扱いの問題でございますけれども、名古屋港管理組合は、旅費条例や運用などの基準により、日当を支払わないということを定めておると推測をいたしますが、弥富市は、弥富市旅費条例に基づき、滞在ごとに甲地方・丙地方それぞれに区分し、日当を支払ったものでございます。名古屋港管理組合では、海外出張に際して支度料が部長級で約7万8,000円ほど支給されますけれども、弥富市では、支度料及び旅行雑費を支給する定めはございますが、市長に支給はしておりません。旅費の定め方、支給額について、国のどの階層、どの区分を当てはめるかということは、団体、自治体により異なる部分があるかと思います。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうしたら、ここの例規集の中にはどこに書いてある。今の、参加費で行ったときに日当を払わないとか日当を払うということはどこに書いてありますか。これずうっと見ておっても、ページが多いからちょっとわかりにくいんだな。そのために例規集を持ってきたんだから、例規集の何ページにあるかということを書いてもらわないと。

○議長（伊藤正信君） 時間がかかりますので、調べてお答えするという事で、次の質問をしてください。

○18番（大原 功君） 大体そういうふうで言われたら、何ページに書いてあるということとはちゃんと言わないかな。それを何にもなしで御理解いただきたいと云うって、どこに書いてあるか、私もこれずうっと見ていったんです。多分書いてないと思ったの。だから聞くんですね。

ここに市の条例、旅費、第7条、市長の公務の旅行についてということで書いてあります。このところには、甲と、それから丙というのが当てはまるということでありますから、これについては、この参加費の中に入っているんだから、このことについては別に問題ないと思うんですけどね。ただ、この日当というところについては問題があるんじゃないかなあと。全然この条例の中に入っておらんだ、これ。参加費で行った場合は日当をつけますということが書いてないんだ。恐らく条例というのは市民が守る条例ですから、条例というのは弥富市単独なんですね。だから、市民税にしても、固定資産税にしても、国保税にしても、みんな弥富市がお金がなかったら、どんどんどんどん上げていってもいいわけなんです。これは目的税ですから。だけど、国の法律というのは、例えば法人税だと、1億以上だと事業税が40%とか、1億以下だと18%とかいうふうに基準が決められております。

○議長（伊藤正信君） 大原議員、今、答弁をいたしますので、先ほどの件で。

村瀬人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） 大変失礼いたしました。弥富市の職員の旅費に関する条例別表2にございまして、外国旅行の場合の日当、宿泊料、食卓料が1万491ページに記載がございます。そこで、弥富市職員の旅費の支給に関する条例を定めております。なお、市長、特別職につきましては、9,361ページに外国旅行につきましての日当についての定めをしております。

なお、この旅行につきましての旅費の調整の規定が1万485ページにございまして、この旅費の調整をいたしまして、市長には外国旅行に行っていた場合におきましても日当は支払いますけれども、支度料、それから食事料等々に関しての支払いは一切しておりません。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 大原議員。

○18番（大原 功君） それは、そこに載っておればあれですけども、そうすると、ここに市側が、これは公開した文書ですね。ここの中にはキプロスが2日と書いてある。キプロスは3日行ったんですね。これを見ますと3日ある、キプロス。それからマルセイユ、これはフランスですけど、これが1日あるんですね。ここについても、公開しておる文書の中の日にちが全然違うんだな、これを見ると。これは公開をしておっても、全くこれ個人的に思うと、でたらめの公開になっちゃうんだな。これは文書が出ておるから。これによっても違うわけね。日当も手当も違うんじゃないかなあと思うんだけど、これが違います。

ここの中で問題は、ここに14日間になっておりますけれども、14日間の中で、ここで3日、ここで2日となると、泊まった数は11日ですけども、飛行機の中が1回ありますから、実際は11日ですね。そうすると、2日分はどこに行ったかなあと思います、ここに載っていないから。これ公開でやられておるんだから、見てもわかります。公開でやられておるんです

から、ここに持っておらないかんですね。そうすると、これ飛行機の中だという計算を
と、また日当も変わると思うんだね。こういうことも含めてしておかないと、きちっとして。

これ、名港管理組合がこの書類をくれたんです、全部ね。見てくださいということで。そ
して、今の日当についてはそういうふうでありますので、そうしたら、これだけの191万
9,000円使ったんだから、旅行先の例えば今のキプロス、キプロスは3日行ってみえますか
らよくわかってみえると思いますけど、キプロスの面積、それから人口、それからホテルが
大体幾らぐらいだということを一遍聞かせていただきたいなあと思います。

○議長（伊藤正信君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 私は副市長という立場ではございますけれども、名古屋港利用促進
協議会の常任理事ということで、去年の7月からそういった位置につかせていただいております。
そういったことで答弁させていただきますが、今回につきましては、国の面積とかそ
ういったことについて特に問題にして行ったわけではございませんで、キプロスですと、港
でいいですとリマソール港の視察、それからフランスにおきましてはマルセイユ港、フォス
ターミナル視察とか、それから船会社でCMA CGM社の訪問、そして名古屋港の利用を
促進いただくようなレセプションをさせていただいたと。それから、北アフリカのチュニジ
アにおきましてはチュニス港の訪問とか……。

○18番（大原 功君） 1個ずつでいいわ、キプロスだけで。

○副市長（大木博雄君） キプロスにつきましては、どこの国もそうですけれども、面積とか
そういったことではございませんで、港の視察、あるいは利用促進ということでございま
すので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 港を見に行く以上は、その人口がどれだけあって、輸入をするの
か、輸出をするのかとあるわけね。これは当然のことだと思うんだ。面積もわからず、人口
もわからずでは、191万9,000円使って市民税で行くようなことではないと思うんだね。だか
ら、面積と、キプロスというところは一体どういうところだと。日本とどういう関係がある
ところだということぐらいはわかっておると思いますので、副市長、もしわかったら、日本
とこのキプロスはどういう関係の国ですかということ。

○議長（伊藤正信君） 村瀬人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） この訪問に関する報告書は議会の方に提出をし、1ヵ月間、
議員の皆様によく見ていただいたものでございますので、議員の皆様方もよく御承知のこと
と思っております。ただ、私が今この場において、その内容を承知しないのはおわびを申し
上げますけれども、既に御報告させていただいたことでございますので、御理解をいただき
たいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 大原議員。

○18番（大原 功君） あなたたちがくれたのは、ただの地図とこれだけなんです。3枚なんだ。だから、私が言っておるのは、キプロスに3日間も泊まったら、そこでリゾートと港を見てきたわけなんですね。だから、それだけのところを見たら、どれだけの面積で、何人住んでおって、そことどうやって日本が貿易をするのかということを聞かなきゃ話にならんと思うよ、この金額では。

○議長（伊藤正信君） 大原議員、今、村瀬人事秘書課長が資料を持ってまいりますので、ちょっと待ってください。その間、他の質問をしてください。

○18番（大原 功君） そうしたら、次のところを聞きます。

次はモナコに行ってみえますから、モナコはどういうふうですか、これも一遍申してくれますか。面積と人口ということを聞かせていただかないといかんわけだから、こういうのを聞かせていただきますかと。

○議長（伊藤正信君） 今、資料を取りに行っておりますので。

○18番（大原 功君） そうしたらもう休憩しておこうか。休憩してもらわんと、聞きようがないもん、この先が。

○議長（伊藤正信君） では、資料が来るまで休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時57分 休憩

午後3時03分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤正信君） では、再開をいたします。

村瀬人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） 失礼いたしました。準備ができましたので、御報告をさせていただきます。

議会で皆様に見ていただきましたのはこちらの報告書でございまして、厚さ約10センチぐらいのものでございます。こちらを議会の方に提出し、12月の議会会期中1ヵ月間ほど皆様の方にお示しをしたものでございます。

それでは、キプロスの面積につきましては9,250平方キロメートル、人口が87万1,000人でございます。

○議長（伊藤正信君） 大原議員。

○18番（大原 功君） まず、キプロスについてはそういうふうで、かなりここにホテルの料金とか高いので、いわゆるシングルルームというやつと、夫人も行かれておるでダブルもあると思うから、ホテルの屋上からキプロスが見えるところで大体値段が幾らぐらいのホテ

ルなんですか。

○議長（伊藤正信君） 村瀬人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） お答えをさせていただきます。

このたびのポートセールスにつきましては、オランダの友好の交流団とは違いまして、弥富市が企画したものではございません。名古屋港管理組合を含めました4団体が企画され、全行程が定められたものでございます。要請に基づきまして、弥富市としましては負担金をお支払いし、参加者が等しくこの旅行に参加したものでございますので、企画に至る経緯、内容におのずと違いがあり、その内容の詳細についてまで弥富市としては掌握をしているものではございません。御理解をいただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 大原議員。

○18番（大原 功君） この金額が、さっき言ったように余りにも高過ぎるんだな。その地域が1日だけで約100万ぐらいかかっておるんだ、これを見ると。75万と33万、11万だと、1日だけで、この地域で、あなたが言った今のキプロスが9,251平方キロメートルで、そうするとこれは四国の約半分ですね、面積は。だから、このキプロスというところはこれだけの面積ですけども、日本がこれは承認しておらんとことだね。不承認にしておるわけね。国としては認めていないんだ、このキプロスというところは。そういうところへ行ったら、110万も120万も1日にガイド代、そして添乗員というのをしておったら、市民感情からしたら、約100人ぐらいの方にこれを見てもらったんだけど、農家の人だと、1年に100万預金をするというのはなかなか難しいことだね。中小企業や零細企業でもそうですけど、一部サラリーマンの方も、年間で100万預金しようと思うとなかなか難しい。中には、子供さんが小さい子が見えるところは、子供さんを保育所に預けて、そしてパート代で六、七万ぐらいのお金をもらって、保育料を払って、お菓子や服を買って、そうするとあと1万円ぐらいしか残らんとするんだ。だけど、それが半年とか1年に在所とかそういうところへ連れて行って見せると、おじいちゃん、おばあちゃんが喜ぶでというぐらいの努力をしておるわけ。

それが1日でこれだけの金額を使うということは、私はフランスへ行ったことがありますけれども、フランスは大体4から5ヵ国語をしゃべって、大体2万円から2万5,000円、通訳が。バス代は大体日本と一緒にすから、1日だと大体8万円から10万円です。これが1日でこれだけですから、いかにかかっておるか。市民なんて、これ市民感情は物すごく大きいと思うんだ。だから、これを持っていったときに、ずうっと回したわけなんだ。そのときに皆さんが見て、何だと、これは。本当に市長、大丈夫かと。一円も無駄に使わんと言っておってこんなことをやられておったら、3年前に福寿会の連合会長がいろんなことをしゃべられて、市民のほとんどの方が金銭のことはよく知ってみえるわけなんだ。だから、これを持っていったときには本当に心配されて、こんな予算を議会でやっておってええのかというふ

うに力いっぱい言われたことがありました。

それはそれとして、次にモナコはどうですか。

○議長（伊藤正信君） 大原議員、少し答弁させてほしいと言うので、今のお金の話で。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） 少し答弁をさせていただきたいと思います。

市長がみずから企画し、みずから旅行に参加する場合においては、大原議員がおっしゃるとおり、そのようなものを企画されると思います。ただし、このたびについては、ポートセールスという団体について市長は参加をされ、これは議会の承認を得て出席をしていただいたものでございます。その100万円とおっしゃられたものにつきましては、全体の経費が100万円ではないかというふうに私は思っております。ポートセールスの重要性をいま一つ議員も考えていただきまして、このポートセールスは弥富市に欠くことのできないものである、港湾の開発は弥富市の必要不可欠な最重要課題である、この第3バースを整備していただくためには、このポートセールスに参加したことが非常に有意義であったことを理解していただいて、経費だけではなく、もっとマクロなお考えを持っていただければと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 大原議員。

○18番（大原 功君） あなた今言われるけれども、これは37人の1日当たりを計算したやつだから、1日37人で110万かかるよという話ですよ。勘違いしておったらいかんですね。だから、これは違いますよということ。

それと、あなたが言われるように、市が単独でそういうところを出さずに行った場合は、今あなたの言われる条例の中でいいと思うんだね、私は。だけど、今回は名港管理組合の理事会の総会の中で決めて、5町村が行きましょうと決めたわけなんだ。だけど、決められたけれども、私がさっき言ったように、ゼネコンとか夫人が入っているから、多分取りやめられたんじゃないかなあと思ったんだ。そういうことがあるということね。それが今私が言っておることなんですね。だから、皆さん方が、こういうことでこの金額を使って大変だなあということを言われたわけね。

あとにつきましてはモナコ、言ってください。

○議長（伊藤正信君） 副市長。

○副市長（大木博雄君） まず費用についてですが、先ほどの例えばキプロスですとラルナカというところに宿泊しておるわけでありましてけれども、これは見積書をいただいて、最終的に1人当たりの金額で負担金をされました。これにつきましては、ラルナカでは1泊3万7,400円ということになっております。それと、これは一応30人を基礎ということで積算してございますが、最終的には37人で割っていますので、同じになるかと思えます。それで、バス代だとかガイド代につきましては、キプロスについては4日間4万4,000円ということ

で、各地、キプロス、マルセイユ、モナコ、チュニス、カサブランカ、それぞれ行っておりますが、トータルでバス代だとかガイド代につきましては22万4,600円ということで積算がされております。ただ、これは37人になっておりますから、若干ふえておるかもしれません。トータルで、いろんな諸経費も合わせまして、ビジネスクラスで191万9,000円ということになっております。

それと、先ほどの地中海・北アフリカ経済交流、並びに名古屋港利用促進使節団というのにつきましては、名古屋港管理組合の理事会ではなくて、名古屋港利用促進協議会の中の理事会及び総会で決定されておることです。

- 18番（大原 功君） 名港じゃないの、これ。名港管理って書いてある。名港管理組合からこれをくれた。
- 副市長（大木博雄君） まず、名古屋港利用促進協議会のメンバーといいますのは、商工会議所、名古屋港名港管理組合、一般会員の方々、それと名古屋港振興協会、団体数が25団体、それから普通会员274団体で、その中に名古屋港管理組合、そして名古屋商工会議所も入っております、そこの中の理事会及び総会を経て決定されておることです。

それと、今回この視察でございますけれども、これは昭和58年からスタートしております。目的につきましては、それぞれの港湾視察によって名古屋港をより一層よくしていくと。それで、過去にもそれぞれの関係市団体が出ておりますし、例えば飛島におきましては、平成9年から21年度まで7回、今後4年に1回は行くというふうに聞いておりますし、弥富市、当時は弥富町でございますけれども、昭和59年から平成20年まで通算8回それぞれ町長、あるいは助役等を派遣させていただいております。また、知多とか東海市におきまして、それぞれ私の知っておる資料に限っては、知多市では5回以上、東海市では2回以上それぞれ出かけていただいております。

なお、飛島村と弥富市につきましてはコンテナふ頭がございまして、こういったことに対する利用ということで非常に重要な位置を占めております。なお、知多市と東海市につきましては最近参加をされておられませんけれども、知多市におきましては中部電力とか……。

- 18番（大原 功君） 副市長、ちょっと時間がないで、もうそれでわかったで、いいから次を聞きます。

〔「きちっと説明しておかんといかんよ」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） ちょっと待ってください、大原議員。

簡潔に、村瀬人事秘書課長。

- 人事秘書課長（村瀬美樹君） それでは、モナコの質問をいただきました前に、建設業者、ゼネコンが参加しているのは問題だという御指摘をいただきました。この御指摘につきまして少しばかりお話をさせていただきたいと思っております。

この参加しましたゼネコンにつきましては、名古屋港利用促進協議会の会員でございます。今回のポートセールスの行程にありましたチュニジアのチュニス市街の南北交通量の緩和を目的とした橋の建設を、日本のODAにより、このゼネコンが担当しておるものでございます。この視察のため訪れました地におきまして、現地の、このゼネコンの所長さんから参加者の皆さんに工事の概要についての説明をなされました経緯から参加されたものでございます。

それから、御夫人の同伴について問題だという御指摘もいただきました。このポートセールスの性格上、相手国の港湾関係者との懇談会やレセプションを行う中で交流を図ること、名古屋港のプレゼンテーションを行うことは必要不可欠なことでございます。また、御夫人が同伴されましたのは、このたびの使節団の団長をされました名古屋港商工会議所の副会頭であり、港運会社の会長さん、それから名古屋港商工会議所の会頭であり、トヨタ自動車の相談役様、それから名古屋港商工会議所の会員でトヨタ自動車と関係の深い企業の相談役の3名の方の御夫人でございます。もちろんこの御夫人の件については、それぞれの団体が負担をしております。海外におきましては、公的レセプションなど儀礼的な場面におきまして、夫人が同伴されるということはよくあることでございます。これは、政治家や官僚のみならず、各界の交流であるとか、民間のビジネスの場で行われていることございまして、名古屋港を取り巻く財界のトップセールスにおきまして、このことは大変必要であり、重要であったと認識をしているところでございます。

続きまして、モナコにつきましの御回答をさせていただきます。

面積は1.95平方キロメートル、人口は3万2,270人でございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 大原議員。

○18番（大原 功君） モナコのことにつきましては、モナコは面積が2平方キロメートルですから、弥富市の約23分の1ぐらい、ゴルフは市長もやっているでわかるけれども、大体60万坪ぐらいですね、面積が。その中で、今言ったように1日当たりのあれが百何万かかっておるといふことと、それから副市長、ここのところってどこなの、名古屋振興協会というのは。どこにあります、これ。わからなかったらいいですわ。これは商工会議所の中の1部屋を借りておるわけ。一ところを借りておるところなんですね、これ。いわゆる間借りしておるところ。こういうところなんです。その団体とそうやって出られたわけね。

それから、先ほど言われたように、ゼネコンは1社だけだと言うけれども、ゼネコンは大きな、いろんなところがあります。港湾だと五洋建設とか中野建設とか、いろんなものがあります。こういうところは湾岸が必要だから、何もあそこだけじゃないんですね。だから、私は多くのゼネコンで、1社だけじゃなくて、2社も3社も行くなら、これはまだと思ったの。それだけですけれども、今、全体的に市側の方に聞いて、行かれた中で、五つばかり上

がっているわけね、そこからこの弥富市に持ってくる品物って何がありますか。入ってくるもの。弥富市に入る。

○議長（伊藤正信君） 村瀬人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） 弥富市に何が輸入か輸出されるかということでございますけれども、ポートセールスというものは、名古屋港の全体を考えてセールスをするものでございます。市長は、弥富市のトップとして、各界の皆様にも人的交流、経済的交流、それから弥富市の港のPRをしていただきました。このものが入ってくる、このものが出ていくということではございませんけれども、市長トップみずからが、みずからの言葉で外国の方、そしてその使節団の皆様方に語りかけられ、交流し、弥富をPRしていただいたことは大変重要なことと考えております。御理解をいただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 今回のフランスの訪問の中で、船会社で世界第3位のCMA CGM社を訪問させていただいております。その中で、この一行につきましては、副社長の、アルファベットですから多分発音が違うかもしれませんが、テキニアン氏と面会をさせていただいております。その席上で高橋団長が名古屋港の概要を説明させていただいて、名古屋港への母船の積極的な寄港を依頼させていただいております。

そういったことが功を奏したと思いますけれども、この世界第3位のCMA CGM社につきましては、去年になりますが、行った翌年の4月27日に、地中海と日本の直行ルートにつきまして9年半ぶりに再開をしたということで、現実には5年半ばかり名古屋港を初め、横浜、神戸港に來航しているということで、ことしの7月20日の名古屋港利用促進協議会の総会の資料の中に、5月21日にCMA CGMのコンテナ船1隻が初入港、そして7月16日にも新造船が初入港ということで、こういった船が入ることによりまして弥富市におきましてはどういったメリットがあるかと申しますと、とん譲与税というのがそれぞれ入ってきます。これにつきましては、平成21年度におきましては弥富市においては1億2,185万1,000円という金額をいただいております。こういった入港に基づきまして、通常ですと1トン当たり20円といった金額をいただけるもんですから、どんどん入ってくることによって当然税も入ってくると。また、そういった物流がありますと、弥富市としましても、やはり南部地域におきましては、こういった港が非常に重要なポジションになっておりますので、その背後地としての発展性についても大いによろしいかなと思っておりますし、それぞれ世界の各地域から名古屋港の宣伝をして歩くということにつきましては大いに効果があると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員にポートセールスにつきましてお答えを申し上げます。

この問題につきましては、平成20年12月議会、そして翌年のたしか3月議会にも御質問をいただいております。そうした中におきまして、先ほどのポートセールスに関しましては、副市長、そして所管の課長が答弁したとおりでございます。諸経費等につきましても、皆様方の議会の御承認をいただき、また監査委員の御承認もいただいているところでございます。

私どもの答弁につきましては、先ほども話でございましたように、議会の方にも議事録を含めていろんな資料を出させていただいております。そして、60ページに及ぶこういう形の報告書も提出させていただいております。いま一度御一読をいただいて、理解を深めていただきたいと、そんな思いでございます。私の答弁につきましては、先ほどの平成20年12月及び3月の議事録を見ていただければ結構かと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

いずれにいたしましても、私は、このポートセールス、あるいは経済交流という形で多くの人脈にも恵まれました。そして、多くのことを学ばせていただきました。この経験を生かし、西部臨海工業地帯のさらなる弥富市の発展に努力をしていきたい、そんな思いでございます。今、鍋田ふ頭におきましては、第3バースの整備計画が着々と進んでおります。こういったことに対しても、名古屋港利用促進のメンバーを含めまして、多くの方に御尽力をいただいているところでございます。

この場をかりまして大原議員にお願いを申し上げます。行政側と議会の役割は、政策論議をすることが大きな目的ではないでしょうか。大原議員として、大ベテランで、経験豊富で、そして見識の高いお方でございます。どうか力強いリーダーシップを発揮していただいて、私ども行政とともども御指導をいただきたいというふうにも思いますし、弥富市の発展に御尽力いただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

- 議長（伊藤正信君） 大原議員。
- 18番（大原 功君） 今、議会と市側の、やっぱり我々は市民からバッジをおかりしてあるわけなんだ。市民の代表で議会に予算やそういうのを審議するのが、議論をするための議会議員で、そのために年間650万という金を市民税からいただいておりますわけなんだ。これを市長が間違えておったら、市長は特別職であるし、4年に1遍、退職金をもらう方ですよ。そんなことを言われておったら、市民は何のために議会へ送っておるのかということになっちゃうと思うんですね。

それと、今市長が言うように、4ヵ所行かれたところは、地中海をして、スエズ運河を越えて、そして紅海へ来るわけですけども、そうするとそこの中の、市長がよく勉強して行かれたというから、このスエズ運河というのは、幅が何メートルで、水力はどのぐらいある

の。勉強したというのはそうなっちゃうんだね。私がそこまで聞いても、なかなか市長は…
…。私はもう調べてきました。幅が210メートル、水深は25メートルということで、1日に
大体59隻がここを通過、紅海を通過、インド洋へということでありますので、これ以上
聞いても、通告してもなかなか出てこないから、ただ1人でこれだけの金を使って行って経
済効果がいかにあったかということで、やっぱりそれは市民感情の中から出てくると思うの
で、この点については、長くなるともう時間があらへんから、何分までいいですか、議長。

○議長（伊藤正信君） 40分です、大原議員は。

○18番（大原 功君） もう一つぐらいしか聞けんと思いますけれども、生活保護について
聞きます。

生活保護で市民の方からは、生活保護の受付のところに議員と一緒に来るという話を言わ
れたけれども、こんなことはあるの、担当者の方。

○議長（伊藤正信君） 前野福祉課長。

○福祉課長（前野幸代君） 御質問にお答えさせていただきます。

御本人の同意のもと、同席をされた例はございました。しかし、その同席されたことによ
りまして、保護の申請、決定が左右されるものではございません。生活保護の申請につきま
しては、本人の意思に基づくものであることが大前提のため、保護の申請をするかしないか
の判断を行うのはあくまでも本人でございます。また、保護の決定に当たりましては、生活
保護法に定められた基準に照らし行っておりますので、恣意的なものが入り込む余地はござ
いけません。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、普通からいうと、生活保護を受けられる方は、大体昔
から地域の区長さんをお願いしたり、あるいは民生委員の方をお願いをして同伴されるとい
うのが普通ですけれども、議員が中に入るということになると、幾ら同意といってもなかな
か疑問が、議員がついていったからできたんだぞというふうになっちゃうと、市民の中では
そういう受けとめ方があるわけね。私も受けたいんですけれども、ついてくれんかと言うけ
ど、おれはそんなことはようやらんよと。地域に民生委員や区長があるから、区長は地域の
自治会長だから、その人によく聞いて、そして受けられる受けられんということは、あなた
が直接区長や民生委員にお話をしていくのが当然だよという話をしてきましたけれども、で
きることなら市民にそういううわさが立たないようにしていかないといかんと思いますけれ
ども、今、生活保護者は何人ぐらい見えますか。幾らぐらい、年間1人当たりかかりますか。

○議長（伊藤正信君） 前野福祉課長。

○福祉課長（前野幸代君） 9月1日現在でございますが、世帯数が164世帯、受給してみえ
る方が252人でございます。

幾らもらえるかというお話でございますが、通常の生活をしていくのに必要なもの、それから住宅の方もあります。年齢によっては学校へ行ってみえる方、病院へ行ってみえる方、いろいろケースによって違ってきますので、一人一人基準によって保護費の計算をしておりますので、幾らぐらいというのはまちまちなんです。例でいいますと、例えばひとり暮らしの方ですと10万。アパートを借りてみえる方が、持ち家かによりまして、アパート代、家賃がかかってきますので、それによっても違いますが、家賃ですと、ひとり暮らしですと3万6,000円が基準になっておりますので、家賃を支払っている方で10万円ほどになっております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 実際にはもっと本当は困ってみえる人があると思うので、市の方も本当に気の毒な方についてはやってあげなきゃいかんと思うんだ。ただお願いに来るから受けてやるわというのではなくて、民生委員の方が見えますので、地域の方でそういう方があるなら、そういう方を救ってあげなきゃと思うんだ。お金のある人がお金のない人を見てあげるというのが基本的だと思うんだね。なければ、どうしてもそこの中で病気になったり、いろんなことがあるから、そういうのも気をつけて今後やっていただきたいなあと思っています。

それから次に入りますけれども、市長は、この間は通知がないと言われて、愛知県の植樹祭が飛鳥であったんですけれども、これをサボってゴルフに行かれたんですけれども、先回のときも職員が中学校の跡地の草むしりを暑いのにやられて、そのときに言ったときには、市長はもう二度とこういうことはありませんという話だったんですね。それがまた今回こういうふうになりましたけれども、市長、次に3回目ということはあるだろうと思うんだけれども、もしあるならある、ないならないで結構ですから、時間がないからその程度です。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

旧中学校の草刈り、あるいは他の自治体の行事の参加についてという御質問でございます。

平成20年10月に愛知県市長会の開催が本市、弥富市で開催ということで、その会場が社教センターということになりました。当時は黒宮議長には大変お世話になったわけでございますが、そうした状況の中で、いわゆる周辺の整備をしていこうということで、草を取ったりということでございます。そして、旧弥富中学も相当草が生えておりましたもんですから、社教センターと旧弥富中学校の跡地について、職員1人がどちらかの日を選択して清掃活動していこうとって、自主的参加を求めたものでございます。私自身も旧弥富中学校に参加し、実施をしたところでございます。広い場所でございますので、当然2回に分けてそういうことがあったわけでございます。そうした形に対して、2回目に参加した職員に対して労

をねぎらう立場にあるということも含めて、少し私自身の配慮が欠けておったということについて、自省・自戒をしたところでございます。こういうことのないように十分気をつけていきたいと答弁をさせていただいたところでございます。

また、自治体行事の参加につきましても、6月議会でお答えしたにもかかわらず、また同じような御質問をされるわけでございますが、行政をサボってゴルフに行ったなどと言われることは全くもって心外でございます。よく聞いていただきたいと思います。私は、弥富市のためにこの3年半の間、議員の皆様の御尽力、そして市民の皆様のお力添えをいただいて、一生懸命努力してまいったつもりでございます。しかし、他の自治体行事、あるいは私自身のプライバシーの問題については、一定の距離感をいただきたいというふうに思っております。すべての他の自治体行事に私が参加できるものではありません。他市で行われる行事につきましても、参加する、参加しない、あるいは代理者を出席させるという形の中では私自身が判断していけばいいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 私が言うのは、代理で行くということじゃなくて、やっぱり愛知県に世話になっておるんだから、補助金もいただいておりますから、私も当時議長をやっていたときには、土曜日の日でしたが、常滑まで行って植樹祭をやってきました。神田知事に木をいただいて、そしてスコップで植えてきましたけれども、そうしないと、県と市というのは一つのドット方式みたいなのでつながりがないといかんわけだね、途中経過。こういうことも含めて、別に心外ではないです。やっぱり長というのは、特別職というのは、24時間態勢と同じようなものですね。そのくらい、例えば火災とか災害があったときには市長が本部長となってやるべきことなんですね。そういうことを言われては、議論というのは別にけんかしておるわけじゃないんですね。お互いに、ここの辺のところはこうした方がいいよと。私らでも議長をやったときには、8市とか、5市とか、海部とかいうふうにあって、いろんな市町村長ともお会いしたりしておるわけだから、やっぱりそういうのも含めてやっていただくようにしないといかんのじゃないかなと思います。

あと1個だけですけれども、議員の日当制ということがよく言われて、各市町村長はみずから提案されたりしておるわけです。だから、前は市長は、議員でやったらどうだと言うけれども、議員は18人だから、市長の言うさまざまの考えで、なかなかそんなうまくはまとまらんわけなんですね。だから私は、今、年間650万もらっておるんだから、次の選挙から日当制ということを考えられたらどうですか。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） さまざまの自治体の中で議会改革ということが論議されておることは、

私も十分承知しているものでございます。今、大原議員がおっしゃいます、議員の仕事は日当制にしたかどうかということでございますけれど、私の考え方は、日当制はなじまないというふうに思っております。議会が市民のために正常に機能していくためには、どのような制度がよいかということを考えるわけでございますが、私は現行制度がいいというふうふうに思っているところでございます。私は、合併後の議員の職務は大変多岐にわたり、市民の相談に応じたり、あるいは要望・意見等を毎日のようにお伺いしてみえるのではないかなあというふうに思っております。また、議会で質問する準備、あるいは調査等にも時間と経費もかかるわけでございます。そうした中で定数を削減するとか、報酬を削減するという意見もありますが、そうではなくて、報酬に見合う仕事をしていただくのが議会の議員ではないでしょうか。そのような形で、今後も我々も努力をしていきたいと思っております。日当制導入に対しては、さまざまなデメリット等が言われておるわけでございます。もう一度大原議員に申し上げておきますけれども、基本的な考え方が異なるようでございますので、もう一度この問題については真正面から議員も取り組んでいただいて、議員各位とよく御協議をいただき、議員みずからリーダーシップをとっていただいて、議員提案をしていただければ結構じゃないかなあというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

- 議長（伊藤正信君） 暫時休憩いたしまして、再開は3時50分からといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時40分 休憩

午後3時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（伊藤正信君） 休憩を閉じ、再開いたします。

次に杉浦敏議員、お願いいたします。

- 10番（杉浦 敏君） 通告に従いまして2点質問いたします。

まず第1に、コミュニティバスの改善についてであります。

6月21日にスタートしましたコミュニティバスにつきましては、今、住民からさまざまな問題点が指摘をされております。中には大変残念な話がありますが、従来の福祉バスに比べて、かえって使いづらくなってしまったなどの声も寄せられております。その住民の声の一端をお話しいたしますと、例えばある方は、南部ルートを利用して総合福祉センターに行く人は、福祉バスのときは乗り継ぎなしで行くことができましたが、今では乗り継ぎが必要となりましたし、その乗り継ぎの時刻表も大変不便なものとなっています。事実上、南部からはバスで総合福祉センターへ行けなくなってしまった。また、以前はバスでイオンに買い物に行っていたが、イオンタウンも行けなくなりました。また、ある人は、福祉バスのときの

バス停が廃止されて、遠いところまで行かなければバスに乗れない。私は車に乗れないし、バスで病院に行けなくなってしまった。また、ある人は、東部ルートは左回りだから、行きと帰りの時間差が大き過ぎる。また、十四山地域の人の話では、十四山地域から海南病院へは朝7時半と8時40分着で、これは便利になりましたが、その3便以降は佐古木での待ち合わせ時間が30分以上もありますという声もありました。また、ある鍋田の男性の話では、片道200円はやはり高過ぎる。往復で400円だ。前はバスで行ってコーヒーを飲むのが楽しみだったが、400円ではもう行けない。飛島や木曽岬が1回200円だというが、同じ三重交通でも桑名は100円で走っているなどなど、ほかにもいろいろありますが、そういった声が寄せられております。

先日、防災安全課から、6月21日以降7月いっぱいまでの、このコミュニティバスの停留所ごとの利用実績のデータをいただきましたので、以前の巡回福祉バスの平成20年度の利用実績と、このコミュニティバスの7月の1ヵ月分だけではありますが、その利用者数の実績を比較してみました。当局の方にはこの私の資料が渡してありますが、主な停留所で利用者の増減の変化の大きいところを拾い上げて一覧にしてみました。これを見て分析した結果の問題点をお話いたします。

トータルでの利用者数の増減は1ヵ月では比較できませんが、個々のバス停での利用者の増減ははっきりとした傾向が既にあらわれているのではないかと思います。この傾向というのは、一方では、このコミュニティバスが本来目指したコミュニティバスの改善方向、つまりは協議会で検討されました内容にもあります、通勤・通学でのバスの利用、通院や公共施設は比較的早い時間帯に利用するなどの住民のニーズに沿った、いわゆる前進した面と、一方では、個々の市民からの苦情・問題点が指摘されていること、今冒頭にも一部紹介いたしましたが、こういうことが原因となって利用者の減少につながっている、後退しているのではないかとと思われる、そういった面の両面が読み取れます。

以下、申し上げるような傾向があるのではないのでしょうか。

まず1に、近鉄弥富駅南口は、通勤・通学への対応を目的とした時刻表の改善を反映して、利用者が大きくふえています。福祉バスのときには月平均73人の利用者であったものが、コミュニティバスでは既に1ヵ月で1年分を超える906人の方が利用されています。近鉄へのアクセスが非常に便利になり、利用者がふえたと思われます。これに応じまして、南部の鍋田、末広などの利用者も大幅にふえています。これは、南部の方が通勤・通学のために使ってみえると思われるからです。

また、二つ目には、近鉄佐古木駅につきましても同じような傾向があります。佐古木駅にも福祉バスのころは月平均が57人の利用者であったものが、この7月のコミュニティバスの利用者は1ヵ月で278人も利用されています。楽荘団地の利用者の方も大変ふえています。

また、北部ルート、東部ルートの方も利用されているものと思われます。

三つ目に、朝の早い時間帯に海南病院に行きたいという要望に一定程度こたえているよう
であります。

また、その半面、四つ目といたしまして、総合福祉センターの停留所での利用者が大きく
減っています。福祉バスのころは月平均745人の利用者でありましたが、コミュニティバス
の7月では実に423人と大幅に落ち込んでいるわけであります。福祉バスではA、B、Cの
すべてのルートで総合福祉センター発着がありましたが、今度のコミュニティバスでは市役
所、海南病院、近鉄弥富駅南口が発着の中心となり、南部ルートや東部ルートでは乗り継ぎ
をしなければ総合福祉センターへ行けない。また、乗り継ぎの時間が不便であり、北と南が
分断をされているという形になっています。

また、5番目には、6月の議会でも市長からお話がありましたように、もし必要であれば
もう1台バスをふやすこともあり得るという旨のお話もあったことと関連いたしますが、十
四山の東部ルートが左回り一方通行となり、不便で利用できないという声がたくさん寄せら
れています。ピアゴの十四山を初め、十四山の各停留所は、佐古木駅を除いて軒並み利用者
が減っています。特に十四山福祉センターの利用者の減少が大変大きなものとなっております。
福祉バスのころは、福祉バスのバス停の利用者は月平均214名ありましたが、コミバス
では先月は129名しか利用をされておりません。

また、六つ目には、このデータだけでははっきりとは言えませんが、十四山地域や北部地
域との連携が断たれたせいか、弥富いこいの里の利用が大変大きく減っています。これも福
祉バスのころは月平均396名の利用がありましたが、コミバスでは今回261名しか利用されて
いません。

また、8番目に、南部の臨海部は大変利用者が少ないという実態となっております。

こういう傾向が読み取れると思いますが、そこで、まず協議会の事業計画でも各年度に調
査・分析・評価がなされるというタイムチャートになっておりますが、時間的にはまだ正規
の分析などは出ていないかもしれませんが、今の時点でのこの7月の実績、今申し上げまし
た1番から8番の点について、事務局としてどのように評価されてみえるでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） ただいま議員の御指摘の8項目に及びます貴重な分析結果でござ
いますが、私どもといたしましても、6月21日からまだ2ヵ月半、されど2ヵ月半というこ
とでございすけれども、2ヵ月半経過した中で、この運行に対します市民の方々から同様の
内容として寄せられております。この内容につきましても、先月の8月24日に、今後協議
会の方で実施をいたします市民のアンケート調査の内容について精査いたしまして、9月中
に実施をしたいと考えております。議員の分析されました8項目につきましては、貴重な御

意見として参考とさせていただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 今の9月中にやるというのは、こういったことをやられるんですか。

○議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） この9月中に住民2,000人を対象に住民アンケート、それと名港臨海部の企業のアンケート調査を、127社でございしますが、9月中に配付・回収を実施したいと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） では、早急にアンケートをやっていただきますようお願いいたします。

それで、今私は8点ほど述べましたが、改善しているところがありますよね。ここについては一層よくなるように、また改善をしてほしいと思います。

それで、特にこの8点の問題を絞って言いますと、やはり南北の分断の解消が必要ではないかということ。それから、東部ルート的一方通行を左右両回りにすること。それから、これも住民からたくさんお声があるんですけども、福祉バスのときにはバス停があったけれどもなくなっちゃったというところで、この三つが住民の声にこたえる最大のポイントとなるわけですけども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） ただいま議員の御指摘の、南北の分断の解消と東部ルート的一方通行、また廃止されたバス停の復活というものは、市民の方から市の方に同様に御意見をいただいております。

そこで、今後のスケジュールもございしますが、9月中にアンケート調査を行います。そういったデータをもとにしたものを改善の根拠としたいということで考えております。したがって、先ほど言われた、例えば住民の一部の方からの苦情ということじゃなくして、この方が最善であるという方法を、データを分析いたしまして、その方向に持っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） では、よろしくお願いいたします。

今回のアンケートもそうですが、市としても市民の声、利用者の声を聞いて改善をしていくと。3年間の実証運行の中で、今のタイムチャートを見ますと、年度変わりには問題点を直して、また新しく運行していくということになっておりますけれども、特にバス停のなくなったところなんかの人ですと、やはりもっと早くやってくれと直接電話があるんです、うちにもね。病院へ行っておったんだけど、もう行けれえへんがという本当に切実な声があり

まして、今の計画ですと、改善をしても新年度からの運行となっておりますけれども、これをもっと繰り上げて早くやるというようなことはできないのでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 住民アンケート等の調査ということでございますが、新ダイヤ路線の改定までのフローといいますか、計画でございますが、9月中にアンケート調査の結果が出ます。その後に、今の結果に基づいたものと、9月と10月に2週間かけまして全路線の乗降調査も実施をいたします。それで、その結果に基づきまして、アンケート調査、乗降調査の分析につきまして、10月、11月にその分析を行いたいと考えております。それから、12月に協議会を開催いたしまして、そういった分析結果の方から方針の検討協議をさせていただきたいと考えております。それで、路線とダイヤの検討に入りまして、2月に協議会を開催し、ダイヤ路線の変更の決定をさせていただきまして、中部運輸局の認定が必要となりますので、認定申請を協議会開催後に行うと。その認定申請後にやはり1ヵ月から1.5ヵ月ということで、年度内いっぱいかかるということで考えておりますが、以上の日程を予定しておりますけれども、議員の言われましたように、やはり住民からのそういった御要望がかなりあるということで、私どもも今後繰り上げ可能なものにつきましては、当然早めてまいりたいと考えております。しかし、認定を早めることにつきましては、極めて難しい状況であるということも認識しておりますので、よろしく御理解のほど、お願いします。以上です。

○議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 国交省ですね、運輸局、そういったお役所との関係もありますもので、大変なことはわからんですけれども、今、部長からお話しありましたように、繰り上げのできるところについてはやるということですので、一日でも早く改善できるように要望しておきます。お願いします。

二つ目の質問であります。平和市長会議への参加についてであります。

常日ごろの市の平和行政に対する熱心な取り組みに対しましては敬意を表するところであります。平成11年、平和都市宣言の採択の後、市役所の正面では夏の時期に「平和都市宣言のまち」の垂れ幕を掲載され、また7月30日から保健センター前のロビーにて広島・長崎原爆写真パネル展の実施など、戦争の悲惨さを伝え、平和を祈念するための意義深い取り組みが毎年続けられております。また、毎年、市長や議長からは核兵器廃絶を訴え、全国11幹線コースを広島へ歩く国民平和大行進に賛同する署名や募金にも御協力をいただいておりますが、このような弥富市を初めとした日本全国各地の自治体の取り組みが、核兵器廃絶を目指す世界の運動の中で大きな一翼を担い、この流れの前進に極めて大きな貢献をしていることは、紛れもない事実であると考えます。

とりわけ、ことしは広島・長崎の被爆から65年の年に当たりますが、核廃絶を目指す世界

の流れの中で画期的とも言える出来事がありました。先月 8 月 6 日の広島平和記念式典に、パン・ギムン国連事務総長が国連のトップとして初めて参加をしました。また、米国のルー ス駐日大使、フランスとイギリスの臨時大使ら、核保有国の代表も初めて参加をしたわけ があります。とりわけパン・ギムン国連事務総長は、式典のあいさつの中で、「私たちは、と もにグラウンド・ゼロ（爆心地）からグローバル・ゼロ（大量破壊兵器のない世界）を目指 す旅を続けている」と述べた上で、核兵器廃絶に向けた国際的な機運を保たなければならない とい呼びかけました。事務総長はまた、核兵器が一つ残らずなくなるまで消えることのない 炎がこの平和記念公園にともっているとして、被爆者の方々が生きている間にその日を実現 できるよう努めようと、核兵器廃絶の早期実現を訴えました。昨年 4 月のオバマ大統領のブ ラハでの、核兵器のない世界を目指すと言った演説以来、世界の核兵器廃絶、平和構築へ の機運は一気に今高まりを見せています。

平和市長会議は、原子爆弾による悲劇が二度と地球上で繰り返されることのないよう、広 島・長崎の両市長は一貫して核兵器の非人道性を訴え、核兵器の廃絶を求め続ける中で生ま れてまいりました。1982年、ニューヨークの国連本部で開催されました第 2 回国連軍縮特別 総会におきまして、当時の広島市長 荒木武氏が、世界の都市が国境を越えて連帯をし、と もに核兵器廃絶への道を切り開こうと、核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画を提唱し、 広島・長崎両市長から世界各国の市長あてに、この計画への賛同を求めました。平和市長会 議は、この核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画に賛同する世界各国の都市で構成された 団体で、平成 2 年、1990 年 3 月に国連広報局 N G O に、また 1991 年、平成 2 年 5 月には、国 連経済社会理事会よりカテゴリー 2（特殊協議資格）の N G O として登録をされています。 現在、世界 144 カ国、4,144 都市の賛同を得ています。この平和市長会議は、世界の都市が緊 密な連携を築くことによって、核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起し、核兵器廃絶 を実現させるとともに、人類の共存を脅かす飢餓、貧困、難民、人権などの諸問題の解決、 さらに環境保護のために努力することによって、世界恒久平和の実現に寄与することを目 的としております。

この参加団体は、今、日本では、この 4,144 団体の中で 796 市町村、1,750 自治体の実に 45.5% に上っております。796 の市町村がこの平和市長会議に参加しています。愛知県でも 16 の市町村、近隣では蟹江町のほかに、昨年、2009 年には飛島村もこの平和市長会議に参加 をし、昨年は参加初年度ということもあり、久野村長みずから 8 月 7 日からの第 7 回平和市 長会議総会に参加をされ、8 月 9 日の長崎の平和記念式典にも参加をされたと伺っておりま す。我が弥富市もぜひ参加をされ、核廃絶に向けての世界の機運の高まりをさらに一層後押 しすべく、市民意識の喚起にさらに一歩進んだ努力を傾注されることを訴えるものでありま す。いかがでしょうか。

そして、広島への中学生の派遣の問題であります。以前から蟹江町では毎年８名、飛島村では毎年６名の中学生を選考し、また近隣では愛西市、甚目寺町などでもこういった事業が行われておりますが、広島の平和記念式典、あるいは原爆資料館の参観など、そういった事業を中心とした平和推進視察事業を行っていると聞いております。本当に子供たちの澄んだ目で、そしてしなやかな心、そういう中学生の時代に、今の大人でも戦争体験がない方がふえておりますが、子供たちにぜひ忘れられないように、広島・長崎を繰り返さないように、こういった事業をすることは必要ではないでしょうか。先ほど申し上げました今の世界情勢にかんがみまして、同様の趣旨で弥富市でも中学生の派遣を実現していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 杉浦議員に平和行政の推進をという形で御質問をいただいております。

弥富市として平和市長会議に出席すべきではないかという御質問でございますけれども、先ほど議員のさまざまな御意見、御質問の中にも、平和行政に対する取り組みを弥富市としてもしてまいりました。平成11年３月には平和都市宣言を宣言したわけでございます。そして、例年、市の図書館等におきまして、広島原爆パネル展というものを開催しているところでございます。核兵器のない世界の実現を初めとする平和行政の推進に努めているところと理解をしております。先ほど議員の方の御質問の中にもございましたけれども、戦後65年、ことしはアメリカ大統領 オバマさんの核兵器のない世界平和の実現構想ということが打ち出されました。そして、広島での記念式典にはアメリカの大使であるルースさんが御出席と、異例づくめでございました。

御質問の平和市長会議への参加ということでございますけれども、多くの自治体に参加をしているということも私も重々承知をしているところでございます。ことしの５月には事務局の財団法人広島平和文化センターより加盟依頼をいただきました。また、他の平和団体、日本非核宣言自治体協議会というところからも加盟依頼をいただいております。他市町村の動向ということも十分考えながら、平和市長会議への加盟につきましては今後前向きな検討課題にしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 下里教育長。

○教育長（下里博昭君） 広島への中学生の派遣についてお答えをいたします。

本市の平和教育につきましては、生命や平和のとうとさを学ぶために、各小・中学校におきまして教材を活用した心情面での理解を深める取り組みを初め、平和パネル展や平和図書展などを開催するなど、創意工夫を図りながら平和教育を推進しているところでございます。世界で唯一の被爆国である日本は、核の恐ろしさについて全世界に発信する役割を担っているとわれ、被爆や戦争から65年が過ぎ、戦争の記憶が風化しつつある現在、将来の国際社

会を生きる子供たちにとって、平和について学習することは大変意義深く、重要なことと思っております。

御提案の、被爆地である広島を訪れ、実際に見たり聞いたりする体験につきましては、多感な10代の子供たちの心を揺さぶり、核の恐ろしさや平和のありがたさを肌で感じ取らせるものと考え、平和宣言をしている本市の子供たちに、平和と人権を尊重し、世界恒久平和の実現に向けて貢献する意欲や実践的な態度を身につけさせたいと願い、平和について一層学習を深める機会を持てればと考えているところでございます。他の市町では代表者派遣という方法もとられているようでございますが、今後、教育委員会及び各中学校、さらにはPTAの方々とも協議をいたしまして、平和教育推進事業として来年23年度から、中学2年生全員を広島に派遣する方向で検討してまいります。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 市長の御答弁、また教育長の御答弁、大変力強いものを感じました。ぜひ実現できるようによろしくお願いいたします。私の質問を終わります。

○議長（伊藤正信君） 本日はこの程度にとどめ、あす継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時21分 散会

本会議の顚末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊 藤 正 信

同 議員 堀 岡 敏 喜

同 議員 炭 竈 ふく代



平成22年 9 月 8 日

午前10時00分開議

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 堀 岡 敏 喜 | 2 番 | 炭 竈 ふく代 |
| 3 番 | 山 口 敏 子 | 4 番 | 小坂井 実   |
| 5 番 | 佐 藤 高 清 | 6 番 | 佐 藤 博   |
| 7 番 | 武 田 正 樹 | 8 番 | 立 松 新 治 |
| 9 番 | 山 本 芳 照 | 10番 | 杉 浦 敏   |
| 11番 | 安 井 光 子 | 12番 | 三 宮 十五郎 |
| 13番 | 渡 邊 昶   | 14番 | 伊 藤 正 信 |
| 15番 | 三 浦 義 美 | 16番 | 中 山 金 一 |
| 17番 | 黒 宮 喜四美 | 18番 | 大 原 功   |

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

|     |         |     |       |
|-----|---------|-----|-------|
| 3 番 | 山 口 敏 子 | 4 番 | 小坂井 実 |
|-----|---------|-----|-------|

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

|                              |                    |                            |                  |
|------------------------------|--------------------|----------------------------|------------------|
| 市 長                          | 服 部 彰 文            | 副 市 長                      | 大 木 博 雄          |
| 教 育 長                        | 下 里 博 昭            | 総 務 部 長                    | 伊 藤 敏 之          |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長              | 平 野 雄 二            | 開 発 部 長                    | 早 川 誠            |
| 十四山支所長                       | 横 井 昌 明            | 会計管理者兼<br>会 計 課 長          | 村 上 勝 美          |
| 教 育 部 長                      | 山 田 英 夫            | 総務部次長兼<br>総 務 課 長          | 佐 藤 勝 義          |
| 総務部次長兼<br>税 務 課 長            | 若 山 孝 司            | 民生部次長兼<br>環 境 課 長          | 久 野 一 美          |
| 開発部次長兼<br>農 政 課 長            | 石 川 敏 彦            | 開発部次長兼<br>土 木 課 長          | 三 輪 眞 士          |
| 教育部次長兼<br>社会教育課長             | 水 野 進              | 監 査 委 員 長                  | 服 部 正 治          |
| 人事秘書課長                       | 村 瀬 美 樹            | 企画政策課長                     | 伊 藤 邦 夫          |
| 防災安全課長                       | 伊 藤 久 幸            | 収 納 課 長                    | 服 部 誠            |
| 市 民 課 長                      | 加 藤 恵美子            | 保険年金課長                     | 越 川 博 文          |
| 健康推進課長<br>介護高齢課長兼<br>いこいの里所長 | 渡 辺 安 彦<br>松 川 保 博 | 福 祉 課 長<br>総合福祉センター<br>所 長 | 前 野 幸 代<br>伊 藤 薫 |

十四山総合  
福祉センター所長

伊藤 政 洋

児童課長

鯖戸 善 弘

商工労政課長

服部 保 巳

都市計画課長

竹川 彰

下水道課長

橋村 正 則

教育課長

服部 忠 昭

十四山スポーツ  
センター館長

佐野 隆

図書館長

伊藤 秀 泰

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

佐藤 忠

書

記

横山 和 久

書

記

岩田 繁 樹

6．議事日程

日程第1

会議録署名議員の指名

日程第2

一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（伊藤正信君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、山口敏子議員と小坂井実議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（伊藤正信君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず渡邊昶議員、お願いします。

○13番（渡邊 昶君） 13番 渡邊でございます。議長の許しをいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

私は本日、農業について質問をさせていただくわけですが、私個人は非農家の人間です。農業には一度も従事したことがございません。私どもの弥富市議会の中には、会派がございます。最大会派の市政会の皆さんは農業のプロで、卓越した農業の技術と知識をお持ちになる皆さん方でございます。その方々を上置いて私が質問するということは大変僭越ではございますが、お許しをいただき質問をさせていただきます。

きょう、一般質問ということで通告を議長にさせていただいた案件は、題名で1件です。弥富市の農業の現状と農業経営についてという案件で出させていただいております。それで、その中は、まず最初に現状の農業のデータ等についてお尋ねをします。それからそれを受けて、次に弥富市の農業経営のあり方についてお尋ねします。それから最後、少し話題は変わりますが、市街化調整区域内の非常に厳しい状況下にある土地利用について、これはすぐできる問題じゃないことは私は承知しておりますので、今後どのように地域の土地を利用して進めていったらいいかということを、市長の考えで一つお聞かせ願いたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

今回、ここで農業問題について、私が話をするということは非常にタブーかもしれませんが、本市の土地利用で市街化調整区域に指定された農用地がございます。その農用地がある以上、農用地が円満に農業の用に供していることを、私どもは見届ける責任が市にもあるというふうに思うわけでございます。それによって質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に事務局、執行部にお尋ねしますが、農業の現状についてお尋ねします。これはお持ちになるデータでお教え願いたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。市街化調整区域の指定があります。その総面積がどれだけあるかということです。そして、そのうち生産調整に携わる転作面積でございますが、この面積はどれだけあるかということをお願いしたいと思います。

次に地区内の農家戸数は一応何戸ほどあるかということ、これがお尋ねしたいと。そして、そのうち米中心で農作業をしてみえる専業農家という方は何戸ほどあるか、まずお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 石川農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） それでは御質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

最初の1番目でございますが、市街化調整区域指定の総面積でございます。これは3,806ヘクタールでございます。そのうちの農用地の面積が1,645ヘクタールでございます。そのうちの転作面積でございますが、594ヘクタールとなっております。

2番目の質問でございますが、地区内の農家戸数は何戸かということでございますが、農家戸数は1,752戸でございます。そのうちの米中心の専業農家戸数は154戸でございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 渡邊議員。

○13番（渡邊 昶君） ありがとうございます。

指定された面積というのは1,600ヘクタールということは、非常に多くの面積が指定されておるわけです。そしてそのうち、昔でいう休耕という面積、転作面積が約600ヘクタールあるということ、そうすると残りは一応全面積が米をつくってみえるということになると思いますが、それでよろしいですか。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） はい。

○13番（渡邊 昶君） そうした中で、戸数はというと1,752戸というふうに今わかりました。それで米中心の農家が154ということは、差し引きして1,600ほどは兼業農家ということになろうと思いますが、そのような数字でよろしいですか。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） はい。

○13番（渡邊 昶君） それではこの内容についてはわかりましたが、約600町歩の転作面積、これは昔は弥富地内、もしくは十四山でも同じですが、地内でこれだけは休めという指示があったのが昔の転作の手法だったと思いますが、今は地内において、これだけの米をつくれという指示に変わってきておるようにも聞くわけですが、一応その指示というか、600町歩の指示の受け皿は、農協が受けるのか、農水省が恐らく出す指示になりますので、国が

ら農政局、農政局から県、県から私ども市町に落ちると思いますが、私どもの市長が指示を受けるといふうに理解してよろしいかどうか、一つお尋ねします。

○議長（伊藤正信君） 石川農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） お答えさせていただきます。

今、議員がおっしゃるとおり、東海農政局の方から愛知県へ割り当てが来まして、愛知県から弥富市の方へ配分面積が確定されます。それによりまして、水田農業協議会の方でそれぞれの地区の方に配分をさせていただいております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 渡邊議員。

○13番（渡邊 昶君） ありがとうございます。よくわかりました。

それでは1,600戸ほどの兼業農家があるということが今わかったわけですが、これの経営状況ですね。兼業農家の経営状況といいますのは、部分委託で農業経営してみえる人があると思います。中には、全面委託でやってみえる人もあると思うんです。また中には、全面もしくは一部を利用増進事業に出して、農用地を、農業を守ってみえる人もあると思いますが、その内訳というものはわかりますか。教えてください。

○議長（伊藤正信君） 石川農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） お答えさせていただきます。

今の経営状態でございますが、農家の方より部分委託と言いまして、農協の方に対して代かき・田植え・刈り取り等の部分委託をされてみえる方が、およそ302ヘクタール、戸数でいいますと約600戸と聞いております。

また、全面委託、いわゆる利用増進によります利用権設定を結んでみえる方につきましては、面積で283ヘクタール、戸数といたしましては603戸ということで聞いております。なお、利用権設定の設定率は、現在約17%、利用集積率でございますが、これにつきましては約35%となっております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 渡邊議員。

○13番（渡邊 昶君） 非常に多くの方々が、部分的に農業状態からいうと、非常に機械だとかいろんなものがあって、大変だと思います。

ただ、いろいろお世話になっていける人があるがために、部分委託があるということと同時に助かるということです。これ全面委託の人も非常に多くの方がいるわけですが、ちなみに課長自身は農家ですか。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） はい、そうです。

○13番（渡邊 昶君） そうすると課長は部分委託ですか。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） そうです。

○13番（渡邊 昶君） 早川部長は農家であるということを知っておるで何ですが、石川課

長も一応農家出身ということで、農業をやりながら仕事をしておるといふふうに理解してよろしいですね。

- 開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） はい、そうです。
- 13番（渡邊 昶君） それで要は兼業になるわけですね。
- 開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） はい。
- 13番（渡邊 昶君） はい、わかりました。

私は本当のはしりの現場、現状だけを今聞いたわけです。それで部分委託を進めるにしても、全面委託をするにしても、水田耕作を請け負ってくれる方、通称オペレーターと申しますが、水田耕作請負者はこの地区内にどのくらいお見えになるか、おわかりですか。そして、もしわかれば旧弥富地区、鍋田地区、十四山地区でわかれば教えてほしい。もしわからなければ、十四山で何組ほど、鍋田地区、弥富地区で合わせて何組ほどあるか、わかれば教えてください。

- 議長（伊藤正信君） 石川農政課長。
- 開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） お答えさせていただきます。

今のオペレーターの件でございますが、弥富市には法人の方も含めてでございますが、弥富地域の方に15組の方、十四山地域の方につきましては6組で、合計21組の法人もしくは個人でやってみえる方がございます。これにつきましては、農業委員会が管理しております農家台帳のもとにおいて、そういったことで機械銀行等の名簿の確認をとっての人数でございます。以上でございます。

- 議長（伊藤正信君） 渡邊議員。
- 13番（渡邊 昶君） 十四山で6組、それから弥富地区で15組ということで、合わせて21ということですが、代表者が21人あることによって、その範囲の中でいろんな補助をしたり、一緒に働いたり、いろいろ手助けをしたり、いろんな構成があるということになると、いろんな方がお見えになると思うんです。年齢的にも、男女別も。十四山、弥富に分けて、全体21名ありますが、この構成はわかりますか。どういう状況でどのようにやられておるか、何人ぐらいでやっておるかということがわかれば教えてください。
- 議長（伊藤正信君） 石川農政課長。
- 開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） お答えをさせていただきます。

先ほども言いましたが、農業委員会が管理しております農家基本台帳というのがございまして、その中の農家世帯台帳でございますが、それによつての把握でございますが、男性の方が34名で、女性が30名、合計64名ということで把握をしております。

なお、弥富と十四山と分けさせていただきますと、その台帳によりまして弥富の方が男性が27人、女性が23人、合計50人。十四山地区におきましては男性が7人の女性が7人、合計

14人ということで、世帯台帳の方で管理をしております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 渡邊議員。

○13番（渡邊 昶君） 耕作請負業者、オペレーターの方々が21組の枠があるんだけど、実際は中身は従事していただいております皆さん方は64名ということで、非常に多くの方々に協力、努力をしていただいておりますという現状がよくわかりました。

いずれにおいても、弥富市の農業というものはこの方々がいなかったらほとんどできないだろうというふうにも私は思うわけでございます。本当に今、この二つを聞いただけで厳しいということが身をもってわかるわけでございますが、この状況で引き続きずっと市の稲作農業を、将来にわたっても引き続き維持できるというふうに思われるかどうか、一遍お尋ねしたいのですが、お答え願いたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 石川農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） お答えさせていただきます。

本市の農地の現状を見させていただきますと、高齢化、後継者不足によります農家の戸数が減少しているのは皆さんも御存じだと思っております。また相続等によります農地の取得によりまして、遊休農地等が目立っております状況でございます。農業者につきましても、米の価格の上昇や景気の回復を望んでみえる方が特に思ってみえると思いますが、農業を続けられるということであれば、今の現状のままでは農地を維持するのは非常に難しいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 渡邊議員。

○13番（渡邊 昶君） 事実、この農業を守るということは、非常に難しい問題が出てきておるわけです。私はきょう、本当にタブーと言ったのは、この農業問題をさわるということは非常に厳しい、市長に尋ねても、市長はずっと答えが出るもんじゃございません。だから、ここで私は答えを全部もらおうという気持ちでこれを聞いておるんじゃなくて、やはり行政と我々議会、市民から選択された我々も一緒になってこの問題を考えていかないと。知識じゃなしに、知恵を出すということで頑張っていけないかなというふうには私は思います。決して執行部の皆さん、市長に対して突っ込んでどうこうというつもりでは私は聞いておるもんじゃございませんので、我々も一緒のレベルで、農業者の立場になって執行部の皆さんと一緒に汗をかける部分があったらかくべきであるというふうに思いますので、そのところをよろしく御理解いただきたいと思います。

私は今、二つ聞いた中でそういう状況になっておると。事実、私は十四山だけしかわかりませんが、十四山の構成23人の内訳は非常に厳しい内容になっておるわけです。ということは、私は10年先は皆さんにはよう尋ねません。ということは、自分の命がないかわからん。だから5年先を見た場合、5年先を見ても本当に厳しい状況になっておると、23人の構成人

員の中で、恐らく7名ほどは厳しい状況を迎えられるだろうと。亡くなるという意味じゃないですよ。現場で働くことのできる体力が残るか残らんかが問題なんです。そういう状況にあるということを非常に厳しく私自身が思うわけで、この内容で最初の問題を、状況を知ることとお尋ねしたわけでございます。

それで70歳以上の方が、十四山で6名見えるわけです。本当に一番若い人は29歳なんです。平均すると45歳、45歳の人は5年たったら50になるわけです。中には60の人もある。いろいろ構成があるもので、本当にこれからは真剣に考えないかんというふうに思うわけでございます。

それでは、状況はわかりました。それで、一つ話題がちょっと変わりますが、私は2月の議会のときに、本年度創設されました所得補償の問題についてお尋ねさせていただきました。それで今は、申し込みを受け付け、結果が出ておる時期だとは思いますが。というのは、4月から6月末までが受け付け期間であったというふうに思います。それで、所得補償の申請をされた方はどれほどあるかということと、面積がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 石川農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） お答えさせていただきます。

戸別所得補償制度の申込者でございますが、1,516人、面積にいたしまして1,060ヘクタールでございます。これは市街化区域の方も含んでおります。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 渡邊議員。

○13番（渡邊 昶君） 1,500人余の方、それから1,060ヘクタールの申し込みがあったということは、反1万5,000円ということですので、表向きは非常に所得の合算になると助かるようにも思えるわけでございますが、これいろいろ中身を精査すると、実際は全面もしくは部分委託の農業者に対しては、これだけのものを補てんをしても実際は余裕がある状況にはならないと私は思うわけでございます。

それで、1,516人の方が申請されたわけでございますが、その中で販売農家と契約農家の方々の内訳はわかりますか。

○議長（伊藤正信君） 石川農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） お答えさせていただきます。

現在の個人の販売農家でございますが、1,507件、集落営農につきましては2件、法人につきましては7件の申し込みがございました。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 渡邊議員。

○13番（渡邊 昶君） 内容を見ると個人の方々も非常に多いということ、ということは、ひまざいをかけておるということがまず条件であるということと、それから無論言うまでもなく、私どもの弥富市は生産調整の割り当て面積は全部クリアしておるということですね。

ということは、なぜかという、クリアしてない地域はこの申請は全面受理されないというふうにも聞いておりますが、今聞いたところでは、私ども弥富市は、全体の1,645ヘクタールのうち、600ヘクタールは生産調整ですよ。その面積が全部クリアしておるがためにこの申請の適用を受けることができるというふうに私は思うわけでございます。これは非常にいいことだなとは思いますが、一応やってない人、やっておる人もおるかもわからんが、全体でクリアすることによって互譲の精神からいうと助かる問題であるというふうに思います。だからこの制度は利用して、もらえるものは私はもらった方がいいというふうに思うし、今年度はこの制度はモデル対策として実施されたわけでございます。

次年度、23年度からは本格実施というふうになるかと思いますが、ことしの作況指数を見ると少しいいということで、収穫が105%の作況指数が出ておるわけです。ということは、多く取れるということですね。ということになると心配することは、価格の下落、価格が恐らく下がるだろうということが想定されるわけです。下がるということになると、価格保証が実施されるかどうかということと、次年度以降、我々のような農村の用地で米をつくって所得補償をしてもらうのは結構だが、中山間地に行くと畑もあるわけです。だから聞くとところによると、畑作にも支払いをするというようなことが言われておるが、我々の地域にも畑はあるわけですので、そういう状況はどのように聞いておみえになるか、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 石川農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 御質問にお答えさせていただきます。

先ほど議員がおっしゃいましたように、作況指数については100を超えておりますが、実際の収穫を見ておりますと非常に米の質度が悪いということで、かなり2等の方が多かったというふうに聞いております。

それと本年度につきましてはモデル対策でございますが、来年度より新規で本格的に施行されるわけでございますが、これにおきまして農家への戸別所得補償制度の本年度につきまして、同様の米農家に対しては生産調整——いわゆる減反でございます——に参加することが条件となっております。また先ほど議員がおっしゃいましたように、来年からは畑作物についても交付されるということを聞いております。この畑作の戸別補償制度につきましては、畑作農家の方が面積の10アール当たりに対しての特別枠で国の方は要求をされるというふうに聞いております。なお、畑作物の追加としての内容でございますが、麦・大豆・ソバ・菜種・でん粉の原料用でございますバレイショ、てん菜の6品目が追加をされるというふうに聞いております。このような作物をつくられる農家が対象になりまして、転作、作物の面積に当たりましての支給額が面積のほかに、作物数量払いで支給をされるようなことの計画をされておるということを聞いております。

こういったことの2つの観点から、面積払い、数量払いの2つの仕組みから支払われるんじゃないかということで、国からの今の構想でございますが、まだ予算の要求の段階でございますが、そういったふうに伺っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 渡邊議員。

○13番（渡邊 昶君） 今聞いたところによると、畑に対する補償は、麦・大豆・ソバ・野菜だとかいろいろあるんですが、私どもの地域は麦・大豆はつくっておるんだが、これは転作の品目でつくっておるわけであって、恐らくこれには該当しないんじゃないかと思いますが、そういうふうに理解してよろしいですか。畑に麦・大豆をつくっておるところについて。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 今現在は、水田の方に麦・大豆をつくっていただいている方については、当然今回も戸別補償の対象になっておりましたが、来年度から畑地に麦・大豆をつくっていただいた方についても補償をするということで聞いております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 渡邊議員。

○13番（渡邊 昶君） 御無礼しました。私がちょっと勘違いしておったもので。これは畑の補償であるということは畑ですね。

そうすると、この問題は、我が市には即影響してくる問題じゃないように思えるが、いかがですか。割合そこまでの面積まとめて、これは反当たりの補償になると思いますので、即実施に向けてカウントするような面積はないように思われるが、いかがですか。

○議長（伊藤正信君） 石川農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 今議員がおっしゃるとおりでございますが、田んぼに比べましてかなり面積が少ないです。

それを取りまとめて、こういった麦・大豆での収穫というのが、10アール当たりで計算しての支払いになると思いますが、金額的にはあまり伸びないんじゃないかなというふうには思っております。以上です。

○議長（伊藤正信君） 渡邊議員。

○13番（渡邊 昶君） 今まで現状について非常に詳しく、つまんだだけでお尋ねしたわけですが、この現状を聞いただけで、本当に弥富市の農業の稲中心の農業を将来にわたって続けるということは、厳しい面がいっぱい出てくるなというふうに思うわけでございます。それで、今後も担当課はもとより、農業委員会等も十分力を入れて地域の農業者の方々と対応していただきたいというふうに思うわけでございます。

それで次に、これを踏まえて今後の農業経営についてお尋ねします。

最初に農業の現状について私は聞きました。現状は本当に厳しいと、ほとんどが兼業、サラリーマン農家で実質的に稲作を維持しているというのはオペレーターであると。オペレー

ターなしでは絶対にできないというふうに思うわけでございます。だからこそ私は、今64名の方々、21組のオペレーターがお見えになるわけでございますが、これだけがずっと続けることができるかといったら、私はできないと思うんです。だからソフト面でオペレーターの育成というのが非常に重要ではないかというふうに考えるわけでございますが、市長いかがですか。私はオペレーターは大切だと思うんですが、市長の考え方としてはどう思われますか、お尋ねします。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

オペレーターの重要性につきましては、私が申すまでもなく、現在そういうような状況の中でほとんど農地のカバーをしているということもございまして、まさに今後の高齢化社会、あるいは担い手不足という形の問題の中において、オペレーターの存在は大変重要であろう、また育成をしていかなきゃいかんということは重々理解をしておるつもりでございまして。

○議長（伊藤正信君） 渡邊議員。

○13番（渡邊 昶君） ありがとうございます。

市長にはオペの必要性ということは十分腹に入れていただいておりますので、私はいいなというふうに思ったわけでございますが、本当に私自身も、先ほどから言っておるように、5年先には専業農家と言われる農家は半分になるのではないかというふうに思います。私も弥富市は、名古屋に近い大都市近郊農村で、地理的・社会的条件に恵まれた地域であると。それがために、後継者不足、輪をかけて資材の高騰、価格の低迷等、そして今の農業者のほとんどが高齢者である。そして若い人のほとんどが近郊の名古屋市等に出かけ、サラリーマン。農業で利益が上がれば子供さんとか息子さんに農業を継がせることができるんだけど、まず生活が大切であると、現状では難しいと。生活のため、安定した収入を得るため作業委託、部分委託をして都市に働きに出るといふこのような状況がますます私は加速するのではないかというふうに思うわけでございます。だからこそ今から、今は何とか守ってもらっておりますので、田んぼは耕作できておりますから、近隣の市町村の中では利用調整をする休耕もまともにできん市町村があるわけです。うちは間違いなくできておりますので、これは本当によそに対しても自慢のできる地域であると私は確信しております。だからこそ、今いいからこそ、先に向かって何とかしていく考えを持っていかないかんというふうに思いますので、ぜひ市長におかれましても、執行部の皆さん方におかれましても、オペレーターの育成に対しては今以上の力点を置いていただきたいというふうに思うわけですが、いかがですか。

○議長（伊藤正信君） 石川農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） お答えさせていただきます。

先ほどのオペレーターの育成については、かなりの重要性を思っております。今の状況でございますが、担い手への農地の流動化が進んでおりまして、オペレーターとの利用権設定を結んでみえる方がほとんどでございます。中でも農産物の価格の低迷などに加えて、石油の高騰に端を発しまして、生産資材の高騰など経営上の大きなリスクになっております。農業の高齢化が進みまして、兼業農家が増加している現状もかんがみまして、機械の共同利用とか作業受託などの体制を推進して、オペレーターで組織される農作業受託部会というのがございますので、そういったものを活用させていただきまして、農作業の軽減と営農の合理化を促進をする必要があるというふうに考えております。また、意欲と能力のある認定農業者及び集落営農組織の育成を今後図るとともに、農業経営の法人化を促進しなければならないというふうに考えております。今後につきましても、オペレーター組織の拡充と育成並びに市の助成、さらには農作業でアルバイトの雇用とか家族経営協定の締結によります労働環境の改善をするなり、経営の安定化を図りながら魅力のある農業を展開して、農業後継者を確保する必要があるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 渡邊議員。

○13番（渡邊 昶君） 担当の課長から、あらゆる組織や団体がありますので、そういう方々とは協働し、一緒になって今後の農政のあり方を検討していくという心強い言葉でございますので、私はぜひとも努力していただきたいというふうに思います。

とんだ話になりますが、バックするような話になるんですが、一つ参考ですよ。オペレーターになるのにどのくらいの期間が育てるのに必要であるというふうに思われるかということ、オペレーターが一本立ちするためには機械・機具等が必要になります。そういう場合、最低限の機械を整えるのにお金がかかるわけですね。そういう場合、どのくらい要するというふうに試算されたことがあるかどうかということ、それから現実にオペと、もしくは専業農家の方々が耕作をすることによって、反当たりどれくらいの経費が必要であるかということ、収入があるかということ、を試算されたことはございますか、お尋ねいたします。

○議長（伊藤正信君） 石川農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） お答えさせていただきます。

最初の質問でございますが、オペレーターになるにはどのくらいの期間が必要かということでございますが、オペレーターの後継者であれば大体1年ぐらいでなれるんじゃないかというふうに聞いております。この理由といたしましては、自分が持ってみえる土地を、これは自分のところで勉強させるために息子さんにやらせるということで、およそ1年あればよその刈り取り等ができるんじゃないかというふうに聞いております。ただ未経験者の方をオペレーターとして採用する場合につきましては、やはりオペレーターもよその方を引き受けておる以上、いきなりコンバインに乗っての収穫とかそういったことは難しいということ

で、3年ぐらいはかかるだろうというふうに聞いております。

それから二つ目の御質問でございますが、オペレーターとしての必要な資金がどのくらいかかるかということでございますが、これも大まかではございますが、例えばオペレーターの方が農機具等をそろえる場合におきまして、トラクター、コンバイン、田植え機、トラック、乾燥機、これはもみすり機もございますが、それと農業倉庫、これはそれぞれ規模に応じて違うかと思っておりますが、およそ計算しますと約8,000万円から1億円近くはかかるだろうということで試算を聞いております。

最後の御質問でございますが、今の反当たりの収入はどのくらいかということで、積算をされましたかということでございますが、私どもは今回の米の戸別補償モデル事業の説明に当たりまして、農業に関する今の経費という形で説明せよということで、例えば代かきから乾燥まで、それから共済組合の掛金、そういったものを含めましての積算と、今後の現在水田として持ってみえる方の面積、それに今回35%の転作面積を掛けております。そういったことで計算させていただきまして、10アール当たりの控除もございまして、それに転作の麦・大豆の助成も含めて計算いたしますと、およそ2万5,000円ほどの収益が上がるという農協等の試算で持っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 渡邊議員。

○13番（渡邊 昶君） 今、課長からお尋ねしましたが、一応私も3年ぐらいはかかるだろう、ということは農業は1年、ワンサイクルで終わるわけです。それは3回は最低限きちっと現場で習得しないと、オペレーターとしてはやっていくことはまずできんだろうというふうに思います。最小限の3年でございます。ということと、オペレーターとして人のものを受けてやろうとすると、いろんな機械等が必要になってきます。そういう場合、今言われたように、最低限トラクター、田植え機、コンバインは絶対必要です。それから全部が全部乾燥機までかということとそうではございませんが、必ずこれは自分としてキープしなきゃいかん問題です。なおかつ乾燥、これはもう要るわけでございますが、いずれにおいても機械を、田植え機約270万から300万、コンバインで1,100万から1,400万ぐらいかかる。トラクターで570万から850万ぐらいかかるということで、一番最低限を整えるにしても2,000万かかる。倉庫だとか乾燥施設だとか回送車、これ4トン車が要るわけです。大型になりますので。そういういろんなものをやると、約6,500万ぐらいかかる。ということは今課長が言われたとおり、私も1億円近くはかかるだろうというふうに思います。だからこれだけのものをオペレーターとして、1年2年で投入することは不可能です。だからこそ年を追って順次皆さんは整えて、きちっとした現状になっておるとというのが今現在です。非常に多くのお金を必要とするということと、時間を必要とするということでございます。

私は今、農業の現状、経営について聞きましたが、これだけ聞いただけで本当に農業は大

変であると。既に専業といっても生産能力を失いつつある農家の皆さん方は、伊勢湾台風を境にして前後、プラス、転作の始まった水田利用再編対策事業が始まった40年前後と比べてみると、今は本当に崩壊の危機に瀕しているように私は思えるわけです。農業というと、すぐ農協とか土地改良区という言葉が出てくるわけですが、決して農協とか土地改良区では現状の農業は守ってくれません。これは農協も土地改良法も目的が違います。最近の農協は、JAになってから経営方針がまるっきり転換されております。そして今の私どもの海部郡の郡内を一つずつ調べてみると、実質昔の経済課という課があったわけですが、農地利用課がなくなっている。あるのは旧十四山、弥富、飛島ぐらいです。あと、いろんな指導をいただこうと思うと、十四山の鍋平に支援センターがございます。そこを經由して指導をいただくというような現状になっておりますので、本当に大変だなというふうに思うと同時に、私どものこの地域は伊勢湾台風の災害後50年になるわけですが、この間救農救済土木、県営圃場整備事業、団体圃場整備事業、今も続く湛水防除事業、地盤沈下対策事業、そしてもう今はほとんどございませんが、緊急農地等防災事業等、十分過ぎるほど面の予算と施設の予算が執行されてきているわけです。それにもかかわらず、今の状況に陥っているという原因は、だれもさわらず今になってきておるということ。これからの農業は、もう私は、面の事業や施設の事業に予算を費やす時代は終わったというふうに考えております。

それで、これは私が思ったのですが、22年度の弥富市の予算の概要説明を見ても、農林水産業費の項目では農業基盤整備に力点を置きますよということがうたわれておるわけです。そして、農業費で基盤整備関係で7億3,000万ほど策定されております。それに対して、私が今、心配して聞いておる農業の振興の問題については、転作関係で3,000円、7,000円の私どもの市長の努力によっていただいております補助金、合わせて1万円、これは転作関係に出てくるわけですが、これで4,000万ということであると。これが今年度の現状ですので、どうかひとつ次年度からは補助金を下さいというふうに私は言うんじゃないくて、何とか必要なものがあれば見ていただきたいということを、きつく要望していきたいと思います。

それで、本当に農業を守ってくれるというのは農業経営者であり、その中で専業農家が減る、土地持ちサラリーマンばかりになっていっちゃうよと。それで、私は若い45歳ぐらいの人と話をしますと、もう実質農業では利益を上げることはできない、先ほど課長が言われたように、いろんなことをやって努力をしても、年収1反2万5,000円から3万円しか上がらないと。これでは大変なんだと。だから、手っ取り早く何かの方法で転用して、守ることができる方法はないだろうかというふうな真実の心を言っておるわけです。

そして、なおかつ私が何人かのオペレーターとお話をしました。そうしたら、本当のことを言うのは、21組あるオペレーターの中で、間違いなく1組、2組は、近年のうちに鼻を突いていく人間が出てくるだろうということを断言しております。そのときに、市長はわかる

んじゃないかと。なおかつ鼻を突きゃあ突いてもらった方がいいと。残った分、我々がふえるからいいという考えは持っておりません。そうなった場合、相続によって新しく収益が分散すると同時に、これは市長が非常に心配してみえるんですが、必ず相続によって分かれていくと、土地持ち農家はばらかるわけです。そうすると、放棄地はますますふえるというふうに私は思うわけです。だから、ぜひともこのソフト面に力点は置いて、考えてやっていただきたいというふうに思うわけでございます。

時間もちょっと短くなっちゃったので、次、一つ出してありますから、この次の内容についてお尋ねいたします。

というのは、非常に厳しい市街化調整区域内の土地利用についてお尋ねしたいと思います。

これはどういうことかということ、調整区域に指定したということは、その農地は農業以外の用に使うことはできないわけです。転用することを厳しく規制されております。自分の土地であっても自由に農地を利用することができないということであると。農業が1次産業として採算が合えば維持できる。だが、農業は産業分類でいうと1次産業に分類されておりますが、産業として考える場合は、経済原論の原理からいっても、農業には社会原理と市場原理は適用されないというふうに思うと同時に、そういう業種であると私は思います。

採算が合えば維持ができるけど、ただ採算が合わないのに農用地を現状のまま維持させていくということも非常に難しい面もあるように思われるが、行政の責任者として、市長はこの非常に厳しい内容についてどのように考え進めたらいいとお思いになるか、一つお聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 渡邊議員にお答え申し上げます。

調整区域内の土地利用ということでございますが、大変難しい問題であることは渡邊議員からも御指摘のとおりでございます。

少し日本経済の過去から現在に至るまでの経済の流れを皆さんと確認をしていただきたいと思いますわけですが、日本経済は、紛れもなく第1次産業からスタートし、そして2次産業、そして第3次産業といういわゆるサービス金融業という形の中で、その成長過程があるわけでございます。私たちの小さいころ、中学生のころの第1次産業真っ盛りのころ、我々は学校から帰って汗水を垂らして家の手伝いをし、一生懸命米をつくり、野菜をつくったという私自身もその過去がございます。皆さんもそうだと思います。そして、そのときは汗を流した分だけは報われたというような状況の中で、一生懸命米をたくさんつくって米が売れた、米の価格も高かったということで農業が維持できてきたわけです。

しかし、日本経済の次の段階のステップといたしましては、2次産業、いわゆる工業化というのが世界の潮流の中での位置づけも含めて起きてきたんではないかなあというふうに思

うわけです。そうした状況の中において、人はだれしものが給与生活ということを考えながら給与の高いところへシフトしていく、いわゆるジョブホッピングというような形で動くわけですね。そうした形の中で、日本経済としての２次産業工業化がますます強くなり、世界でも確固たる位置づけというような状況でその技術力が誇示できたわけでございます。しかしながら、この技術力というのもやはり欧米社会、あるいはＡＳＥＡＮ、アジアというところにおいても、それと同じような環境というものが整備されてきたという状況でございます。そして、さらなる３次産業という形の中であつたわけでございますが、これもリーマンショック以来、大変厳しい状況がある。そして、その時代の２次産業、３次産業というのが求めたのがいわゆる農地であつた調整区域内というような状況の中での大規模開発が積極的に行われたわけでございます。

そのときの日本の都市計画法というのは、大規模開発に対する許可基準というのは、規制はあるにしても基本的にはできた、あるいは病院であるとか、学校であるとか、公の施設であるとか、あるいは福祉の施設というところにおいても、基本的には開発許可ができた。しかし、平成19年11月の新しい都市計画改正法という形の中で、その規制は一向に強くなったわけですね。いわゆるこれ以上の農地面積を減少させてはならないんだ、しっかりと農地をもう一遍守っていくんだという形の中で、今、それぞれの産業の中で政府のてこ入れがあるわけでございます。第１次産業に対しては、所得補償制度もあるでしょう。あるいは第２次産業に対しては、いわゆる工業に対してはエコ対策の問題もあるでしょう。あるいは第２次産業、第３次産業という状況の中では、法人税という税の特権もこれからは検討されるというような状況でございます。いずれにしても政府の役割は、やはりこれからの日本のそれぞれの産業の立場において重要だろうということを思うわけでございます。

しかしながら、平成19年11月に新しく施行されました都市計画法は、少し私は矛盾があるというふうに思っておるところでございます。先ほども言いましたように、農地を守っていく、あるいはこれ以上のという形の中で、調整区域をしっかりと農地として守っていくんだということでございますけれども、そうした形の中では、もう一度市街化区域の中の土地利用の見直しをしていこうということがあつたわけでございますけれども、本当にこれからまちの中にいろんなものが集積として集まるのでしょうか。一方では、税の減免制度という形の中で、いわゆる生産緑地区域の指定をしたり、あるいは納税猶予というような形で税の特権を与えている。そういうような形で当然地権者としてはそれに乗っかっていく。これはかなり長期的な問題として、その土地がそれぞれの目的で利用されるわけでございます。

そうした形の中で、新たに都市計画法という形の中でのまちの中へもう一度人口だとかいろんなものを、経済的な単位のものを集積するということは極めて厳しいだろうというふうに思っております。だから、この計画法についてはもう一度私は見直すべきではないかなあ

ということを一つ前提にしてお話をさせていただきたいと思います。

先ほども渡邊議員の方から、農業で飯が食えれば、農業で採算が合えば今までのように続けられるわけでございますけれども、採算が大変厳しいということで、今新たな問題が起きているわけでございます。こういった農地の見直し、土地利用という形の中で、私は3点のところから考えていかなきゃいかん。一つは国の施策、一つは地域の施策、もう一つは個人の考え方、こういうことをしっかりと持たないといけないのではないかというふうに思っておるわけでございます。

例えば国の施策、もうすぐ秋になり850万トンという米がとれるわけでございますけれども、現在の日本におけるこの6月の余剰米というのは320万トンあるそうでございます。そういう状況の中で、新しい米ができてくるわけです。この余剰米をどのようにきちっと整理していくか、そして新たな所得補償制度という形で赤字農業に対する経済補てんをしていくかということを同時に考えていただかなかつたら、米の値段は上がりません。

ことしも今言われておるわけですがけれども、新しい新米の価格が少し日照り続きということで、等級もよくないそうでございますけれども、2,000円は下がるだろうというふうにも言われておるわけですね。そういう状況の中で、いま一度余剰米に対する考え方をしっかりと政府は持つべきであろうと。そして今、米に対する新しい商品の開発が次から次へされておるわけでございますけれども、例えば米粉を使っただんであるとか、パスタであるとか、あるいはパンであるとかというのが開発されておるわけでございますけれども、それを具体的にどのように事業に結びつけていくかという施策は、大きくはないわけです。しっかりと米粉製品、加工品ということに対しては、やはりしっかりとの方針を出すべきであろうというふうに思っております。

もう一つ、加工品というのは、海外から必ず大変な量が来ているわけですね。米粉という形で加工されたものについては、米が加工されたものについては、海外から持ってきても産地表示の義務がないんです。だから、外食産業を中心とした米粉製品というのが物すごく多く入ってきている。これはしっかりと規制をして、日本の余剰米をきちっと整理していくということを考えていかなきゃならない、そんなふうにも思っているところでございます。

米の生産量を減らして、いわゆる減反政策をして高い補助金をそこにつぎ込み、水田を減らし、自給率を向上させるという大変矛盾な農政でございます。この辺も改善しなきゃいかんわけでございますけれども、ことしから始まった戸別所得補償制度、これは大きな農業の転換になると私は思っております。ことしは反当たり1万5,000円、来年は麦・大豆ということにもこれを拡大していったって、麦・大豆においては10アール（1反）当たり2万円の補助金を出していこうというのが今の政府の考え方でございます。総額として、漁業等でもございますけれども、1兆円近い予算をつけていくということでございます。これが単年度で終

わってはいけないと思っておるわけです。5年、10年という中期的なレンジで、第1次産業である農業をしっかりと、もう一遍、足腰が強いようにしていくことが強く望まれる。そして、その財源の確保をお願い申し上げていきたい。そんなことを思っておるところでございます。

例えばヨーロッパにしても、アメリカにしても、いわゆる政府からの補助金という形の中で農業を守っていく、これしかやはり大きな考え方としてはできないんですね。日本もそういった形の中で、いま一度、政府の基本的な考え方、中期的なビジョンというのをお願いしていきたい、そんなことで思っております。

続きまして、地域の問題でございます。

先ほど渡邊議員から土地改良等の問題がございました。たくさんの土地改良に対する経常賦課金というのがあるわけです。弥富市は三つの土地改良区、一つ排水土地改良区がございますけれども、その土地改良区の用水排水の経常負担金は、総額で7,000万です。そして、その上にもう一つ乗っかっているのが海部土地改良区、これが4,200万、合計で1億1,000万以上の経常賦課金というのがそれぞれの農家、それぞれの土地改良区の負担金として、用水あるいは排水という形のものがあるわけです。

土地改良区の皆様にもいろいろとお話をさせていただいておるわけでございますが、この農家負担という問題をしっかりと考えていただきたい。一つには事務経費をどれぐらい削減していくかという具体的な目標を示すべきであるというふうにも考えておるわけでございます。そういったことに対して、各土地改良区にお願いをしているわけです。そして、行政と一体となってやれるようなことがそういう土地改良区の改善という形の中でできないだろうかということを、これから真剣に協議をしていかなきゃいかん、そんな思いでございます。

私たちの地域は、海拔ゼロメーター、マイナスの地域でございます。湛水防除事業、あるいは地盤沈下対策事業については、これから将来にかけて永遠に続くというふうに思っております。そうした意味において、国の土地改良事業費が大幅に削減されていることに対しては、嚴重に抗議を申し込んでいきたい、そういうふうに思うわけでございます。

ことは昨年からの繰入金、繰越金も含めて全体の予算が8掛けぐらいです。来年はもっと厳しいというところがあったわけでございますけれども、今回の特別枠という形の中で、土地改良事業費が算出していただけるという方向が見えております。しかし、まだはっきりしていない。今までの形のように、少なくとも湛水防除、あるいは地盤沈下対策という我々の地域の中において、計画的に優先的にやっていかなきゃならない事業を我々としてはぜひともお願いをしていきたい。国・県、そういった形の中での補助をお願いしていきたいというふうに思っておるわけでございます。

また、市単独の補助金につきましても、先ほど議員の方から御指摘をいただきました。私

どもとしては、来年政府が所得補償制度というものを麦・大豆という形で拡大していく、あるいは従来のように減反政策をして、米に対しても持っていくということになれば、ある意味では国と私どもの市という形の中で二重構造になるわけです。今現在は4,000万という形の中で単独補助をさせていただいておりますけれども、今後については新しい課題ができたなあというふうに思っております。しかし、農地を守る、あるいはしっかりとしたこれからの農業振興地域としての弥富という形の中で発信をしていく以上、このことにつきましては基本的には継続をしていきたいという思いであります。

最後に、個人的な問題でございます。

高齢化社会、あるいは後継者の問題で、優良農地を守っていくということが大変厳しい。どんどんどんどん、このままの状態でおったら耕作放棄地が拡大をしてしまう、そんなことが考えられるわけでございます。

今回の所得補償制度というのは、ある意味では集団営農、大規模化ということに対するそのメリットをつけていこうという政策であるというふうに私は思っております。そうした意味において、この大規模化集団営農化ということ了我々としても考えていかなきゃいけない。今、十四山地区でやっている水田、麦・大豆における2年ごとのブロックローテーションは、ある意味では弥富の農業の一つのモデルだろうというふうにも思うわけでございます。そうした意味において、我々も研究し、他地域においても十四山地区におけるブロックローテーションというものを一度研究していただきたい。

今、十四山地区では345ヘクタールの農地を面的に利用集積し、生産コスト、あるいは省力化を図ってコストの低減化を図ってみえるわけでございます。1地域1オペレーターという制度の中で、この利用をされているわけでございます。ぜひとも十四山地区におけるブロックローテーション制度というものを、もう少し我々行政も大きくPRをしていかなきゃいかんのではないかなあというふうに思っております。

また、JAの役割でございますけれども、昨年12月、農地の改正法が出されました。それは、いわゆる個人個人の農地を個人で管理していくことが大変難しい時代になってきたということに対する改正法でございます。農地利用集積円滑化事業というタイトルでございますけれども、これはJAが窓口になっております。いわゆる農地を集積していこうという考え方です。そういった意味において、いま一度、JAが農業者の窓口であるという強い意識を持っていただき、JAとしての役割というものをしっかりと発揮していかなきゃならない、そんな思いでもございます。

る述べてまいりましたけれども、国の施策、地域の考え方、個人の考え方、これらを総合的に組み合わせることによって、土地利用、農地というものをいま一度見詰め直していくということが今問われているんだろうというふうに思っております。いろいろ大変厳しい時

代ではございますけれども、ぜひとも弥富も農業振興地域としてこの農地をしっかりと守っていきたい、そして行政の役割を果たしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 渡邊議員。簡潔に。

○13番（渡邊 昶君） いろいろ市長からもお話を聞きました。私も話をすることによって、合う合わないということは別にして、農協の問題、土地改良の問題についても、私はどうこうという話をしておるわけですが、これは話をすることによって幾つかの問題が出てきて、こういう問題で私が話ができると思うんですけど、これはさて置きまして、一応、市街化調整区域内で土地利用については厳しいということを今お尋ねしてどうするかを聞いたわけですが、いずれにしても、先ほど言われたように19年の都計法の変更、そして、それを受けて実質は20年に、新聞紙上で報道されておりますが、工業用地が愛知県の場合、非常に不足しておることが報道されておるわけです。そして、その原因は何かといったら2005年の東海環状道の東回りが完成したことによって、岐阜県へ愛知県の企業40社が転出したということが報道されて、これは4月ですよ、それで慌てて5月に県は協議したわけです。それで、大きく載ったのはこれなんです。これは何かといったら、調整区域を対象に業種拡大をして、土地利用ができるように促進するんだということが出たわけです。だから私はちょっと聞いたわけです。

いずれにしても、非常に厳しい。それで、都計法の見直しとか……。

○議長（伊藤正信君） 渡邊議員、発言中ですけど、時間が……。

○13番（渡邊 昶君） もう終わります。

○議長（伊藤正信君） 簡潔にまとめてください。

○13番（渡邊 昶君） 調整区域の緩和とか、いろいろ報道されておりますが、この土地利用するということは、地域住民との協働協議によって進めるということになるが、必要なのは、私は本当に市長の強力なリーダーシップが欲しいということと、必要であるというふうに思いますので、今後もひとつよろしくをお願いをしたいと思います。

まだいろいろあるが、時間がございませんので、きょうはここで締めさせていただきますが、今後ともよろしくをお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（伊藤正信君） 暫時休憩をします。再開は11時20分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（伊藤正信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に中山金一議員、お願いをします。

- 16番（中山金一君） 中山でございます。今回、私は3件について、一般質問を通告しています。

まず第1件目は、生徒が安心して通える歩道設置をとして、市道六條鮫ヶ地線の歩道設置等安全対策の推進・実施について質問をいたします。

この道路は、海翔高校、十四山中学校、西部小学校に通う生徒の通学路になっており、十四山村のときから歩道設置の要望が関係する地元や議会でも取り上げられてきました。弥富市と合併後の最近でも、坂中地地区の自治会から関係する鮫ヶ地、馬ヶ地の自治会長や教育関係者を含めて生活環境整備として歩道設置を強く要望されていると聞いています。通学路の歩道整備、老朽化している橋梁のかけかえ等の道路整備は、服部市長が目指している安全で安心なまちづくりに欠かせない施策の一つだと思います。

ことしに入って坂中地交差点付近であった交通事故は、私が確認したところ、蟹江署に届けられたのは1件でした。私もスクールガードの人に応援をしていただいて、朝7時から8時30分の通学時間帯の現状を調査し、見てきました。海翔高校の生徒が264人、十四山中学校16人、西部小学校36人の生徒が通っていました。特に、小学生は通学団をつくり規律を守って通学しているが、坂中地の交差点から坂中地橋まで舗装の幅は5.6メートルで、路肩も崩れています。写真のようですが、ちょっと小さいですが路肩も崩れています。狭くて歩道がないため、スクールガードをしている人から常に危険が伴い怖いという声が出ています。中・高校生は自転車通学であり、通学時には3方向から来る生徒が各学校に向けて通学しているので、通勤時間帯にマイカー367台の通行と重なり、通行量が多く混雑するので、運転手とのトラブルも多いと近所の人から聞いています。

この市道の歩道設置の計画はどうなっていますか、お尋ねをいたします。

- 議長（伊藤正信君） 三輪土木課長。
- 開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） それでは、中川議員の御質問にお答えさせていただきます。

御質問の市道六條鮫ヶ地線の整備につきましては、昨年の3月議会の一般質問で、橋梁整備との整合性を図って道路整備を進めてまいりたいと答弁させていただきました。今年度につきましては、橋梁設計及び修繕計画を優先して行っていることなどから、道路整備は来年度より計画的に整備を進めていく考えでありますので、よろしくお願いします。

- 議長（伊藤正信君） 中山議員。
- 16番（中山金一君） 橋梁整備との整合性を図って進めたいとの今の説明ですが、幅も5.6メートルと狭い道路です。通行量も多いし、危険がいっぱいです。一日も早く歩道設置

をしていただくようお願いをいたします。

次に、十四山村のとき、坂中地自治会に坂中地墓地が無償譲渡されました。その際、道路に接する幅員2.5メートルか2.7メートルの用地が譲渡されませんでした。坂中地自治会員は、その残留地は道路拡幅が使用目的で、通学路の設置がされると理解しています。弥富市としては、こうした経緯を十分理解されていると思いますが、どのように理解しているのか、お尋ねをいたします。

○議長（伊藤正信君） 三輪土木課長。

○開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 御質問の十四山村の時代の墓地の用地に関する経緯でございますけれど、私自身、申しわけございませんが伺っておりませんので、詳しい内容まではわかりません。しかしながら、墓場前の道路敷地が他のところに比べるとやや狭くなっていることや、駐車場として現在利用されていますことなどから、譲渡されたのではないかなとは考えます。このようなことから、道路整備と同時に墓地利用者の駐車場も確保する整備を今後考えていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（伊藤正信君） 中山議員。

○16番（中山金一君） 次に、今回の坂中地自治会が希望する歩道設置の用地買収として、坂中地部分だけだとどれだけの予算が必要だと見込んでいるのか、用地買収についてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（伊藤正信君） 三輪土木課長。

○開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 用地買収の御質問でございますが、現在の道路敷地が約8メートルぐらいあることから、両サイドを構造物で施工を行う計画であります。それで、車道と歩道とを区画線などで区別して誘導する整備を計画しておりますことから、現時点につきましては、用地買収を行うことについては考えておりません。しかしながら、一部橋梁部の取り付け箇所などにつきましては、道路との高低差があることから用地買収が必要となりますので、そのときには御理解をお願いして買収を進めたいと思います。以上です。

○議長（伊藤正信君） 中山議員。

○16番（中山金一君） 歩道の幅員はどのくらいになるかわかりますか。

○議長（伊藤正信君） 三輪土木課長。

○開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 現在考えておりますのは、車道で約6メートルぐらい、それで歩道として2メートルぐらいをラインで区切って、生徒と車の誘導を行いたいと考えております。

○議長（伊藤正信君） 中山議員。

○16番（中山金一君） 次に、通学路の歩道設置工事について補助制度はありませんか、お尋ねをいたします。

- 議長（伊藤正信君） 三輪土木課長。
- 開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 補助金制度につきましては、議員の御質問のように、歩道とか交差点改良などの交通安全事業として県費補助などを受けることができます。しかしながら、現在につきましては各市町村1事業を原則としておりますので、当路線を交通安全事業としての補助対象とは考えておりません。しかしながら、橋梁整備をするときには、やはり国庫補助なり県費補助を受けて整備を行っていく考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- 議長（伊藤正信君） 中山議員。
- 16番（中山金一君） 1事業ということだと、今弥富市では、この補助金対象でどこか工事はされていますか。
- 議長（伊藤正信君） 三輪土木課長。
- 開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 歩道設置の補助金対象というわけではございませんけれど、例えば大きな事業といたしましては、中央幹線だとか、芝井30号、川原欠を県費補助で整備を行っております。
- 議長（伊藤正信君） 中山議員。
- 16番（中山金一君） 次に、弥富市の総合計画基本構想、基本計画、並びに弥富市地域公共交通総合連携計画の中で、市道の整備、橋梁の整備、安全で潤いのある道づくりが主要施策として上げられています。しかし、肝心の歩道設置や通学路の車歩道分離についての具体的な記述がありません。これらの整備計画を立てていただきたいと思いますが、いかがなものか、お尋ねをいたします。
- 議長（伊藤正信君） 三輪土木課長。
- 開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 歩道設置の整備計画につきましては、議員御承知のように、都市計画マスタープランの中に自転車道、歩行者空間の充実としまして公共施設などの拠点、周辺の主要幹線道路の歩道整備を計画的に進めると示させていただいております。
また、通学路や生活道路などの歩道の整備計画につきましては、交通安全事業として毎年要望をとっておりますので、地区からなどの要望に基づき、路面のカラー舗装や歩道設置など、状況に応じた整備を計画的に進めていく考えておりますので、御理解をお願いいたします。
- 議長（伊藤正信君） 中山議員。
- 16番（中山金一君） 幹線道路や公共施設の周辺など、拠点周辺だけでなく市道などにも歩道の整備ができるように、総合計画の中に入れていただきたいと要望しておきます。

次に、弥富市総合計画第3編基本計画の中で、橋梁の整備として橋梁点検により耐震補強を行う必要があるものについて、その改修整備を計画的に進めるとうたっています。坂中地

橋については橋幅も4.5メートルと狭く、車もすれ違うことができません。早く改善をしてほしいとの声もあります。

また、坂中地地区から鯨ヶ地地区にかかる橋（通称坂中地第一橋）については、どのような計画になっているか、お尋ねをいたします。

- 議長（伊藤正信君） 三輪土木課長。
- 開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 御質問の坂中地橋につきましては、平成20年度に橋梁耐震対策といたしまして落橋防止の工事を実施いたしました。昨年には15メートル以上の橋梁を対象に橋梁点検を行ったところでございます。その橋梁点検に基づきまして、今年度は25橋の長寿命化修繕計画の作成を行っているところでございます。

議員が御質問で述べられましたように、坂中地橋につきましては、車道幅員が狭いことや老朽化がありますので、橋梁の実施設計などを早期に進めたいと考えは持っております。以上でございます。

- 議長（伊藤正信君） 中山議員。
- 16番（中山金一君） 市長にお聞きします。

関係する自治会や、教育関係者からの強く要望されている歩道がなかなかできません。坂中地交差点は、通学や通勤でかなりの交通量があります。交差点の両方にはセンターラインが引いてあります。センターラインの両側の用地を買収して交差点を拡幅できないものか、お尋ねをいたします。

- 議長（伊藤正信君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 中山議員にお答え申し上げます。

坂中地交差点の拡幅ができないかということでございますが、この道路におきましては、議員御承知のように県道整備事業でやっていただく道路でございまして、私どもが市単独で用地を買収して、それを先行しながら事業をするというわけにはまいりません。そういった意味におきましては、私ども市が考えられる範囲のものというのは、のり面における幅員を少しずつ延ばしていくと、両サイドを延ばしていくということができるかなあというふうに思っております。全体的な距離であるとか、そういったことについてもよく検討しなきゃいかんわけですが、いずれにいたしましても県道整備事業であるということを御認識いただき、市が買収して、いわゆる交差点付近だけでもということはまいりませんので、別の方法を考えていきたいというふうに思っております。

- 議長（伊藤正信君） 三輪土木課長。
- 開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 申しわけございませんでした。もう1橋の坂中地第一橋の答弁が抜けていましたので、お願いします。

現在、愛知県で鯨ヶ地地区と坂中地地区との間にあります宝川の護岸整備が県で計画され

ておりますので、それにあわせて市道の整備計画を県に頼んでおります。側道の中には歩道
つきの橋梁設計を市から要望しておりますので、よろしくお願いします。

また、平成23年度には、その橋のかけかえに着手する予定でございますので、よろしくお
願いします。

○議長（伊藤正信君） 中山議員。

○16番（中山金一君） 今の坂中地第一橋について回答をいただきましたけれども、工事を
するについて、道幅とか歩道の幅はどのようになるのかわかりませんか。

○議長（伊藤正信君） 三輪土木課長。

○開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 計画幅員につきましては今年度、県と内容詳細を詰
める考えでおりますので、今の段階でどんだけだというのはちょっと答えを控えさせていた
だきますので、よろしくお願いします。

○議長（伊藤正信君） 中山議員。

○16番（中山金一君） 今、ちょっと市長にもお聞きしたんですけれども、市長からの回答
では、県道の方のことを言われているんですが、私の言っている方は、市道六條鮫ヶ地線の
道路のことを言っておりますので、そちらの方の交差点をひとつ拡幅していただけないかと
いうことを今、お尋ねしたんですけど。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 少し私が勘違いしているようでございまして申しわけございませ
んけれども、坂中地橋がございします。そういった形の中での橋梁強化、延長という形の中で、こ
れは考えていかなければいかんというふうに思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 中山議員。

○16番（中山金一君） じゃあ、よろしく願いいたします。

2件目ですが、名古屋十四山線の整備計画について質問します。

名古屋十四山線は、十四山地区の住民が一日も早く整備され、平島への接続・開通を望ん
でいる道路です。整備計画の内容についてお尋ねします。

全体的名古屋十四山線の整備状況と市道鍋平27号線の道路幅員は何メートルで、また整備
計画の内容はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（伊藤正信君） 三輪土木課長。

○開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 最初に、名古屋十四山線の全体の整備状況について
お答えいたします。

御質問の名古屋十四山線は、市役所前の平和通線から蟹江町の河合小橋までの全体計画で
6.5キロでございます。幅員につきましては、15メートルから23メートルの計画で整備して
いただく路線になっております。

整備状況としましては、市役所前から平島地区までの880メートル区間につきましては、平成20年度末で55%の用地を取得していただいております。昨年12月には、第3環状線より東へ約480メートルが開通いたしました。また平島地区につきましては、平島中区画整備事業により940メートルが整備されたところでございます。

その東隣になります鍋平工区の80メートルにつきましては、県費補助事業により平成17年度から供用されております。

それで、現在事業着手されています六條工区、これは大山地区でございますけれども、210メートルと西尾張中央道から東側の竹田工区の580メートル区間につきましては、今年度も引き続き用地買収等と道路の築造工事を進めていただいております。

また、西尾張中央道から西へ約1.4キロぐらい来たところに、県道子宝愛西線がありまして、その区間につきましては、以前に交通安全事業により12メートルで一時整備された区間でございます。

次に、当路線の一部区間でございます議員御質問の市道鍋平27号線のことにつきましては、名古屋十四山線の延伸として都市計画道路、これは平島地区になりますけれども、日光橋西線までの区間を平成17年に新市合併支援事業として県へ整備要望を行い、今後10年以内に着手すべき事業として県では位置づけされた路線であります。現道につきましては延長1.6キロで、幅員は6から8.5メートルの2車線道路で、現在供用開始しているところでございます。

それで、今後の計画幅員につきましては、歩道幅員としまして3.5メートルの両側歩道、一般部で15メートルです。それと、信号交差点部につきましては、右折レーンを設けるために18メートルの計画であります。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 中山議員。

○16番（中山金一君） ありがとうございます。

次に、坂中地地区からこの道路の一部について歩道設置の要望があったと聞いていますが、地元にはどのように説明・回答をしているのか、お尋ねをいたします。

○議長（伊藤正信君） 三輪土木課長。

○開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 地元への回答でございますが、先ほど市長が述べましたように、県道整備でこの路線は整備を行ってもらえることになっておりますので、ダブルで市で先行して整備は行う考えは持っておりませんので、そのような旨を話させていただいたと思っております。

また、当路線の名古屋十四山線につきましては、毎年愛知県でこの道路建設期成同盟会がありまして、その会から早期要望を毎年行っているところでございますので、よろしくお願い致します。

○議長（伊藤正信君） 中山議員。

- 16番（中山金一君） この道路についても早期に整備を力強く働きかけていただいて、工事が早くできるようにお願いいたします。

次に、この道路については大山地区で進行中ですが、坂中地地区への用地買収などの具体的な話はいつごろと予定していますか、お尋ねをいたします。

- 議長（伊藤正信君） 三輪土木課長。
- 開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 時期につきましては、現在、大山地区の約210メートル区間を平成20年度から2車線をつなげるために早期整備を行っていただいております。今年度につきましては1件の家屋移転が完了する予定でございます。

それと、御質問の坂中地地区の整備予定でございますけれど、当路線は弥富市の東西交通として重要な路線であることも愛知県は認識しておりますので、全体の整備状況など勘案して、今後整備に向けた検討を行っていることを県からお聞きしていますので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

- 議長（伊藤正信君） 中山議員。
- 16番（中山金一君） この件に関しては、以前に坂中地地区で用地買収の測量ができず、きょうまで来ていると聞いています。早目に話し合いの場をつくっていただいて、用地買収の話し合いを早目に進めていただきたいと思います。

いずれにしても、この道路が整備・開通しなければ、合併してよかったなあという市民の声は聞かれません。全力で取り組んでいただくようお願いいたします。

次に、3件目ですが、市民から喜ばれるコミュニティバスへの見直しについて質問をいたします。

昨日もコミュニティバスについての質問がありましたが、私も市民の声をもとにお聞きをいたします。

コミュニティバスの運行について、これまでの巡回福祉バスの運行に対し、十四山地区を初め市民から路線の見直し、改善の声が出ていました。市長も改善の約束をしてきましたが、市民の期待が膨らむ中、ようやくこの6月21日よりコミュニティバスとして運行することになりました。私もこの間、議会で十四山地区の人の要望としては、停留所をふやしてほしい、十四山支所や福祉センター以外では、近鉄佐古木駅、弥富駅、市役所、そして海南病院に早く回数を多く利用できるようにしてほしいということで、路線の見直し・改善を要望してきました。

福祉バスよりコミュニティバスへの切りかえにより、市民のニーズにこたえたいとして今回、抜本的に見直しがされたと思います。私も福祉バスからコミュニティバスへの切りかえることにより、市民の期待にこたえることができると信じていました。しかし、残念なことにはこうした市民の声とは全くと言っていいほど今回の改革・見直しでは取り入れられてい

ません。今まで通っていたバスがなくなり、病院や買い物に行けなくなった。そのために市役所に電話をしたら、自転車までバス停まで行ってくださいとの返答。何のための見直しであったかと市民からは大きなブーイングの声が聞こえています。

さきの6月議会で、市長は、実証運行でさまざまな問題を整理していきたいと答弁されていますが、以下のことについて質問をいたします。

市民から喜ばれるコミュニティバスに改善したはずだったと思うが、なぜブーイングの出るような見直しになったと考えているのか、お尋ねをいたします。

- 議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。
- 防災安全課長（伊藤久幸君） お答えします。

今回のコミュニティバスへの変更につきましては、いろいろな御指摘をいただいております。今回の変更は御承知のように、福祉センター中心の運行から通勤・通学・通院・買い物等の利用を中心に考えた運行になっています。このため、駅中心のダイヤになり、従来の福祉バス利用者の方には利用しにくい結果になったのではないかと考えております。福祉センターへの足の確保についても協議会で検討してまいりたいと思っております。

- 議長（伊藤正信君） 中山議員。
- 16番（中山金一君） 市長は、改善の後の市民の声をどう聞いていますか。
- 議長（伊藤正信君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 中山議員にコミュニティバスの件につきまして御答弁申し上げます。

6月から運行が開始され約3ヵ月になるわけですが、私どもとしては市民の皆様からいろんな角度から御意見をいただいているのが現状でございます。9月の頭にも運行後、最初の協議会を開催させていただきました。そして、さまざまな9月、10月という形の中でアンケート調査をとり、次の段階へ移行していきたいというふうに思っております。特に十四山地区におけるコミュニティバスについては、いわゆる福祉センター等々についての利用ということに対して大変御迷惑をかけているということは重々承知しております。今、東回りということの中で1台のバスを運行させていただいておるわけですが、今後は複数のバスを検討しながら、皆様にとって利用しやすい、あるいはバス停等々も考えながら見直しをしていきたいというふうに思っております。

いずれにしても、協議会の方にかけてさまざまな運行計画をしていかなきゃならないわけでございます。いましばらくお時間をいただき、改善をしてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解ください。

- 議長（伊藤正信君） 中山議員。
- 16番（中山金一君） 次に、協議会を設けて市民の声を幅広く吸収していると市側は正当性を説明されると思いますが、私は、協議会委員の選定で改善の余地があったのではと思

ます。

委員の選定に当たっては、各団体の充て職を重視することではなく、公募の委員をふやすことが求められていると感じます。その道の専門家や熱意のある人を委員に抜粋すること抜きに市民の声を生かすことはできないのではないかと、どう考えているのか、お尋ねをいたします。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

協議会委員の任期につきましては平成23年3月31日までとなっております。委員数20名のうち、市民及び利用者の代表の委員は8名でございます。そのうち公募の委員については2名でございます。市民代表の委員は、他の市町村を見ても3ないし6名程度というのが多いようでございます。また、公募委員のいない場合というのは結構多いと聞いております。

協議会の席でございますけれども、団体の代表、公募を問わず各委員の方は積極的に発言されていらっしゃいます。今後、近隣の市町村との連携のために、近隣市町村の方を委員に追加する可能性はありますが、基本的に委員構成の変更は考えておりません。

それから、専門性のこととございましてけれども、この委員会の座長につきましては、豊田都市交通研究所の研究員の山崎先生という方を座長として、いろいろと相談させていただきながら進めております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 中山議員。

○16番（中山金一君） この件に関しては、できるだけ市民の声が反映できるように改善を図っていただくよう、お願いいたします。

次に、東部ルートについてですが、一方通行のため、行きと帰りの乗車時間が大幅に異なるので、バスを小型化して2台で右回りと左回りの運行にしてはどうか、お尋ねをいたします。

この件に関しては、先ほど市長からも答弁をいただきましたが、課長からも答弁をいただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 御指摘の路線でございますけれども、現段階でありますけれども、マイクロバスが使える間は新たな新車購入というのは考えておりません。しかし、右回り・左回りの運行ができる方法については今後、協議会で検討してまいりたいと思っております。

○議長（伊藤正信君） 中山議員。

○16番（中山金一君） 問題点として、電車やバスへの乗り継ぎが今非常に悪いということ

や、バス路線が変わりバス停が少なくなったことなど、よく検討していただいて、右回り・左回りの運行をお願いいたします。

次に、福祉センターのおふろに入りに行くのに往復400円もかかると、これは高い、おふろに入りに行く人が随分減ったぞという声が大勢の人から寄せられています。バス料金については「100円なら」という声が多いが、バス料金は100円に見直したらどうか、お尋ねをいたします。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） バス運賃を100円という御提案でございます。

6月議会でもお答えしたとおり、受益者負担を大原則として近隣市町村の200円を基準として考えていきたいと思っております。

また、福祉センターの利用者が減っているのではないかという御指摘でございますけれども、前年と本年の7月分の実績を確認いたしました。十四山福祉センターにつきましては、ほとんど変化がないということを伺っております。あと総合福祉センター、老人憩いの家では18%ほど減少しているということを伺っております。これは有料化による減少か、また乗り継ぎの不便さに対するものかということは、今後見比べてみる必要があると考えております。

○議長（伊藤正信君） 中山議員。

○16番（中山金一君） 十四山福祉センターはほとんど変化がないと答弁をされていますが、私が福祉センターで聞いたところでは、7月の比較では13人ほど減っていることや、総合福祉センターでも18%ほどが減っているように、バス運賃が影響していると私は思っております。料金についてもぜひ再検討をしていただくようお願いをいたします。

次に、コミュニティバスの予算が1億3,000万ほどかかっていると聞いているが、三重交通との契約内容はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 三重交通との契約についてのお尋ねでございますが、22年度分（今年度分）でございますが1億2,319万7,000円ほどになっております。本年度の運行予定日数は284日の予定でございます。また、収入につきましては国庫補助金で2,600万円程度、それから運賃収入等を見込んでおります。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 中山議員。

○16番（中山金一君） これだけの大きなバス事業で、現段階の国庫補助金が2,600万円ほどという回答でございますが、これ以上は補助金がふえることはありませんか。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

今回、このコミュニティバスということが全国で大変な勢いで地域交通という形の中で利用するというところでございまして、当初は190億ほどの予算があったわけでございますけれども、いわゆる各自治体でそういうような駆け込み的な問題等々もございまして、非常に多くの件数が出てきたわけでございます。そうしたことが次の段階という形の中で、国土交通省の方は新しい平成23年度予算の中から予算を復活していきたいということで、今、私が聞き及んでいるのは430億ほどの予算をつけていきたいというふうにも聞いておるわけでございます。当初、私どもとしてはこの事業に対して6,000万の国の補助をいただけるということでスタートしたわけございまして、何とかその金額に復活できるように我々としても要望してまいりたいと思いますし、国の方の財政的な措置というものを期待しているところでございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 中山議員。

○16番（中山金一君） 次に、東部ルートは人口密度も低いので、現在の中型バスを小型バスに切りかえ、弥富市が保有し、運転手は十四山保育所のバスのように市で運転手を臨時職員として採用し、路線の見直しを図り、東部地区のルートをきめ細かく回したらどうかと思いますが、いかがなものか、お尋ねをいたします。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 保育園バスのように運転手を臨時職員にして、きめ細かく運行管理したらどうかとの御意見でございますが、有料運行を行うには運行管理等、責任を持って行う必要がございます。また、不特定多数の方が利用することも考えると、信頼の置ける会社に運行を任せる必要があると考えております。乗り合いタクシーや予約制のデマンド方式も考慮に入れながら、今後、協議会で検討してまいりたいと思っております。

○議長（伊藤正信君） 中山議員。

○16番（中山金一君） 私も三重県のいなべ市に、バスの運行について勉強をしに先日伺ってきました。

いなべ市では、「アイバス」ということで100円で運行されていたコミュニティバスが、本年度4月1日から福祉バスとして無料運行することになり、市民から大変喜ばれておることでした。それと私が感心したのは、いなべ市では道路が狭いところもありますので、13人乗りのハイエースを5台使っていました。福祉バスとは別に、スクールバスとしてハイエースを11台運行しているということも聞きました。きめ細かな運行がされています。35人乗り4台のバス、また運転手はシルバー人材センターからお願いして確保しているということでした。

これからは少子・高齢化の時代です。弥富市でもいなべ市のような手法を検討していただくようお願いをし、質問を終わります。ありがとうございました。

- 議長（伊藤正信君） 暫時休憩をします。再開は1時といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（伊藤正信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、山口敏子議員、お願いします。

- 3番（山口敏子君） 3番 山口敏子でございます。

通告に従いまして、質問させていただきます。

初めに、コミュニティバスの現状に関してですが、昨日の杉浦議員さん、きょうの中山議員さんと重複しないように質問させていただきたいと思います。

6月21日より市民の大切な足として出発しましたコミュニティバスですが、約3ヵ月ほどが過ぎました。近鉄弥富駅行き便、佐古木駅便は、大変利用者が大幅にふえたということで、市民の大切な足としてよかったなあという方向に向かっていると思いました。

そこで、利用者が多いバス停、例えば市役所の前、海南病院の前にベンチが置かれております。このコミュニティバスを利用する方は年齢が比較的高い方が多いため、バスの到着までちょっとの時間を腰かけたり、荷物を置いたりする場所になっております。

市内のバス停の中で、土地が少し余裕のあるバス停がありましたら、ベンチの設置などではできるところはありませんでしょうか、御質問いたします。お願いします。

- 議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

- 防災安全課長（伊藤久幸君） ベンチの設置についての御質問でございます。

現在、市としましてはベンチの設置はいたしておりません。市の一部のバス停には、施設管理者や地元の方が設置されたと思われるいす等が設置されているのが現状でございます。交通安全上や道路法上の関係がございまして、設置は非常に難しく、スペースの問題もございまして、現段階ではベンチの設置は考えていないのが現状でございます。

- 議長（伊藤正信君） 山口敏子君。

- 3番（山口敏子君） 今のところ鍋田支所とか、そういうところだったら可能じゃないかなあと思うんですけども、そういう公共の場所でも無理なんでしょうか。

それから、先々、風が強いところにあると思いますので、風よけとか日よけの問題が言い出したら切りがないと思いますけれども、今後、こういう方向は何も考えていないでしょうか、あわせてお願いいたします。

- 議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

- 防災安全課長（伊藤久幸君） 公共の場所での設置ということでございます。

この件につきましては、これから乗り継ぎ拠点とか、その他いろいろの問題で討議されてまいと思います。そういったときに議題として上げさせていただきたいと思っております。

○議長（伊藤正信君） 山口議員。

○3番（山口敏子君） ありがとうございます。

これからも皆さんの大切な足ですので、そういう設置可能な場所、公共の場所にバス停があるところは設置していただければありがたいなあとと思っております。

それから次に、三重交通時代、それから福祉バス時代、何十年とバス停があった地区が6月1日からはなくなり、一番近いバス停まで、私が車ではかってみますと2キロほどございました。そこを歩いて買い物に行ったりしなきゃいけない現実が見受けられました。そうしてやっていらっしゃる方からお電話がありまして、何とかならないかと、そういうことがございました。例えば、近鉄電車のように急行、普通というのがございます。そういうふうなダイヤがありますと、朝は急行便で駅、学校、病院へ直行便という形で、大体はよく使われるバス停は多分わかっていらっしゃると思いますので、直行便、要するに急行ですね。それで日中、朝じゃなくて買い物だけに行かれるような方は普通便としてダイヤを組みかえることは可能じゃないかと思しますので、そうすると、バス停の今まで通っていなかったところもちょっとバス停として横道をとったり、そういう方法もあるんじゃないかと思しますので、そういうお考えはあるかどうか、お願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 御指摘の点でございますけれども、現在は基本的には朝と夕方に一応急行便ということで、一部のバス停を除いたという形の運行をしております。

それで、バス停の廃止等について非常に不便になったというお話かと思っております。そういった話を伺っておりますけれども、バス停の増設を行いますと、運行ルートの変更とか到着時間が長くなるといったことも問題になってまいります。これは極端な場合、便数の減少といったことにもつながる場合もございますので、協議会で慎重に検討させていただきたいと思っております。

○議長（伊藤正信君） 山口議員。

○3番（山口敏子君） 9月にも行われ、2月にも行われるということで、協議会委員会の方にもぜひ御提案をいただきたいと思います。朝の忙しい便じゃなくて、ゆっくりした便はいろいろ回れるような形をとれたらいいなと思っております。

それから、今現在では中型の新車2台と、以前からのマイクロバス3台の5台の運行だと思っております。もし、次に車両入れかえとかをされるときには、三重交通で桑名市のコミュニティバスというのが走っていましたが、桑名のコミュニティバスは16人乗りぐらいで、これぐらいのかわいいサイズでございました。ノンステップバスで、これがどうかと思います。

これが桑名のノンステップコミュニティバスとして走っております。定員は16名ぐらいだそうです。それで、中の方はこんな感じになっております。こういう方法もありますので、何とかうまくいけばいいんじゃないかなと思います。

この車両はちょっと小さいものですから、弥富の道路事情にはぴったりのサイズじゃないかなと思いますので、もし新しく車両入れかえがある場合は、このサイズのバスが弥富にはいいんじゃないかなと思って御提案をさせていただきます。

それで先ほどの、また戻りますけれども、これは桑名市の方で多度の間伐材を使っています。それから、市役所の前にあるようなものにも桑名の方はアンカーで打ってあって動かないようにしてありますので、そういうこともできるんじゃないかなと思って二つ言わせていただきます。

この車両のことは、また御検討いただければありがたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 今、バスの大きさの関係のお話をいただきました。これにつきましては、9月、10月に乗降調査というのを行います。乗る方とおりる方がどこのバス停で乗られて、どこのバス停でおりられたかというものをやります。それによって実際にどれだけの大きさのバスがその路線に対して適切であるかというような判断ができます。そういったことも考慮しながら検討させていただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 山口議員。

○3番（山口敏子君） ありがとうございます。いい方向に行けば、皆さんの足としてこれからも十分に動けるんじゃないかなと思います。

次に、弥富市の名産金魚に関する商品を市として後援してはということで、御提案をさせていただきました。

先日、「鶴瓶の家族に乾杯」という放送が全国的にされました。その中で、金魚の生産者の方が、残念ながら後継者は違う職業についていると言われてみえました。私の近くの大きな金魚池がございましたけれども、現在は埋められてしまいました。この分で行きますと、弥富の名産の金魚は次世代まで伝えられるでしょうか。

昨日の市長さんの答弁からも、生産は30%ほど下がっていると発言をされました。弥富の金魚というのは、私たち弥富市の大切な資産であります。現在、金魚は市としてどのような助成を生産者の方にされているでしょうか、御答弁をお願いします。

○議長（伊藤正信君） 石川農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） それでは、今の御質問に対して回答させていただきます。

金魚組合に対しての補助金ということで御理解いただきたいと思います。活動補助金といたしまして、組合の方でございますが、春まつりとか金魚の放流、金魚すくい大会、金魚日本一大会等についての活動ということで、組合に補助金を出しております。

それと、特産の展示ということで、これも金魚の日の展示とか、春まつりの展示、ランの館等の展示についての特産品展示ということで、補助金を出しております。

それから、内水面の養殖事業の研究活動ということで、補助金を出しております。

最後に、防鳥資材の購入費ということで、金魚池等にテグス糸を購入して、猫等の防除のために使っていただくということで助成をしております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 山口議員。

○3番（山口敏子君） そういう商品に対してじゃなくて、これを継続させていただくということは、税金とかそういうことの方は、市としてはどういうふうにやってみえるんでしょうか。何か後継者がなくて、要するに埋めてしまうということにつながるんじゃないかなあと考えておりますけど、そういうことの観点はないでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 石川農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） お答えいたします。

今現在の金魚池を見て、そういったことに対しての補助金というものは現在ございません。ただ、市街化等については、造成の関係で、住宅開発の関係で埋めてみえる方が特にございますが、一部の市街化調整区域につきましても、同様、やはり価格の低下の原因ということで、どうしても埋めなくてはならないという事情で埋めてみえる方がお見えになり、また他の方へ勤めに行ってみえる方が多いというふうに聞いておりますが、こういったものについての補助金ということについては現在ございません。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 山口議員。

○3番（山口敏子君） そういたしますと、弥富の名産の金魚というのがだんだんとつくられなくなるという可能性もあるかもしれませんので、本当に心配をしております。何とか市としてバックアップする方法がまた見つけれたらいいなと思っております。

それから、これは別として、もう一つ別の観点から行きます。

現在、弥富市にはキャラクターである「きんちゃん」、こういうのがありますね。弥富には、この「きんちゃん」の大きい縫いぐるみとこれと、それからストラップとピンバッチといろいろありますけれども、弥富市ではこれから、昨日、市長さんの方から観光課というものを市の方で来年度からつくってみたいと。現実には金魚は本当に生き物ですので、観光商品としては大変難しいものですから、金魚に関するいろいろなキャラクターがもしありましたらと思ひまして、今回、NHKで放送されましたので、私も弥富でテレビで放送するんだからということでありましたら、今回、郵便局の方で金魚の暑中見舞いのはがきが出たんです

ね。それで一生懸命書いて、知人とか親戚に、今度テレビで映るから見てちょうだいと言いましたところ、すごいラッキーなことに皆さんから、今の弥富はこうなんだね、弥富の駅はこんなにきれいになったんだねということで、すごく反響がありました。ですから、金魚は生きものなので金魚は無理なんですけど、金魚のキャラクターと言ったらおかしいですけども、例えば今回は暑中見舞いのはがきで終わりましたけれども、郵便局さんとかに相談なさって切手なんかをつくってみたらどうでしょうかと思います。

切手というのは、もし弥富市の方で全国に郵送されるんでしたら、この金魚の切手が宣伝マンとなって全国に発信されると思いますので、黙っていても弥富の郵便物には金魚の切手が張ってあるというような形で行ってみたらどうでしょうかと思ひまして、弥富市にも、どこの市町村ということはないですけども、自治体でも金魚の切手がつくれると思いますので、ちょっとやってみたらどうでしょうかということです。

私も弥富の宣伝マンの一人だと思っておりますので、どこへ行くにもやっぱりお手紙を出すときは金魚の図柄を買っては手紙を出すんですね。私はまだアナログ人間なものですから、手紙を書いたりしてやるものですから。でも、なかなかこういうものがなくなってくるんですよ。私も書いたら、もうこれでないものですから、こういうものも、もし今度観光課ができましたら、金魚のそういうものもどこから仕入れていただきまして、普通のメーカーさんがあるものですから、金魚の弥富からこういう金魚もありますからということで、発信していただけたらいいなと思っております。

それで一応、いろいろ出しますので、申しわけございません。

これが弥富のストラップですね。私も何かありましたら皆さんにお配りしたり、差し上げたりしております。

それから、桜まつりとか春まつりのときに、障害者のグループの方たちのお母さんたちがこういう金魚の飾りをつくるんですね。それで、私もこういうのを買って、玄関に飾ったりはしておりますし、こういうのも手づくりで一生懸命つくって金魚の宣伝を皆さんしてみえますので、これもまた観光課の方でありましたら、一つ入れていただければありがたいなと思っております。

それから、隣町の蟹江のことをちょっと言わせていただきます。

蟹江さんも観光の拠点として、みちくさ交流センターの「楽人」というところをつくってみえます。それで、私もちょっとこの間、行かせていただきましたら、そこで蟹江のイチジク、弥富にもあるよと私は言いたかったんですが、弥富にも弥富のイチジクというものもありますので、もし観光拠点としてありましたら、そういうものもぜひ、弥富には名産がいっぱいあります。蟹江さんもこんなものをつくってみえます。皆さんいろいろ考えるんですよ。何とか自分のところも見てもらいたいということで、蟹江さんのマークは「かに丸くん」だ

そうです。何かいろいろございます。この「かに丸くん」は高齢者の乗る自動の車にこうやって張ってあります。蟹江さんはこういうふうに、拠点としてはこういうグッズを一生懸命並べて展示してみえます。ですから、来年度から弥富にも観光拠点と観光課というのができるそうですので、弥富にはもっとおいしいイチジクもあるし、お米もあるしということで、並べられないものもあるかもしれませんが、こういうものをつくっていますよということで、PRしていただけたらいいなあと思います。よろしくお願いします。

○議長（伊藤正信君） 伊藤企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤邦夫君） 山口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、金魚の図柄の切手でございますが、この販売につきましては、現在、郵便局の方で計画がされております。この御担当の蟹江弥富郵便局長に確認しましたところ、弥富の金魚を紹介する記念切手シートが10月中旬に発行されるということでございます。なお、この記念切手シートにつきましては、定価が1,200円、80円切手が10枚ということで、案でございますが、このようなものが計画されております。これにつきましては、最寄りの郵便局とか、あと10月に開催されます健康フェスタ、来年の春まつりなど、各種イベント会場で販売も予定されておるということで聞いております。議員の皆様にも御購入いただければ幸いに存じます。

それから、現在、金魚の図柄の便せん、封筒ということで、山口議員からお見せいただいたんですが、現在、観光協会では先ほどおっしゃられましたようなグッズが販売をされておりますが、御質問の便せん、封筒につきましては、既に最寄りの文房具店などでも販売をされておりますので、今のところはそういうものについては考えてはいないということで、観光協会の方から聞いております。ただ、企画政策課の方におきましては、今、蟹江のグッズのPRをしていただいたんですが、私どもも、このようなかばんとかストラップ、こういうものをつくっておりますし、あとこういう子供向けのシールもつくっております。あと、こんなようなクリアファイルを手づくりでつくっておりまして、安価で製作をさせていただいております。このようなものを市長への来訪者とか、あと各種イベントのときに記念品として配付をし、弥富市を全国に向けてPRしたいということで、今後とも頑張っていきますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 山口議員。

○3番（山口敏子君） 心強いいろいろグッズがまだあるということで楽しみに、私たちもどこかへ行っては弥富のPRをしていきたいと思っております。ありがとうございます。

最後に、日光川下流浄化センターを社会見学に入れてはということで、させていただきます。

現在は、弥富市内で工事中の下水道工事業は今年度より供用が開始されました。6月議

会の終了後に、このセンターを見学に行ってまいりました。

このセンターは、浄化されている汚水はまだまだ少ないんですが、浄化され、きれいな水となって名古屋港、伊勢湾へと放流されるまでの工程をしっかりと見ることができました。小さい子供さんが下水道の大切さを知り、環境問題を教材の一つとして取り入れ、自分の使った水がどういうふうになったらきれいになって海に流れるんだろう。そのためにも、お父さん、お母さんたちに下水道を接続してほしいという子供が必要性を何とかしたいと思いますので、これを広げるためにも子供たちに勉強をさせて社会見学に入れたらどうかと。

この事業は、何十年も必要とされます。現在の小学生が大人になるころには下水道が完備されていたら素晴らしいと思いますので、何とか社会見学に入れて、子供たちが下水道の大切さを思うような方向に持っていけたらいいかなあとと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（伊藤正信君） 服部教育課長。

○教育課長（服部忠昭君） それでは、山口議員の日光川下流浄化センターを社会見学にの御質問にお答えします。

現在、小学校では、上下水道につきましては小学校4年生の社会科の「命とくらしをささえる水」という学習計画の中に、下水の行方について学習をしております。市内の多くの学校では、毎年、上水道に関しましては愛西市にあります海部南部水道企業団、あと稲沢市にあります愛知県尾張西部浄水場へ、また下水道に関しましては、稲沢市にあります愛知県下水道科学館や日光川上流浄化センターへの現地見学に出かけて学習を進めております。今後もし引き続き、各小学校の計画に基づきまして学習を進めることになっております。

なお、ことしから供用開始されました日光川下流浄化センターにつきましては市内にございますので、児童にとってもより身近に感ずることのできる見学先の候補地でありますので、各学校には紹介をしていきたいと考えております。

本年度当初に、当施設に白鳥小学校の担当者が下見に出かけましたが、供用開始からまだ時間がございましたので、今年度につきましては見合わせた方がいいというアドバイスを受けました。今年度は計画いたしません、来年度以降は可能になるのではないかと考えております。

また、下水道啓発の一環としまして、各小学校におきましては、ことし9月11日に行われます日光川下流浄化センターで開催される愛知下水道フェア、こちらへの図画とかポスターの作品の応募を行っておりまして、児童に対して下水道についての周知を図っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 山口議員。

○3番（山口敏子君） ありがとうございます。

私たちもこの間行ったときに、弥富もこんな立派な冊子をつくっております。後ろは「き

んちゃん」と「ぶんちゃん」がついております。ですから、これは本当に子供たちでもよくわかるような冊子になっていると思いますので、一日でも一年でも早く本当は見えていただいて、子供たちも弥富にこんなのができているんだということで、稲沢とかそこまで行かなくても、せっかく弥富にあるんだということで先生にもお勧めいただいて、ぜひ社会見学の一貫として、一日でも早く弥富にあるということを周知していただければ、子供たちも、またお母さん、お父さんたちも、ああ、弥富でこんなのがあるんだと、そりゃあつながないかなあというふうに思っていただけることを期待しております。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（伊藤正信君） 次に、堀岡敏喜議員、お願いをします。

○1番（堀岡敏喜君） 皆さん、こんにちは。1番 堀岡敏喜でございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

質問は大きくは2点でございます。

初めに、福祉関連として、うつ病対策についてお伺いをいたします。

日本では今、新たな社会問題が顕在化しております。自殺者は12年連続で年間3万人を超え、その原因のトップは健康問題、中でもうつ病が最多です。しかも、うつ病は年々ふえており、有病者数は推計250万人に上ると言われております。

本年、5月22日の日本精神神経学会など4学会の共同宣言によりますと、うつ病を初めとする精神疾患は、先進諸国では、がんや心臓疾患と並ぶ3大疾患で、その対策は国家政策の最優先課題であり、我が国でもがんに次いで重大な社会的損失をもたらす、国民病というべき疾病であるとされております。

平成21年版の自殺対策白書によりますと、平成20年における我が国の自殺者は3万2,249人であり、その原因は健康問題が64.5%と最も多く、そのうち4割以上をうつ病が占め、総合的なうつ病対策が重要な課題であることが改めて浮き彫りにされました。

今、うつ病による自殺を初め、児童虐待事件、ひとり暮らしの高齢者の孤独死など、これまでの福祉では対応し切れなかった問題が増加し、国民の健康を守る上で深刻な問題となっております。こうした問題に対して、年金、医療、介護など、従来の社会保障の拡充とともに、現代的な課題に対応するための施策の再構築が求められております。

うつ病対策としては、大きく三つの段階に分けることができます。まず予防対策として、知識の周知や相談窓口の設置など、自己管理のための環境整備です。次に、早期発見・早期治療、最後にリハビリや復職支援となります。ただ、現実には、治療に関しては医師は患者1人当たり5分から10分の診療時間しか確保できず、薬を出して診療を終わるケースも多く、心が病んでいる原因はどこにあるのかといった、じっくりと時間をかけた治療がなかなかできないとの話も耳にします。このことから、うつ病の治療はこれまでの薬物療法に加え、認

知行動療法の有効性が注目されております。

公明党では、平成20年に認知行動療法などを盛り込んだ総合うつ対策をまとめ、その実現に取り組んでまいりました。その結果、今年度4月より、診療報酬改定によって認知行動療法に健康保険が適用されることになりました。さらに、今夏からは同療法の実施者を養成する研修も精神神経医療研究センターで開始されており、うつ病対策の一步前進と評価されております。この認知行動療法を希望する人は多く、どこで受診できるのか、今後、ホームページなどを活用して情報公開をし、周知を徹底することが望まれております。

また、うつ病患者に対しては、早期発見・早期治療はもちろん、症状に応じて医師、精神保健福祉士、薬剤師、看護師、心理士など、数多くの専門職が知恵を出し合って対応することが必要です。よって、職場復帰への支援や、病院に行けず悩んでいる人が早期に相談・受診できる仕組みづくりなど、医療機関や職場、県、近隣市町村などの連携のもと、取り組みを進めていく必要があると思います。

また、うつ病が原因の一つでもある深刻な問題がひきこもりです。

本年7月に発表された内閣府のひきこもりの実態調査によりますと、全国の15歳から39歳のうち、自宅に閉じこもってほとんど外出しない人は、推計で69万6,000人に達することがわかりました。職場でのトラブルや、病気などが原因でひきこもりとなるケースも多く、年齢的には半数近くを30代が占め、今後もさらにふえる可能性があるとして分析をしております。

折からの不況、政治不安、社会全体にストレスが蔓延し、本人を初め、その御家族までが苦しんでおられます。本来、さまざまな能力、可能性を持ちながら社会でそれが発揮できないことは、弥富市にとっても、日本にとっても大きな人材の財産損失になるのではないのでしょうか。

最初の質問でございますが、弥富市においては、うつ病やひきこもりなど、実態を把握しているのかどうか、また、この問題をどう認識しておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 渡辺健康推進課長。

○健康推進課長（渡辺安彦君） 堀岡議員の質問にお答えします。

うつ病の有病者数につきましては、厚生労働省の資料により、最近10年間で2.4倍に急増し、100万人を超えたとしております。議員の資料では250万人となっているようで、このように有病者数を掌握するということは非常に困難な状況であります。

そんな中、当市の有病者数につきましては掌握できておりませんが、自立支援医療を受けている方のうち、精神通院医療の中のうつ病で受給されている方が240名ほどお見えになります。

厚生労働省では「自殺・うつ病対策プロジェクトチーム」を立ち上げ検討しておりますが、

企業や事業所が実施する健康診断に精神疾患を盛り込む方針を固め、2011年からの実施を目指しております。うつ病の気づきは、初対面の面談ではなかなかわかりにくいのが現状です。家族や同僚、また上司など周囲の方の気づきとかかわり合いが大切であります。また、健康診断でうつ病が疑われた方へのアフターケアや健診機関、事業所が連携をし、プライバシーに配慮した情報の共有や適切な措置をとることが重要であります。

市としましては、「支えあおう心といのち」と題した「自殺対策リーフレット」をちょうど今月、広報9月号配付時に全戸配付させていただいたところであります。これがそのリーフレットで、議員のお宅にも届いているかと思いますが、この中で「知る・気づく・防ぐ・支える」この4項目に分けて説明をしております。また、末尾に相談機関等として、当市健康推進課初め、相談窓口を掲載させていただきました。このようなリーフレットでもちましてうつ病から自殺に至らないというようなことを啓発させていただいたところであります。

次に、「ひきこもり」についてでございますが、厚生労働省の定義によれば、「6ヵ月以上自宅に引きこもって、会社や学校に行かず、家族以外との親密な対人関係がない状態」をいいます。「ひきこもり」は、何らかの理由で周囲の環境に対応できにくくなったときに引きこもることがあり、10代から20代の青年層だけでなく、30代以上で10年間以上にわたって社会経済活動を行っていない方たちがふえている傾向があるようです。大半のひきこもりは、あらゆる事柄に対して無関心なわけではなく、社会的評価に関与しない遊びや他者との直接的な人間関係を必要としないゲーム・インターネットなどを楽しもうとする傾向があります。また、多くのうつ病など気分障害とは異なる心理社会的ストレスや精神発達上の問題がひきこもりの背景にあると考えられております。

弥富市の現状としましては、非常にメンタルな問題であり、把握するのは非常に困難、難しい状況があります。

ひきこもりの相談があった場合には、聞き取りや各機関からの情報を収集し、児童障害者相談センター等と検討をし、活動の実施をしております。経過は毎月の実務者会議において報告をし、情報の共有化を図るなど、支援に努めております。

また、津島保健所におきましては、メンタルヘルス相談の中で、心の悩みや、ひきこもりなどについて相談を受けており、相談することでアドバイスが得られたり、勇気づけられたりすることもありますので、毎年、各世帯に配付させていただいております保健所だよりにより周知を図っております。

市の取り組みとしましては、保健師による相談支援を行っております。

次に、認知行動療法ということでございますが、海南病院に過去に照会したことがありますが、海南病院ではこれは行っていないという回答でした。また、同病院の精神科におきまして、よほど大きな病院でないとこの療法はやっていないだろうというようなことで、現段

階で実施している病院の紹介等難しいと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） 今の御答弁にあったとおり、特に認知行動療法につきましては、私もそれが公費で保険の適用になったということを新聞等報道で知りまして、実際に相談を受けたその方に教えてあげるわけなんですけれども、実際にそれをやっている病院というのが本当になくて、またインターネットを駆使しても出てこない。実際に、精神科を療法を行っている病院に1本1本電話しないと、保険対応してますかといったことをしないと、なかなか見つからないんです。そういったことを実際の患者さんはできないんですよ。ですので、今後その認知行動療法の研修医師ですね、研修を受けた医師がその療法を病院で患者さんに施行していく、その研修を広げていく段階というのもあります。

現在、全国に各県に1軒くらいは平均的にはあるそうです。私が知人からお聞きしたのは、犬山の精神科の病院がその認知行動療法を保険適用のものをやっているそうです。これはちょっと保険課の方で確認をしていただいて、愛知県で、この近隣で治療を受けたい方、もちろん殺到してしまうこともあるんですけれども、まだ私の方に相談をされた方はいいんですよ。ただ、今課長がおっしゃったように御家族が気づくか職場で気づくか、本当にこれは大変な問題でして、夜はいいけれども昼間になったら全然だめとか、そういう方もいらっしゃいます。私も相談を受けた方は、本当にもう3時間くらい電話でお話をしっ放しで、最後にはすっとうしまったということでお切りになられたんですけれども、そこまで病んでおられる。その病んでおられる原因が今の社会不安であったり、いろんな原因がもとなっているということは私たちも見過ごすことはできないと思いますので、今課長が前向きな、市としても前向きな取り組みをされているということで、私も大きく期待をいたしますので、特に病院の御紹介、またもう一つの問題が精神科というのは、特に入院を要すると言われた場合に保険がきかないために、たかだか1週間、2週間でも10万、20万という医療費がかかってしまうということがあります。高額医療の還付というのもありますけれども、これは保険適用でないといいただけない。それ以外ですと高額医療控除というのが税金の方ではあるんだそうですけれども、これは市役所でも管轄が違って教えていただけなかったと相談された方がおっしゃっていましたので、行政サービスですので、その方が相談されたときには、お金が大変だからこちらに行かれたらどうか、そういうことも今後はありますので、ぜひ考慮していただいて対応していただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

猛暑の中、大阪市で、母親のネグレクトにより置き去りにされ、水や食べ物を与えられずに3歳と1歳の兄弟が亡くなるなど、目を覆いたくなるような痛ましい事件が続発しております。親による子供への児童虐待は歯どめがかからないばかりか、虐待がエスカレートし死

亡する事例もふえており、事態は極めて深刻であります。育ち盛りの子供が両親に見放され、命をそぎ落とされる、そのむごい様子を思うだけで胸が苦しくなります。厚生労働省の報告では、全国の児童相談所が対応した児童虐待件数は、統計をとり始めた1990年度から18年連続でふえ続け、2008年度は前年度比2,025件増の4万2,664件に上ります。これは10年前の1998年度に比べますと6.2倍で、児童虐待防止法が施行された2000年度と比べても2.4倍になります。また、警察庁が昨年に事件として扱った児童虐待は過去最多の335件に上り、28人の子供が命を奪われました。犠牲者は前年より17人減ってはいますが、現状はとても座視できません。把握件数が増加する一方で犠牲者が減っているのは、2000年に児童虐待防止法が成立したことで児童虐待への国民への認識が深まり、通報がふえたことなど、最悪の事態に至る前に発見する事例がふえたと見ることもできます。

2008年4月に改正児童虐待防止法が施行され、児童相談所の家庭への立ち入り権限が強化されました。警察官の同行も以前よりは求めやすくなっています。しかし、経済苦や不安定な就労、ひとり親家庭、夫婦間の不和、望まぬ妊娠、育児疲れ、さまざまな要因が浮かび、そこに共通するのは孤立であります。職を失い、借金を抱え、生活費や居住費に事欠いても、かつては親族や友人が頼りになりました。しかし、地縁血縁という見えない安全網がほころび、相談したり救いを求めたりする場は乏しく、解消されない苦しみや焦りを抵抗できない子供たちに向かわせる、そんな姿が浮かび上がります。また、このところ相次いで発覚した事件は、虐待を防ぐための連携体制がいまだ不十分であることを浮き彫りにしているのではないのでしょうか。

本年3月3日、奈良県桜井市で、5歳の男の子が親から十分に食事を与えられずに亡くなり、両親が逮捕されました。男の子の体重は6キロ、5歳です。これは1歳児の平均にも満たない体重です。体はやせ細り、紙おむつをつけて寝かされていたそうです。この桜井市の事件では、亡くなった男の子は生後10ヵ月のときを最後に乳幼児健診を受けていなかったそうです。市役所の健診担当課は電話などで両親に受診を促しましたが、それ以上は立ち入らず、虐待の担当課にも連絡をしていませんでした。

1月末の東京江戸川区で7歳の男児が親から暴行を受けた末に死亡した事件も、区の子供家庭支援センターからは小学校への情報が提供された後はほとんど連絡がなく、学校だけの判断で状況を軽視していました。

厚生労働省がつくった専門家の検証委員会によりますと、虐待死事例の6割近くは関係機関と何らかの接点があったとされており、情報が迅速に共有され、有効に対処できていれば、救えた命は多いはずです。大事な子供たちを児童虐待から救える手はずはなかったのでしょうか。自治体や児童相談所がもう一步踏み出す手だてはないのでしょうか。近所の人たちの知らせをもっと生かせないのでしょうか。

アメリカの小児科医で虐待対応の礎をつくったヘンリー・ケンプは、虐待であるにもかかわらず、判断を誤って保護せず命を落としてしまった子供に謝罪するくらいなら、虐待ではないのに間違っただけで子供を保護したときに親に謝罪の方がまだいいと言ったそうです。子供の虐待は、直接の加害者である親の責任にとどまりません。子供の命にかかわる重大な人権侵害であり、救えなかったことはその社会に責任があります。今こそその責任を果たすため、国と地方を上げて総力を結集するべきであると考えます。

何よりも最優先されるべきことは、今虐待を受けている子供を一刻も早く救い出すことです。あります。必死に発信しているＳＯＳに気づいてあげることです。弥富市におきましては、一人の被害者も出さない、加害者も出さないためにどう取り組むべきでしょうか。

虐待を見抜く主なチェック項目として上げられているものをまとめますと、子供の様子からは、保護者を怖がっている、緊張が高い、体重・身長が年相応ではない、無表情である、凍りついた凝視が見られる、保護者と視線を合わさない、言動が乱暴などで、次に保護者の様子からは、子供の外傷や状況の説明につじつまが合わない、調査に対して著しく拒否的、死にたい・心中したいなどと言う、泣いてもあやさない、絶え間なく子供をしかる、ののしるなどが上げられております。また、生活環境からは、家庭内が著しく乱れ不衛生、不自然な転居歴がある、家庭内の不和、対立がある、経済状態が著しく不安定等であります。これらのチェック項目を網羅し、虐待から子供を救うには、今まで以上に行政や警察、乳幼児健診を含めた医療機関、幼稚園、保育園、小学校、地域自治会、民生児童委員など、連携体制の強化が必要です。弥富市としての認識と今後の取り組みについてお聞かせをください。

○議長（伊藤正信君） 鯖戸児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） 答弁をさせていただきます。今、話を伺っておりまして、私自身も同感の気持ちでありますし、そうした緊張感の毎日が続いているところでございます。そこで弥富市の取り組みの状況を報告させていただきます。

弥富市では、要保護児童対策地域協議会を設置し、平成18年の12月に設置しております。海部児童・障害者相談センター、旧の児童相談所というところです。それから蟹江警察署、津島保健所、名古屋法務局津島支局、弥富市の民生児童委員会及び弥富市の関係課 -健康推進課とか教育課とか私たちの児童課が担当でございます- をメンバーに、虐待や育児放棄、いわゆるネグレクトの可能性のある情報を得た場合、速やかに関係機関で情報を共有しながら、児童を保護していくための仕組みをつくっています。そうした中で、日ごろから要保護を必要とする件につきましては、月に1回実務者会議を開き、その後の情報を共有しながら協力体制を保っているところでございます。

過日の8月24日には、その関係団体の代表者に出席をいただき代表者会議を開き、それぞれの立場からお話を伺い連携を深めたところです。そうした中でも大阪の事件なども話題に

しておりました。

虐待や育児放棄は一刻を争うものです。そのようなおそれのある情報があった場合は、48時間以内に目視確認、いわゆる目であそこの家のところまで行って、目で確認することに努めていると。実際、私どもの仕事の現場を見ていますと、職員は児童・障害者相談センターの職員などと連絡を取り合いながら、たとえ夜でも現地まで出かけて目視確認に行くと、そういうようなこともやっております。

そして何よりも虐待や育児放棄は、民生児童委員を初めとする近所の方からの通報により情報を得ることが重要だと考えております。「ひょっとしたら」という段階から情報提供をいただくことが未然に事態に対応していく第一歩と考えております。ちょっと近所のことだから言うのが恥ずかしいなとか、そういうことを思うことなく、何かあれば知らせていただきたいという気持ちでおります。そのためにも市民の皆様と行政との信頼関係を築き、今後とも対応していくというところでございます。

- 議長（伊藤正信君） 堀岡議員。
- 1番（堀岡敏喜君） 今御答弁いただきまして、今現在、弥富市、どこでというのはいいんですけれども、虐待の報告があったという実態とかはございますか。
- 議長（伊藤正信君） 鯖戸児童課長。
- 児童課長（鯖戸善弘君） そうした情報につきましては、例えばですが、健診のときに子供の体からあざがあったとか、あるいは保育所などでやっぱり子供を見ていたらあざがあったとかというようなことで報告をいただいたりして、そういうのを要保護児童の中で関係機関と相談しながらやっているというところでございます。

虐待だけではないですが、そうしたおそれのあるということでの情報を上げるケースは、年々正直なところふえてきておりまして、22年の7月末現在では19件、その中には兄弟が対象になっていたりすると、例えば家族の中でも2人いれば2件という件数で数えていきます。そういう形で把握をしながら見守ったり、連携をとっているという状況でございます。

- 議長（伊藤正信君） 堀岡議員。
- 1番（堀岡敏喜君） ありがとうございます。ないことを祈ったのですけれども、やはり全国的なそういう傾向から、弥富市でも19件の報告があったと。これは未然に防げたということですね。ありがとうございます。

本当に、この原稿をつくる上でもいろんな記事を読ませていただく中で、私もまだ小学校の子供がおりますが、本当に信じられないです。

ただ、親も病んでいるという部分もあります。本当にその加害者も被害者も出さないためには、本当に周りの目というのが光らないといけないな、また今の世の中、どうしても近所づき合いが希薄化している。特に若い方がなかなか近所となじめないという現実があります

ので、弥富市はまだ自治会がしっかりされているということもありますので、そういったこともまた行政だけで片づけてしまう、ここでやってしまう、もちろん今の課長の心意気がうれしいのではございますが、本当に弥富市上げて、そういうことは出さないんだという決意で連携をとって、今後ともよろしくまたお願いいたします。

それでは次の質問に移らせていただきます。

本年7月、東京都足立区で起きた事件、生きておられれば111歳であったとされる男性が白骨化した状態で発見をされました。この事件を発端に、全国で相次いで明るみに出た高齢者の所在不明問題、8月11日現在で100歳以上の所在不明の高齢者は190人に達し、今や300人に迫ろうとしており、大きな社会問題となっております。三重県の鈴鹿市では、全国に先駆け100歳未満の所在調査に乗り出しました。また、近隣の津島市は、厚生労働省の指示は100歳以上だが、自治体の責任として命の確認を進めたいとし、後期高齢者医療制度の対象となる75歳以上の4,946人の確認作業に入っております。まずは率直にお伺いいたしますが、弥富市におきまして高齢者所在確認業務の実態と、実際に所在不明のような事実があるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） 失礼いたします。堀岡議員の御質問にお答えいたしますが、弥富市におきましても、毎年9月の敬老週間にあわせまして、市長の方が数えて100歳以上の高齢者の方のお宅を訪問したり、また施設に入所してみえる方も見えますので、そういった方をすべて訪問させていただいて、お祝いの品を以前からお配りして長寿をお祝いしてございます。

それで、本年度も対象者の方、19名お見えですけれども、国からの指示が来る前に介護保険のサービス利用状況等確認させていただいて、すべて所在は確認済みでございますので御報告させていただきます。

それと、堀岡議員の方より100歳以下の方の把握についての御質問でございますが、これにつきましても、毎年6月に民生委員さんの御協力のもと、担当地区のひとり暮らし、65歳以上の方の家を訪問していただいております。それによりますと、住民票はそのまま他市町へ転居してみえる方もございますし、また二世帯住宅であったり、同じ敷地内に別棟を建てられたり、そういった例もございますけれども、そういった訪問活動をしていただいて、所在はすべて確認済みということで御報告させていただきます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） ありがとうございます。

大変安心をいたしました。原稿の続きを読ませていただきます。

見逃せないのは、ひとり暮らしの高齢者の数がふえ続けているという事実であります。地

域社会とのつながりが希薄になる中、単身世帯の6割が孤独死を身近に感じ、不安を覚えています。高齢者の孤立化を防ぐ地域住民の見守り活動など、各自治体が地域福祉の方針を定めた地域福祉計画について、ことし3月末までに策定済みの市区町村は1,750団体のうち850で、48.5%にとどまっております。38.5%に当たる626の市区町村では、策定のめどが立っておりません。地域福祉計画は、社会福祉法に基づき、2003年度以降に高齢者や障害者らへの福祉サービスについて自治体ごとに策定することが義務づけられております。弥富市の現状はどうでしょうか、お伺いをいたします。

- 議長（伊藤正信君） 平野民生部長。
- 民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

地域福祉計画とは、だれもが住みなれた地域で安心して福祉サービスを利用し、地域の支え合いの中で、尊厳を持って、社会参加なども含めた自分らしい自立した生活が送れるような地域社会をつくるための計画でございます。平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項であります。市町村が住民、社会福祉事業者等の参加を得て、行政と一体となって取り組むことを求めています。

この計画は各自治体が主体的に取り組むこととなっております。現在、児童課では、「子供の未来をはぐくむまち・弥富」を基本理念とした次世代育成支援地域行動計画後期計画を、福祉課におきましては、「認め合い、支え合い、すべての住民が生き生きと生涯を送れるまち・弥富」の実現を基本理念とした障害者計画・第2期弥富市障害福祉計画を、また介護高齢課におきましては、「老いても健康、介護になっても安心できるまちづくり」を基本理念とした第4期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定し、事業を進めているところでございます。地域福祉計画につきましては、来年度新たに策定いたします障害者計画・高齢者福祉計画の中で、地域福祉計画の内容を盛り込んだ計画を策定し、その後必要に応じて地域福祉計画の策定の検討をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

- 議長（伊藤正信君） 堀岡議員。
- 1番（堀岡敏喜君） 御答弁いただきました。名前は違うけれども、各課でやっているという答弁でよかったですね。

ただ、各自治会で、私も地元の防災会の一構成員ですけれども、例えば独居老人の方の見守りをしたい、見回りをしたいといったときに、どうしても役所に行って、介護高齢課のところへ行って、独居老人の方どんな方がいらっしゃいますかと聞いたときに、どうしても個人情報保護法という一つの壁がありまして、教えていただけないということになります。ですけれども、弥富の中ではそういう不明の御老人、御高齢の方はいらっしゃらないと、そういう問題は起こってないということですので、やっぱり自治会がみずからそういう取り組みをしていこうというときに、自治会に任せるのではなくて、今その地域福祉計画、民生

部長の御答弁をいただきましたけれども、地域の方とくっついてやった方が絶対確かな情報も得られるという部分もありますので、どうかそういうときには自治会の方にもこたえていただきたいと思いますし、年に一遍は区長さんではなくて、町内会長さん、補助委員さんを通して自治会の方に全員こういうことをやっているんだと、ですから住民の方もぜひ協力してくださいといった周知をしていただきたいと思います。

続きを読ませていただきます。

弥富市は今、御質問したものに関しては私の想像どおりですね、しっかりやっていただいておりますので、今から読むところに関してはちょっと耳の痛い部分になるかもしれませんが、お願いいたします。

元東京都の副知事で明治大学大学院の青山やすし教授は、この問題を通し、市区町村と住民の距離が遠くなっていると指摘をしております。その理由は、地方分権、地方主権の名の下に、自治体の仕事はふえてはいるが、それに携わる職員の数が増えているわけではない。市町村の合併により自治体の規模は大きくはなったが、行政改革によって職員数はむしろ減っている。必然的に市区町村と住民の距離は遠くなっている。今回の事件の背景にはそういう実態があると述べられております。では、どうすればよいのでしょうか。青山教授は町内会や自治会、商店街、さらにはマンションの管理組合など地域コミュニティの自治権を強化することと提案をされております。私も同感であります。

8月19日の中日新聞の社説で、大分県のある144世帯の小さな集落での取り組みが紹介されておりました。黄色い旗運動といって、朝起きたら黄色い旗を玄関先に掲げ、夕方には家の中にしまう。旗がかかってないと、近隣の人が訪問して「どげんかしたかえ」と安否を確認する。弥富でやれというわけではないですけれども、65歳以上の高齢化率は約45%に上ることから、安心できる地域にしたいという願いから始まったそうです。悪質な訪問販売などの標的にならないように、65歳以下であっても黄色い旗を立てる。全員で立てると、夜になったらしまうと。ひとり暮らしのお年寄りの家だけに限らず、全世帯が取り組んでいるそうです。また、興味深いのは、高齢者の見守りは実は建前で、地域での会話をふやすのが本当の目的ということです。行政や民生委員さんだけでは地域の高齢者を見守っていくには限界があります。真に安心できる地域にするためには、顔が見え、会話ができる関係づくりが大切です。児童虐待の問題もそうですが、弥富市民が問題意識を共有し、迷いなく取り組めるよう、市にはしっかりとした計画を立てていただくことを強く要望して、次の質問に移らせていただきます。

次は、弥富市における青少年健全育成について伺いをいたします。

現行学習指導要綱の生きる力をはぐくむことという理念は、新しい学習指導要綱に引き継がれます。基礎基本を確実に身につけ、いかに社会が変革しようと、みずから課題を見つけ、

主体的に判断をし、行動をし、よりよく問題を解決する資質・能力、みずから律しつつ他人とも協調をし、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など生きる力をはぐくむという理念を実現するために、公教育の改革は当然として、社会全体の教育力の再生を目指す、いわば教育のための社会を訴えるものです。教育のための社会とは、人間にとって教育はどういう意味を持つのかという根源的な問いに基づく理念でもあります。

その一方、いじめ、不登校、学級崩壊、少年犯罪など子供をめぐる問題が依然として暗い影を落としております。そうした中、総務省、文部科学省、農林水産省は3省が連携をして、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などをはぐくみ、力強い子供の成長を支える教育活動として、小学校における農山漁村での長期宿泊体験活動を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」を全国の小学校に推進をしております。また、8月10日のNHK「おはよう日本」では、中学生とノーベル賞受賞者などトップ科学者との合宿講義が放映されておりましたが、これは全国の中学生代表と9日間の合宿、すさまじい刺激だと思います。現在、急速にこうした試みが実施をされ、それに賛同し、協力する機運が各界で高まっております。

とにかく、今の日本は人づくりをしなければいけません。若者を育てなければなりません。未来の日本を担うしっかりした若者を育てること以外にありません。1に教育、2に教育、3に教育、トップリーダーを育てて、すそ野を広げることが大事であります。スポーツ界でも浅田真央さんやイチロー選手の活躍に象徴されるように、リーダーが育つとすそ野が広がります。すそ野が広がるとリーダーが生まれます。これまでの画一的な日本の教育、内向きな学校内の成績を比べる教育では日本の未来はありません。変えなければならない、こうした意欲を持つ大人たちがこの夏、懸命に動き始めております。

その背景は明らかであります。今春、アメリカハーバード大学の日本人入学者はわずか1名という衝撃的なニュースが伝えられました。留学生は日本では今、韓国の4分の1、中国の10分の1であります。それどころか、商社でも海外赴任を断る人が続出しています。若者の海外旅行も激減をしております。車を持たない、あまり飲酒しない、無理はしない、巣ごもり、内向きの若者へ急傾斜が日本でも始まっております。しかも就職できない、暑い中一生懸命就職活動している。苦悩する静かなまじめな若者たち、応援が必要です。

現在、青少年の翼事業というのをやっている自治体がふえてまいりました。これは、高校生などが留学やホームステイなどで国際的な視野を持った地域社会に貢献する青年リーダーを育成することを目的にしている事業であります。弥富市においても小学校から英語教育を取り入れておりますが、本当の意味でそれを生かしていくため、また世界の中の日本という視野を持った青年を育てていくためには、こういう事業も取り入れていくべきではないでしょうか。弥富市の総合計画の青少年健全育成の項には、青少年の体験、交流活動、社会活動

の促進、国際交流の推進とあります。子供や若者をめぐってこうした構造変化が起きている以上、各自治体レベルでも若者支援への政策をまちづくりの根幹にするべきだと考えます。

最後の質問でございますが、弥富市における青少年健全育成の基本的な考え方、青少年海外体験、海外留学の支援策について、また農山漁村体験プロジェクトのような自然体験学習の拡充など、今後の取り組みについて伺いをいたします。

○議長（伊藤正信君） 山田教育部長。

○教育部長（山田英夫君） それではお答えいたします。

青少年の弥富市の育成の基本的な考え方ということでございますが、あすの弥富市の担い手として、青少年が心身ともに健やかに育成されるよう健全育成活動を積極的に推進するよう取り組んでいるところでございます。近年、議員もおっしゃいましたように、少子高齢化・核家族化等による家庭環境の変化により、子供同士の触れ合い、それから親子の触れ合いなど、青少年の意識や行動に大きな影響を与えておるということで、青少年の問題行動・非行の低年齢化・ひきこもりの要因などにもなっております。

本市におきましては、ちょっと古いですが昭和30年に青少年問題協議会条例が制定をされております。青少年の指導、育成、保護に関する事項を調査・審議することとなっておりますところでございます。この条例制定を踏まえまして、昭和49年に青少年健全育成推進協議会が設置され、青少年の健全育成活動を推進するための活動を実施してまいったところでございます。昭和50年当初ごろまでは、愛知県と連携しまして自動販売機による有害図書等の収納を禁止するなどの対応をしていたことも、そういった事実もございました。現在では、青少年健全育成大会と称して各種の講演会、中学生の意見発表会、それから街頭指導を実施しているところでございます。

しかしながら、時代の変遷とともに青少年の意識や考え方が変化してきているところもございます。新しい時代に対応していく必要もございますので、今後は弥富市第1次総合計画の前期行動計画の中で、公募も含めました組織のあり方や見直しも含め、体制の整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから2点目の青少年の海外体験、海外留学の支援ということでございますが、弥富市としては現在は特に実施をしておりません。生涯学習教育活動の一環としまして各種の教室や各種の講座、こういったものを開催いたしまして、青少年のさまざまな体験・交流活動・社会活動等の機会の充実に努めているところでございます。

それから、子供たちの自然体験学習の拡充についてということでございました。これにつきましては、現在、社会教育活動の一環として、自然体験学習につきましては、夏休み期間中にエコキッズ調査隊、これは河川等の自然観察、それから冬には弥富ふるさと調査隊、グループによる市内の学習ということで、ともに小学生の高学年を対象に学習機会を提供し、

グループワークをすることによりまして、お互いの交流を深め、健全育成を図っているところでございます。

また、学校教育の中では、小中学校では毎年１学期に宿泊を伴う形で自然体験学習の場を設けています。野外施設や自然での体験を通して、自然の大切さや規律・集団生活の心を培っているところでございます。さらに、学校内の行事といたしまして、稲作づくり、学校農園での穀物の栽培、ビオトープの活用など、それぞれの学校の特色に応じた取り組みを実施しているところでございます。

したがいまして、現在のところ自然体験学習の拡充は考えてはおりませんが、今後は拡充も含めて見直しをする必要が生じたときには適宜見直しをし、児童生徒の学習力向上に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

○１番（堀岡敏喜君） 先日、市長、また教育部長交えて、議員の有志の皆さんも集まっていたいて、日本獣医師会の先生を迎えて、弥富市内の小中学校でボランティアとして動物に触れ合う触れ合い授業ということを行っている獣医の先生に勉強会をさせていただきました。そこで印象に残ったのは、ウサギの絵をかくわけですけれども、さわった後の絵と、さわる前の絵が違ふと。全然違うわけですね。何事もそうですけれども、今本当に子供さんというのは、どの子供もやろうと思ったことは全部できると、可能性は無限大なんだと。それを閉ざすのは何か。大人の固定観念であり、偏見であり、危険だからとか、危ないからとか、経験値で子供の育成を阻んでしまうということがあります。本当に子供がしたいと思ったことが正しいことであれば、それを応援してあげるような社会をつくるのが大事ですし、行政としても応援することができるのであれば、先ほどの海外研修なんかは、地方ではやっているところは先ほども紹介したとおりあるということでございますので、今後はぜひ検討していただいて、弥富発世界に羽ばたくスターを、また学者を、いろんな人が出る可能性が秘めていると思いますので、その辺も踏まえましてぜひ考えていただければなと思います。

切にお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（伊藤正信君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をします。御苦労さんでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後２時15分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊 藤 正 信

同 議員 山 口 敏 子

同 議員 小坂井 実

平成22年 9 月 9 日

午前10時00分開議

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

1 番 堀 岡 敏 喜  
3 番 山 口 敏 子  
5 番 佐 藤 高 清  
7 番 武 田 正 樹  
9 番 山 本 芳 照  
11番 安 井 光 子  
13番 渡 邊 昶  
15番 三 浦 義 美  
17番 黒 宮 喜四美

2 番 炭 竈 ふく代  
4 番 小坂井 実  
6 番 佐 藤 博  
8 番 立 松 新 治  
10番 杉 浦 敏  
12番 三 宮 十五郎  
14番 伊 藤 正 信  
16番 中 山 金 一  
18番 大 原 功

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

5 番 佐 藤 高 清

6 番 佐 藤 博

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長 服 部 彰 文  
教 育 長 下 里 博 昭  
民 生 部 長 兼 平 野 雄 二  
福 祉 事 務 所 長  
十 四 山 支 所 長 横 井 昌 明  
教 育 部 長 山 田 英 夫  
総 務 部 次 長 兼 若 山 孝 司  
税 務 課 長  
開 発 部 次 長 兼 石 川 敏 彦  
農 政 課 長  
教 育 部 次 長 兼 水 野 進  
社 会 教 育 課 長  
人 事 秘 書 課 長 村 瀬 美 樹  
防 災 安 全 課 長 伊 藤 久 幸  
市 民 課 長 加 藤 恵 美 子  
健 康 推 進 課 長 渡 辺 安 彦  
介 護 高 齢 課 長 兼 松 川 保 博  
いこいの里所長

副 市 長 大 木 博 雄  
総 務 部 長 伊 藤 敏 之  
開 発 部 長 早 川 誠  
会 計 管 理 者 兼 村 上 勝 美  
会 計 課 長  
総 務 部 次 長 兼 佐 藤 勝 義  
総 務 課 長  
民 生 部 次 長 兼 久 野 一 美  
環 境 課 長  
開 発 部 次 長 兼 三 輪 眞 士  
土 木 課 長  
監 査 委 員 服 部 正 治  
事 務 局 長  
企 画 政 策 課 長 伊 藤 邦 夫  
収 納 課 長 服 部 誠  
保 険 年 金 課 長 越 川 博 文  
福 祉 課 長 前 野 幸 代  
総 合 福 祉 セ ン タ ー 伊 藤 薫  
所 長

|                   |         |         |         |
|-------------------|---------|---------|---------|
| 十四山総合<br>福祉センター所長 | 伊藤 政 洋  | 児 童 課 長 | 鯖 戸 善 弘 |
| 商工労政課長            | 服 部 保 巳 | 都市計画課長  | 竹 川 彰   |
| 下水道課長             | 橋 村 正 則 | 教 育 課 長 | 服 部 忠 昭 |
| 十四山スポーツ<br>センター館長 | 佐 野 隆   | 図 書 館 長 | 伊 藤 秀 泰 |

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |         |     |         |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 佐 藤 忠   | 書 記 | 横 山 和 久 |
| 書 記    | 岩 田 繁 樹 |     |         |

6．議事日程

|       |                                           |
|-------|-------------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名                                |
| 日程第 2 | 議案第48号 弥富市デイサービスセンターの指定管理者の指定について         |
| 日程第 3 | 議案第49号 弥富市南デイサービスセンターの指定管理者の指定について        |
| 日程第 4 | 議案第50号 平成22年度弥富市一般会計補正予算（第 3 号）           |
| 日程第 5 | 議案第51号 平成22年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）     |
| 日程第 6 | 議案第52号 平成22年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）       |
| 日程第 7 | 議案第53号 平成22年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）       |
| 日程第 8 | 議案第54号 平成22年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）    |
| 日程第 9 | 認定第 1 号 平成21年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について         |
| 日程第10 | 認定第 2 号 平成21年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 日程第11 | 認定第 3 号 平成21年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 日程第12 | 認定第 4 号 平成21年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 日程第13 | 認定第 5 号 平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第14 | 認定第 6 号 平成21年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 日程第15 | 認定第 7 号 平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 日程第16 | 認定第 8 号 平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（伊藤正信君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、佐藤高清議員と佐藤博議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第48号 弥富市デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第3 議案第49号 弥富市南デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第4 議案第50号 平成22年度弥富市一般会計補正予算（第3号）

日程第5 議案第51号 平成22年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第6 議案第52号 平成22年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第53号 平成22年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第54号 平成22年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第9 認定第1号 平成21年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第2号 平成21年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第3号 平成21年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第4号 平成21年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第5号 平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第6号 平成21年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第7号 平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第8号 平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（伊藤正信君） この際、日程第2、議案第48号から日程第16、認定第8号まで、以上15件を一括議題とします。

本案15件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず安井光子議員、お願いをいたします。

安井光子議員から質問に係る部分で、参考資料の配付の許可願がありますので、許可をい

たしますので配付をしてください。

配付してありますか。では、安井議員お願いします。

○ 1 1 番（安井光子君） 安井でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告してある 2 項目について質問をさせていただきます。

まず 1 点目、決算書の100ページ、成果報告書の55ページでございます。

給食サービス事業の委託料についての質問です。

総合福祉センターの喫茶室での利用券の件でございます。おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯が対象で、1ヵ月当たり1,000円の利用券が申請により交付され、食事等に使用することができるものでございます。

まず質問の一つ目、この55ページの一覧表によりますと、登録者数は平成19年度で127人、20年度259人、21年度588人にふえてきております。随分ふえてきております。平成21年度588人の地域別、旧弥富地区と鍋田地区、十四山地区に分けていただいて登録者数は何人でしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） 安井議員の方より、この55ページの利用券の登録者数の588名の地区別の内訳でございますが、これにつきましては、弥富地区が558人の方です。鍋田地区が22人、十四山地区が8名の合計588名となっております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○ 1 1 番（安井光子君） これをパーセントであらわしてみますと、弥富地区は95%、鍋田地区は4%、十四山地区は1%になります。旧というのがいいのかわかりませんが、弥富地区は総合福祉センターに近いということもありますが、登録者が随分多くなっております。十四山地区の住民の方から、総合福祉センターでしか利用券が使えないのは不公平ではないか、コミュニティバスの乗り継ぎが不便になって、「往復400円出して200円の利用券でコーヒーをいただきに行くのはできなあ」とか、「弥富市内だったらどこのお年寄りでも公平に扱ってほしいですわ」などの声が寄せられております。

もともと利用券を発行された趣旨は、ひとり暮らしや高齢者のみの方が孤独になって家に引きこもらないように、福祉センターに行っておふろに入ったり、コーヒーを飲んだり、食事をして交流を図れるようにという趣旨で実施されたのではないかと思います。市内の高齢者の方が高齢者福祉の増進のために公平なやり方だと納得していただけるように、いま一度お考えいただけないでしょうか。

それで提案でございますが、市内の一般の喫茶店や飲食店などに一定の条件を決めて登録をしてもらい、そこで利用券を使用できるようにしてはどうでしょうか。高齢者でひとり暮

らしの方などは、「年金が安いので本当に暮らしがえらいわ」「外にできるだけ出んようにして一日じゅうだれとも口をきかないこともある」、こういうふうな声もいただいております。地域のお店で利用券を使ってコーヒーなどを飲むことができれば、自然と足が外に向かうのではないのでしょうか。１週間に１度、１回200円でございますが、一度の楽しみとして引きこもりの予防になり、地域の人たちとおしゃべりをしたり交流ができるのではないのでしょうか。また、ひいては不況で売り上げが落ち込んでいる地域のお店も少しは活性化が図られるのではないかと思います。いかがでしょうか、御見解をお尋ねいたします。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

ただいまの御質問にございましたように、総合福祉センター喫茶室の利用の登録者数でございますが、先ほど御報告させていただいた状況となつてございますけれども、弥富市の総合福祉センターと同様に、おふろなりカラオケの施設があります十四山の総合福祉センター、いこいの里につきましても、それぞれ各施設とも周辺地域の方にたくさん御利用いただいております。

各施設とも、ここ数年におきましても利用者数は定着しておりますので、各施設の設置目的にもございます高齢者等の福祉の増進には十分つながっておるものと考えておりますが、今回御指摘のございました喫茶室の利用券につきましても、所期の目的なり事業効果等を十分に検証いたしまして、今回御指摘をいただいたことも踏まえまして、今後は給食サービスの一つでございます配食サービスの方の充実をも図っていくことがよいのかということも検証してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○１１番（安井光子君） 今言われましたように、総合福祉センターができて高齢者の方々の集う場所というのがつくられ、喫茶室でコーヒーなどをいただくという、それで交流を図ると、それはそれで本当に大きな役割を果たしていただいたと思います。でも、やはり合併が進められ、地域性が長い弥富市になっておりますので、できるだけ高齢者の方に公平にサービスが渡るように、ぜひ私が提案した問題も含めて再度じっくりと御提案をいただきたいと思います。

また、私も福祉センターの中で新たに喫茶室ができないかとか、そういうことも実際現場を見せていただきまして、自分なりに検討も、それから周りの方の御意見も伺ってみたんですが、ちょっとスペース的に無理があるのかなあということも感じております。ぜひ再度御検討をいただきますようによろしくお願いいたします。

では、次の問題に移ります。

決算書の92ページ、成果報告書の53ページ、児童クラブの利用状況と児童館の有効活用に

ついてでございます。

まず一つ目、児童クラブ別の年間延べ利用人数が出されておりますが、これでは各クラブの定員、登録人数、通常または長期休みなどの登録人数、待機児童がいるのかいないのかもわかりません。それで、今後、定員、利用人数等がわかる一覧表にしていきたいと思いますと思いますが、この点いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（伊藤正信君） 鯖戸児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

今、議員が指摘のように、詳細についてはわかりにくいということがありますもんで、そのあたりはやはり議員の皆さんにはきちっと理解ができるように、来年度からは工夫して作成していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） そこで、私は担当課をお願いいたしまして、担当課から御提示いただきました一覧表を皆さんに配っていただきました。その資料に基づいて質問をさせていただきます。

21年度と22年度の定員を見てみますと、22年度は定員が13人ふえて、入所児童は45人ふえております。働く人がふえて、やはり保育所と同じように児童クラブを利用される方もふえています。4月時点で、さくら西クラブは1人定員を超えています。定員いっぱいのところは、弥生、白鳥、十四山東部ですが、待機児童はありませんでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（伊藤正信君） 鯖戸児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） 今お示しさせていただいた表のところでございますが、現在のところだと、東部児童クラブのところでは2名待機をしていただいております。その方については、事情を説明させていただいて御理解いただいております。夏休みについては十四山西部児童クラブを利用するなどして、使えるところはそのように配慮して使っております。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） この中に、市の方で把握しておみえになるのは2人でございますが、市の方へ尋ねられて、満員ですと言われると、そうか、満員なんだから仕方がないかと、隠れた待機者もお見えになると聞いております。

次の問題ですが、夏休みの状況を見てみますと、さくら西は7人、白鳥は1人定員を超えています。他の児童クラブ、学区外へ行っている子供さんはどこからどこへ何人行っておみえになりますでしょうか、お尋ねします。

○議長（伊藤正信君） 鯖戸児童課長。

- 児童課長（鯖戸善弘君） 今の答弁をさせていただきます。

夏休みに限って、夏休みですと直接家から児童クラブへ行けるということでもんで、そうした中で、まずさくら小学校区から大藤児童クラブには1名行っていたいております。それから、さくら小学校区から十四山西部児童クラブには3名、十四山東部小学校区から十四山西部児童クラブには8名、弥生小学校区から十四山西部児童クラブに1名、それから弥生小学校区からさくら児童クラブの方に1名、合計14名の方がそのような形で利用していただいております。以上です。

- 議長（伊藤正信君） 安井議員。

- 11番（安井光子君） 以上の状況から考えますと、平常・通常でも満員、または定員オーバーをしているさくら西、白鳥、十四山東部については定員をふやすゆとりはないのでしょうか。できれば詰め込みではなく、希望者全員が入れるようにしていただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

- 議長（伊藤正信君） 鯖戸児童課長。

- 児童課長（鯖戸善弘君） 私どもも3月の時点で受け付けをするところで、本当に想定以上の増員になりまして、そうした中で再度利用できる面積などをはかりながら、弥生児童クラブにおいては10名拡大して、それから白鳥児童クラブにおいては2名、十四山東部児童クラブにおいて1名拡大して努力はしてきたところでございます。

そうした中で、学校の余剰教室が使えるかどうかということも検討もさせていただいたりしながら、ちょっと現状では難しいというところもありましたもんで、今のように進んでおりますが、今後働き方が変わる中で、児童がふえてきている状況ですもんで、国の方で今度子育ての総合的な進め方もあるので、そのあたりも見ながら今後の課題とさせていただきたいと考えております。以上です。

- 議長（伊藤正信君） 安井議員。

- 11番（安井光子君） 弥生児童クラブも定員いっぱいのようにございますが、弥生は一番定員が多いんですね。60名、通常でも夏休みでも60人定員いっぱいでございます。今新築中の弥生児童クラブは、定員は何名になるのでしょうか、お尋ねをいたします。

- 議長（伊藤正信君） 鯖戸児童課長。

- 児童課長（鯖戸善弘君） 現在のところ70名の定員で考えております。以上です。

- 議長（伊藤正信君） 安井議員。

- 11番（安井光子君） 私は、子供さんたちの夏休みに東部児童クラブをお訪ねいたしました。子供たちは部屋の中でトランプをしたりお手玉をしたり、折り紙、お絵かきなどで遊んでおられました。部屋の持ち物入れとか、本棚、テーブルなど、以前と比べるときちんと整備がされ、市の方の御尽力でこのようなことが進められているということをつくづく感じま

した。

それで、次の問題でございます。

児童クラブを利用できない子供たち、児童クラブの待機児童は、先ほどのお話で2名お見えになるということでございましたが、小学校4年生以上は児童クラブに入ることができません。そういう方のお話を伺いました。

母子家庭の方は、「私が働かないと食べていけない。4年生から児童クラブに行けないので、帰ってきて1人でお留守番をせよというのは本当に心配です。働いていても気が気ではありません。家にかぎをかけて、だれか来ても絶対にあけてはいかんよ、外へ出てはいかんよと強く朝子供に言い聞かせて仕事に行くんですよ。直接児童館に行けたら本当に安心ですよ。ほかの学区でもぜひ進めてほしい」、こういう声をいただいております。ほかの方の声も同じようなことをお聞きしております。それで、今年度、学校から直接児童館へ行けるように、市の方の御尽力で取り計らっていただきまして、まず栄南小学校から始めるということで始められました。その状況はどのようになっていますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（伊藤正信君） 鯖戸児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） 答弁させていただきます。

学校から直接児童館へ行くことを、栄南小学校から栄南児童館へ試行しておるところでございますが、そのときの議会の議論では、エリアが広いと家に帰ってから児童館まで出かけるのは大変なので、何とか直接児童館へ行くことができないだろうかという要望により試行したところでございます。そうした中での現状を説明させていただきます。

まず、4月下旬より学校を通して本事業の内容を御案内いたしました。希望者には申請書と利用予定表を提出していただき、その情報を学校と児童館とで共有しながら児童の安全な受け渡しをしているところでございます。当初の申し込み者は8名でした。そのうち、9月から1名辞退となりましたが、9月からまた2名の申請が出てきまして、現在では合計9名でございます。利用者のエリアを見ますと、東末広、西末広、鍋田、駒野、稲荷、中原町の児童が利用しています。学年では1年生3名、3年生3名、4年生3名というところで、理由としましては、水曜日の下校に一緒に帰る児童がいないとか、弟や妹が学童クラブにいるとか、あるいは今まで児童館に来ていたので来たいというような理由でございます。

それからまた、議員が児童クラブを利用できない子供たち、いわゆる小学校4年生以上を指して学校から直接児童館へ行ける仕組みをとということでございますが、今のところ児童クラブが利用できないので、児童館を利用したいということは、ちょっと児童館に聞いたところは直接的には声は伺っていないのが現状でございます。

以上、その取り組みについての内容を報告させていただきました。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 今、栄南学区の状況を御説明いただきましたが、小学校1年生とか3年生の方も御利用はされているわけでございますよね。4年生の方ももちろんでございますが、だから、一番初めに私が提案しました直接学校から児童クラブへ行けるようにという一番初めの趣旨といいますのは、もちろん広域であるから、うちへ帰ってから児童館へ行くのが大変困難というか、もうくたびれてしまっ行って行けないということもありますが、一番の発端は、4年生になって親も働いて夕方まで帰ってこない、本当に今具体的な声をお話しましたが、「うちに1人で置いておくのは本当に心配なんです、何とかならないでしょうか」、そういうお母さんの声を何人かお聞きしました。そういう声を取り上げて、こういういい方法がないものだろうかと提案させていただいたのでございます。

以前、トワイライトスクールを弥富市でも立ち上げてはどうでしょうか、学校の空き教室を利用してトワイライトスクールはどうでしょうかという御提案もあったんですが、市の方は、弥富市は児童館が充実しているので児童館を利用させていただきたい、こういうふうな御答弁がございました。だから、児童館に行けない待機児童の方、それから4年生以上の方でも、今本当に働くお母さんにとっては、うちで1人とか長時間子供を置いておくのは、時間も長いですし、本当に心配なことでございます。安全面で、もし何かあったらどうしようとか、命の危険ということも考えられますので、今の時代は穏やかな田舎だから大丈夫とかそういうことではないですので、ただ学校からおうちまで遠いという方の問題ももちろんありますが、家が案外込んでいるところでも、やっぱり親は大変な御心配をしておられます。だから、一度栄南学区だけではなくて次の学区にも広げて、次々広げていっていただきたい、私はぜひそれについて検討をいただきたいと思います。

市の方でも、子供たちの安全・安心を守るために実施していただいていることでございますので、ぜひ弥富市のほかの区域にも広げていただきたいと思いますが、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（伊藤正信君） 鯖戸児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） 答弁させていただきます。

今話を伺いながら、時代のいろいろ状況の中から子供を取り巻く環境の大変なことは重々わかるところでございます。いずれにしても、栄南児童館の今回のことにつきまして、現状しばらく見守りながら、今提案していただいたことも慎重に考えながら、ただ幾つかの児童館におきましては、利用者が広さの割合に多くて、殺到したりすると受け入れ体制そのものが崩れるというようなこともあったりしますもんで、そういうことも踏まえながら慎重に今回の試行を検討していきたいとそのように考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

- 1 1 番（安井光子君） 子供たちの安全を守らないといけないという課題は待ったなしでございます。慎重に御検討いただくのも結構でございますが、ぜひ一日も早く御検討いただきまして、子供たちの安全・安心を守るために実施に踏み切っていただきたいと思います。

これをもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

- 議長（伊藤正信君） 次に、三宮十五郎議員お願いします。

- 1 2 番（三宮十五郎君） 決算関係で市長及び担当者の皆さんにお尋ねをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

23日付で、健全化判断比率報告書というなかなか見ても中身がよくわからない資料が配られたんですが、弥富市が合併をしてこの決算が丸4年目の決算でもございますし、さらに服部市長が、市役所は市民の皆さんのお役に立つところじゃなきゃいかんということを掲げられているんなことを進められてきた中で、実際に決算の中にどのような形であらわれているかということも含めて特徴的なことについてお尋ねをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、今のその問題とあわせてお尋ねをしたいことでございますが、21年度の主要施策成果報告書の3ページ、4ページをごらんいただきたいと思います。

この表は市債目的別現在高の状況ということで、20年度末の現在高と21年度の借入額及び21年度の元金の支払い額、そして現在高なんですが、これと合併前の17年を比較してみました。

まず、総額につきましては平成17年は2町村の合計で114億7,592万円ですね。だから、29億8,000万円ほどふえて、トータルでは126%に弥富市の借金はなっております。じゃあどういう借金がふえ、どういう借金が減っておるかということで、最初の普通債、これは学校を建てたり保育所を建てたり、市の責任で借りていくものですが、これは17年の47億7,568万7,000円から45億5,844万9,000円になっておって、2億1,723万8,000円減っております。平成18年から21年にかけて弥富中学校の建設や21年度の耐震補強などで、学校建設に13億1,200万円を超える起債をしたにもかかわらず、こういうテンポで普通債は減っております。

2番目のその他ですが、これは県の説明などでは県の責任によらない借入金というようにして説明がされておりますが、国の方が自分のところで景気対策として減税した分の補てんだとか、それから地方交付税をきちんとお金で用意できないもので、その分を借りておいてくださいと、返す費用は元利償還金を含めて国が責任を負いますということになっておりますが、不交付団体の場合はその状態が続くんで、借金を含めて計算をしても、超えない場合はもらえないということで、ことし弥富はぎりぎり交付団体になっておりますが、実際には1,000万円ほどの不足ということですので、まだ少なくともことしは返すお金はもらえない仕組みになっております。これが、17年度末の44億4,500万円余りから54億3,900万円という

ことで122%にふえております。

最後に3番目の集落排水と公共下水道ですが、22億5,400万から44億6,100万ということで、ほぼ2倍になっております。実際に、この下水道の借金はちょっと特徴的なんですが、それ以外で見ると、弥富市の責任で一般会計の借金は減っているが、たまたま国がそういう施策をとっておるために弥富市全体の借金はふえているという仕組みになっております。

そこで、この健全化判断報告書というものは、市町村の財政が国の基準に照らしてきちんとやっておるか、安全なものかどうかということ来判断する基準としてつくられたものでございますが、一番最後のページに平成21年度分の弥富市の将来負担比率は40.5%というふうになっておりまして、前年は12.5%かな、その前が24.何%というのは、物すごく数字がばらつきが出てきておりまして、担当者にお尋ねをしましたら、特にことし一気に40%を超える状況になった大きい理由は、公共下水の、これまで利息だけ払っておったのが、元金もこれから払うことになって、その分が何百万と計算に入ったことによって起こったということで、一気にこんなに大幅にふえたということとは全く違いますという説明をいただいたんです。結局、非常にわかりにくい仕組みになっておって、交付税を計算する基準に組み入れておるやつはこの計算から外して、そうでない借金の分だけをカウントするという仕組みになっておって、実際に弥富市の借金がどれだけあってどれだけ払わなきゃいかんかというようなことは全部ほかへ置いて専門的な計算をするためにつくったやつですが、しかしそれにしただけ、今のように前年と比べるともう何倍になっておっても、実は大したことありませんという説明をしなければならんようなものでありますので、ぜひこれはもっとストレートに、実際に弥富市の財政的な実力は、大体そういうものを判断する従来の方法としては、1款から10款まで、地方交付税の中の特別交付税を除く収入が標準税収等ということになっておりまして、これに普通交付税を合わせて標準財政規模というふうに言われておって、事業をしなくても入ってくるお金がこのまちにはこれだけありますと、これを基準にしながらいろんな指標を従来やっていたんですが、ぜひこれに対してどれくらいの割合で、要するに安定して入ってくるそのまちの基礎的な収入となる部分に対して、今借金はどういう割合であるかということがわかると、非常に理解がしやすいと思うんですね。

今、私ほかの資料を見てびっくりしたんですが、合併問題が出たときに、合併は百益あって一害なしということで、総務省が全国にその町の合併の様子を宣伝したところが、財政再生自治体、以前の再建団体ですが、20年度に陥っておって、しかもこのまちは一般会計の総額が20年度222億円、税収が57億円、普通交付税が85億円なんですが、借金を返すために使ったお金が、一般会計で56億円と一般会計を経由して下水道なんかに使ったお金が22億円で、このまちの10款までの収入と特別交付税を除いた分が160億円なんですが、半分の78億円が借金を返すために使わなきゃならんというようなことで、本当に大変な、もともとという

んな山間・僻地を抱えていて困難なところですが、それにしだってまちが成り立たんようになっていきますよね、こんな借金。

弥富は今どれくらいかといいますと、標準財政規模というのが約90億円なんです、一部事務組合の消防やごみなんかの負担金を出して、借金を払う分も含めまして15億円ぐらいですね、今。そういうことからいうと、本当に全国的に見ても大変安定した状態だと言われておりますが、それにしだって借金の元利で返すお金は既に15億円を超えるぐらいになっているということを考えたら、非常に指標は全国的に見るといいわけですが、そうかといって何も心配しなくてもいいということではなくて、国が臨時財政対策債で手当てをしてくれておるからというふうに軽く考えておると、どんどん借金が膨らみ、結局そっちへ、いろんなお金があっても返していくという割合がふえてきますので、この問題は今、全国市長会も議長会も地方六団体もみんなそうだと思うんですが、その場しのぎの対策ではなくて、交付税の本来の費用を国の責任できちんと確保していただきたい。そして、交付税の財源保障機能及び財政調整機能を強化してほしい。地方交付税の算定を通じた確実な財源措置をとってほしいというようなこと、これは市議会、議長会が政府に求めていることでございますが、ぜひ国と地方の関係でも、それから市と市民の間でも、あるいは議会の間でも、実際に一般の方が理解できるような仕組みで市の財政の状況も明らかにしていくとか、それから国に対しては本当に一日も早く、大企業や資産家に対してはどんどん減税をして、税収が減ってきた中でいろんなことをやって、今借金まるけになっておるわけですが、この間の一般質問の中でも、自治体も一般市民も限界を超えるいろんな負担があるというふうに言っておるわけですが、やっぱり今みたいなことをずるずる続けていくと、本当に取り返しのつかんことになりますので、ぜひ国に対して、本来の地方交付税を通じて市町村がきちんと運営できる仕組みを確保してほしいし、とりわけ財源問題についてはそういうふうにしてほしいということを一層強く国に求めていると思います。

それから、国と地方の関係でも、もったきちんと皆さんが理解できるような仕組みの基準に改めていく、あるいは市町村や国が工夫をして、こういう専門的なものだけでなく、実際に入ってくるお金と払わなきゃいかんお金が将来的にどうなっておるか、近い年度ではどうなっておるかということがわかるような仕組みをきちんとつくっていくようにしていただくことを要請していただきたいと思いますが、最初に市長の方にお答えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

三宮議員の方から、いわゆる財政問題について御質問をいただくわけですが、まず所管のところから基本的な考え方を述べさせていただきます、その後私の考え方をお話

しさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 佐藤総務課長。

○総務部次長兼総務課長（佐藤勝義君） まず、臨時財政対策債の発行可能額が標準財政規模に含まれておる問題についての考え方でございますが、これにつきましては、基準財政需要額と収入額とを比べて財源不足がある部分を一たん出して、そこから臨時財政対策債発行可能額を引いたのを普通交付税で交付するという考え方から見て、当然本来なら普通交付税で国の財源があればもらえる部分ということから考えまして、これを標準財政規模に入れるのは妥当なことだと私は考えております。

次に、普通交付税の基準財政需要額に算入される元利償還金の部分を将来負担とか実質公債費比率から引くということでございますが、これにつきましても、それだけ分基準財政需要額に算入されれば、交付税の算定がふえるということから考えても、これも妥当な措置だと。ただ、不交付団体はもらえないじゃないかということでございますが、もともと不交付団体は、交付団体から見れば余剰というか、1.0という水準が境目でございますが、それ以上財源に余裕があるものでございますので、それはいたし方ない部分じゃないかなあというふうに考えております。

それと、地方の財源不足につきまして、すべて国において交付税で措置するということでございますが、地方にとってそれにこしたことはないと考えております。しかしながら、地方交付税というのは地方公共団体、県も市町村もでございますが、すべての地方財政の財源不足の総額を国税五税の一定割合で賄っておるものでございますが、その中で国税五税の方も税収の不足によりまして賄い切れない部分、その国と地方によって折半して、折半の地方負担分を臨時財政対策債の発行により補てんしているものでございます。仮に地方財政の財源不足を全額普通交付税で措置しようとした場合にどうなるかということ、国がさらに借金をするのか、国税の税率を上げるのか、国の他の事業を見直すのか、そういった選択が考えられますが、いずれにしても国民の痛みを伴うこととなると考えられますので、そちらについては国の政策判断ということになると考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員に、市の財政についての御質問でございますのでお答え申し上げますけれども、まずは国の方におきましても税収不足ということで、平成22年現在の当初予算のときには国の税収よりもいわゆる国債の発行額の方が多い、いわゆる借金の方が多いというような状況で予算組みがされ、それでもどこかにお金がないだろうかという形の中で、特別会計から10兆円ほど繰り入れられておるわけでございます。特別会計の基金を崩して総額92兆円というような平成22年度の当初予算を編成されたわけでございます。今年度におきまして、来年度におきまして、今、概算要求の予算が大詰めになってきてお

るわけでございますけれども、依然として税収は厳しいという状況でございます。どのような形で国債が発行され、予算編成の中で盛り込まれるか、まだ少し不透明なところがございますけれども、総額としては97兆円規模になるのではないかなというふうなことでございます。

いずれにいたしましても、国の方での税収不足、あるいは県におきましても、さまざまな法人税を中心とする税の減額というのがここ数年続いておるわけでございます。そうしたことに對して、我々は地方といたしましてどういう形の中で市民の負託、あるいは行政としての、やはり政治には夢と希望がないとだめなわけでございまして、どういう形の中でやりくりしていくかということは、大変財政問題としては重要な問題であるわけでございます。そういった形の中で、財政当局の所感といたしましては、大変厳しいことで大変でございますけれども、ある意味では腕の見せどころというようなことにもなるのではないかなあというふうに思っております。そうした形の中で、財政当局とも通常の仕事の中でよく打ち合わせをしながら、私も仕事をさせていただいておる状況でございます。

先ほど所管の方から述べましたけれども、臨時財政対策債という形については、平成21年は6億6,000万発行をさせていただきました。これは先ほども言いますように、普通交付税の振りかえ分という形の中で、特例債として利用ができるということでございますので、私としては国の制度を利用することにおいて、いわゆる借金をすることにおいて、行政をきちんと推進していくことも正しい方法だろうというふうに思っております。財調を切り崩す、あるいは預金・基金を切り崩して縮小均衡的な行政というものも大変厳しいわけでございますので、そこには夢も希望もないということにもなりかねません。そうした中で、利用できる借金はきちっと利用して、それに基づく健全財政比率というものを自分たちで物差しを置きながら、例えば公債費の比率をきちっと置きながら、あるいは減債基金というものをきちっと積み上げていけるというふうな状況において、行政は運営していけばいいというふうに思っております。そうした形の中で普通債も発行せざるを得ない、学校建築等々における普通債も発行せざるを得ない、あるいは臨時財政対策という形の中で、大変残念ですが、平成21年は弥富市は不交付団体から交付団体になってしまいました。そういった税収の補う形の中で臨時対策債を利用させていただきたい。そしてまた、法人税の減額分については平成20年度から発行しておるわけでございますけれども、今のところ3億円ほど減収という形の中で来ているわけでございます。そうした形で国の方が認めていただける法人税の減額分については、減収補てん債を発行しなさいよ、結構ですよということがあるわけでございますので、私はその制度を利用して健全な弥富市としての財政運営をしていけばいいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

しかしながら、厳しい時代であることは間違いございません。そうした形の中で、常に指標であるとか、あるいは歳入歳出のバランスというものを考えながらやっていかなきゃなら

ないことは言うに及ばないことでございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 私は、こういう形でどんどんどん実際に借金をして払わなきゃいかん金がその市町村の財政力の何倍にもなっているのに、将来負担率はわずか十数%だとか、こういう格好で指標を出す。それから、今市長は不幸にして交付団体になったというふうに言われたんですが、私たちも交付団体になることが悪いことではないと思いますが、今の不交付団体は、国が臨時財政対策債に振りかえる分を除外しておるもので不交付団体なんですよね。本来なら、今の基準で行ったって21年度は110%ほどの、一本算定、要するに弥富市として計算すると余裕があるという計算がされておるんですが、実際に本来の基準のもと、臨時財政対策債に振りかえる前の計算をすると91.6%ぐらいで、本来なら交付団体なんですよね、21年度の決算そのものが。形の上では不交付団体ということになっておりますが、そういう仕組みがいつの間にかならされて、たくさん借金をすることがあんまり抵抗がないというか、いいんだというふうに錯覚をするというんですか、そういうことというのは非常に問題ではないかと。しかも、健全化判断比率報告書でいうと、将来負担率は弥富は今40.5なんですけど、350までというんですから、弥富でいうと8倍、9倍という借金がまだできるんじゃないかというような錯覚を起こすようなものになっております。

それから、実質公債費比率なんていうのは、今弥富は3年間の平均で7%ということになっておりますが、実際には、さっき申し上げましたように標準財政規模なり一般財源本来の弥富の財政力から計算すると、大体十五、六%ぐらいとしておるんですが、今のさまざまな交付税の基準に算定されているようなものは除くという仕組みがあるもので、非常に低く見える仕組みになっていますよね。ここはやっぱりきちんと見ておく必要があるんじゃないかと思います。

今、市長がおっしゃられたように、私も、じゃあ今弥富市がいろんな事業をするときに、どういう形で借金をするかといえば、それは臨時財政対策債だとか、今の減税補てん債だとか、減収補てん債だとかというのは、その返済額の元金や利息を返す費用、弥富市の収入がもっと落ちた場合には100%保証しましょうという政府保証がついていますから、借りるならやっぱりそういうものから借りていく、要するに将来的に万一のときにいい条件のものから借りていくというのが、この時期の借金の仕方だと思うんですよね。だけど、地方自治体、弥富市も含めてそうなんですけど、そうした行政としての一致がなかったものですから、今まで臨時財政対策債を限度額まで借りると、6億ほど借りずに2回に分けて、1回は1年分全部、1回は1年分の半分程度しか借りずに来たとかいうことがあるわけです。

桜小学校の分離とか庁舎の問題を考えましたら、今市長おっしゃったように、こういう時期ですから、いろいろなものはきちんと活用していくという財政当局の努力と知恵の出しど

ころだと思いますし、以前にも申し上げたことがあるんですが、桜小学校の分離と弥中の全面改築というのは、弥富にとってもっと早くからの課題だったんですね。私は10年ぐらい実際にやらなきゃいかん時期からおくれておると思うんですが、議長も御承知のように、ずうっと以前、議会の中で抜本的な手だてをと何遍も申し上げてきたんですが、結局鉄筋コンクリートの建てかえに対して、国の補助制度がないというような理解をしておって、教育委員会も当時の町長部局もそうですが、大激論になって、私どもがたまたま八田ひろ子参議院議員なんかの事務所を通じて、当時の文部省に行って話をしたら、いやいやもう以前からそういう制度はありますからということで、県を通じて申し出てくださいという話であって、私どもが戻る前に、県を通じて当時の弥富町の方にも連絡が入って町長がびっくりしたと言われたことがあるんですが、それが平成10年でしたよね。それからの出発でしたもので物すごくおくれて、本来なら、もう桜小学校の分離だとか、弥中の建設というのはもっと早い時期に、しかも交付税がしっかりもらえる時期にやっておれば、かなり有利に支払いが終わっていただけたわけですね。そういうことも含めて、今の財政の特徴やそういうものを、今、市長は腕の見せどころだとおっしゃられたんですが、これは今の現状の中でどうするかという問題と同時に、こんな借金仕方がないというか、それ以前はほとんどなかったやつが一気にここ10年ぐらいの間にふえてきた借金ですから、これはやっぱり私は政治の問題だと思っておりますので、きちんと政治の責任で解決することを強く求めていただきたいということを強く申し上げて、この問題だけでやっておると切りがありませんので、ほかの問題を少し…

…。

- 議長（伊藤正信君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 三宮議員の財政に対するシビアな御意見をいただいておりますが、私どもとしても、こんな借金は仕方がないとか、そういうようなことについて借金をしておるつもりは毛頭ございません。常に将来に向けてどういうものが必要であるかということについては、例えば公共施設の積立金というような形の中でしっかりと準備をしていきたいというふうに思っております。

先ほども言いましたように、いずれにしても制度として利用できるものは、自己資本を持ちながらでも制度として利用して、拡大的に市民の希望、あるいは負託にこたえていくということは、私は必要であろうというふうに思っております。そうした形の中で、現金・預金を大事にしながら国の制度を利用していくということが正しいのではないかなあというふうに思っております。

今、弥富市の7月31日現在の財産の実態でございますけれども、それを少しお話をさせていただきますかと思ひまして、今お時間をいただいたわけでございますが、一般会計、そして特別会計合わせまして現在の収支残高が7月31日現在では約30億ほどございます。それから、

財政の調整基金は22億ほどございまして、そのほかいろんな形の中で基金というのがあるわけですが、この基金総額が財調合わせまして39億ございます。合計69億という形のもが現在の収支残高でございます。このお金を大事にしていきたいということを、私はあえて言わせていただきたいわけでございます。そうした形の中で、いろんな国の制度として利用できる普通債、あるいは臨時財政対策債、あるいは減収補てん債というものをうまく利用しながら全体的な事務事業を推進していくということを考えておりますので、御理解と同時に御尽力を賜りたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 私も現在の制度の中でしか、市町村が独自に財源をつくるなんてことはほぼ不可能な時代でありますので、きちんと制度の仕組みを熟知していくと。ただ、それでいっても市の方針がまだ非常に、私ども前から申し上げておりますが、中・長期の事業計画や財政計画をもって予算を長期的に見ていくということかというと、この桜小の分離だとか庁舎の補強建築などの課題がある時期でございますので、本来きちんと市や議会や行政が一致しておれば、臨時財政対策債なんかを、ほかの借金をやめても優先的に活用すべきものであって、その辺が、いろいろ最近頑張って努力はしていただいておりますが、きちんと仕組み全体を見通していくというか、とにかく職員が減ってむちゃくちゃ忙しい中で、なかなか勉強ができない状態も一方であると思うんですが、そういうことにかまけずにしっかりやっていただきたいということを申し上げて、次の質問に移っていきます。

この間、やっぱり市役所は市民の皆さんのために役立つところじゃなきゃいかんということだったし、私どもとしてはその一環として入札問題を、市場価格とかけ離れたような形でこの問題が放置されるというのは非常にまずいということで、以前から、服部市長になる前から私どもは繰り返し要請もしてまいりましたし、市民の方からのいろんな協力もあって、特に電子、電気機器類につきましてはもう十数年前から、弥富の消防自動車の積載無線を全面的に入れかえるときに指摘があって、半年ほどの議論を重ねて大体事業予算の6割前後で実施することができて、この経験を生かされて、同報無線の入札が服部市長になって行われて、これも事業予算の6割台でおさまったと思うんですが、その後ケーブルテレビも事業者がやって、その一定の割合を市が負担をする、国が補助金も出してくださるというものだったんですが、事業者がやるということで、かなりシビアに組まれておった3億円の予算が、実際にはこの年度で終わったんですが、2億円を切るという状況があるとか、そういう面がいいますと、ほかにも集落排水の処理場の施設の入札がそれに近いような形で一部行われたとか、いろんなことがあります。そういう努力を皆さんがやられてきておることは、皆さんの税金を有効に使っていく上で非常に大切なことで、特に今回の保育所の決算の入札だとかそういうのがあって、今後の桜小学校の分離校なんかの建設に当たっても、そういう大規

模なものの入札の仕組み、方法については十分研究していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 佐藤総務課長。

○総務部次長兼総務課長（佐藤勝義君） 入札についてでございますが、ここ数年来、総合評価の競争入札とか制限付きの一般競争入札、さらには電子入札の導入等さまざまな角度から入札制度の見直しに取り組んでおります。さらには、昨年度から総務課に契約検査グループを創設しまして、工事の入札契約事務を一元化しました。

今後におきましても、これが完璧な姿とは考えておりませんので、県内各市、さらに進んでいるところもございます。そういったところの状況を調査・研究し、さらなる改善に取り組んで行きたいと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） その点で、本当によくこんなに努力をしたなあと思うのが、この間に行われました教育委員会の国庫補助事業を活用した今年度決算等の取り組みですよね。扇風機の137教室への設置事業が行われて、東部は一部既設のものを利用されたところもあるようでございますが、それにしましても1教室に4台天井につけて、3段切りかえで、しかもかなり強くしてもこういうテーブルの上に置いたペーパーが飛ばないという大変な工夫がされて、特にことし猛暑だったこともあって喜んでいただいております。かなり絞り込んだ事業予算で、入札は2,800万円ほどで行って、落札が2,187万ほどで、予定価格の77.6%ですべての小・中学校が設置が終わっておりますが、これで見ると1教室約20万円ほどになると。

もう一つは、非常に工夫がされて値打ちに落札されたということとあわせまして、地元の業者が何社か、落札がこういう値段でもできておるとか、あるいは地デジの購入入札で買ったのが50インチを84台と42インチが23台だというふうに聞いておりますが、これも事業予算3,500万円ほどを予定価格3,300万円余りにして、落札額が2,369万円余りということで、70%をちょっと超える程度、事業予算に対しては67%程度なんです。事業を立てる前にあらかじめ調査した段階では、50インチのテレビが2教室で使っている関係で、移動する仕組みときちんとした取り付け台とセットのようですが、40万円ほどというふうに初めは聞いていたということでございますが、いろんな調査も行って、最終的に50インチで1台当たり22万7,000円程度ですね。非常に教育委員会というのは、弥中の改築から、今は桜小の分離の準備をしておることもあって、あるいはこの間、耐震工事でも7億円近い事業をやっておりますから、そういう中でこういう細かい調査がされて、しかも安くするだけではなくて地元の業者も入札に参加できるような仕組みをつくって、こういうことがされてきたということは、職員の皆さんが本当にお忙しい中で、市民のために、住民のために、少しでも役立ちた

いという気持ちが大変あらわれたものだということで私は驚いておりますが、この取り組みはぜひほかの部や課にもしっかりと受け継いでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 佐藤総務課長。

○総務部次長兼総務課長（佐藤勝義君） 工事につきましては、一番改善ができたというのは、先ほども言いましたように、昨年度から契約検査グループというのを創設しまして、指名業者の選定事務を一元化したという効果が一番大きいかと思います。ですから、この体制は今後続けることにより、たとえ担当者が変わっても引き継げるかと思っております。

あと、物品の方につきましても、今担当課の方でやっておるわけですが、これにつきましても、これを一元化するという考えは今ございませんが、指名審査委員会の方で十分業者に関して議論することにより、さらなる改善ができる部分があれば改善していくというふうに考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） この打ち合わせのときに、ある課長には直接申し上げたんですが、教育委員会だとか総務部、民生部、それから開発部は道路ですね、そういうたくさんの施設を抱えておるところで、特に大規模修理を計画的に進めていくというんですか、特に鉄筋コンクリートにしても、道路にしてもそうなんですが、やっぱり計画的な維持管理がされるかどうかで本当に長もちが違うね。50年というような耐用年数のものでも、きちんと外壁の塗装がされとか、雨漏りしないような状態をつくっていくとか、それから床なんかもあまりひどくならないうちにきちんと直すとか、こういう仕組みが、残念ですが、計画的に進めるというのがなかなかない。

以前も私、直接ある課長に申し上げたことがあるんですが、社協センターの屋根が台風で飛んで、だれが見ても雨漏りがするような状況になっておるのに、あなたたちどうしておるといって私尋ねたら、そのときの課長は、屋根の修理なんてたくさんお金がかかることだもんで、まだだれにも言っておりませんと、市の総務部や市長、当時は町長だったかな、だれにも話をしておりませんと言うもんで、そんなことは、鉄筋コンクリートの建物が雨漏りする状態を放置すれば著しい劣化になるわけですから、あなたの判断する範囲をもう超えておると。これはきちんと報告をして、当座の手だてと、いろんな条件が整えばなるべく早く直すのは当たり前の話ですので、そういうことが行政の統一した方針としてなかなか、最近知りませんが、決まっていないというか、ただ課長と話をしておって思ったのは、自分のところが管理している建物やそういうものをきちんと見て準備をしていくということがなかなかまだされていないように思いますが、そういうことを計画的に進めていく。

それから、桜についてはもうあれですが、庁舎にしても、一定の割り方長いスパンの中で

問題を考えていくと、そういう大規模修理、それから新たに施設や制度が必要なものについて、もう少し市として統一した方針を持って事業計画や財政計画を、今3年ずつはインターネットで出されておりますが、もう少し長いサイクルで考えていただくことが必要だと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 佐藤総務課長。

○総務部次長兼総務課長（佐藤勝義君） 今の施設の維持管理、維持修繕につきまして、確かに三宮議員おっしゃられるように、こういった状態になったらこういった修理を行うかというような統一的な指針は今残念ながらございません。ですから、それにつきましては、これも先進他市の情報を収集して、今後こういったものができるか今お答えできませんが、ちょっと調査・検討課題にしたいというふうに考えております。

あと財政計画につきましてですけど、これも先進他市の状況を調査した結果、確かにもっと長いところもございますが、うちみたいに3年のスパンのところもございます。今、余りにも国、地方を取り巻く状況が変動が大きゅうございますので、あまり長いものをつくっても、ちょっと実態とかけ離れたものになるということもあるかと思しますので、将来的にはわかりませんが、しばらくは今の3年のスパンという形でつくっていったらどうかというふうに考えております。以上です。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 特に大規模修繕が計画的にされる、あるいはどういう状況で修繕を行うとか、そういう仕組みですね。例えば、大したことではありませんが、駅前のロータリーの周辺や小公園があるんですが、腰ぐらい草が生えて、ちょっとみっともないから取っただけなら、2週間もせんうちにまた近いぐらい生えていて、今また何も言わなくても取っただけでおるんですが、実際にいろんな市の施設や何かの管理をもう少し計画的に進めていくというんですか、特に施設管理ですね。そういうものをきちんと計画的に進めていくように、ぜひもう少し対応を強めていただきたいと思います。

あといろいろございますが、本当に職員が少なくなり、仕事がどんどんふえていく中で、いろんな努力をされて、目に見えて私たちが見てもよく頑張っておるなというような状態が生まれてきておまして、ぜひこうした努力、だけど、あんまり無理して体を壊すことがないように、やっぱり必要な職員の確保はきちんとお願いしておきたいと思しますし、とりわけ前から出すということで約束をされておりました、公共下水の経費の中で将来的な負担の要になります減価償却費についても、どういう形かは別にして一度出してみたいというふうにおっしゃられて、そのままになっておりますので、これもなるべく早く出していただくことを要請して、とりあえず質問をこれで終わらせていただいて、決算委員会でしっかりと、またいろんな問題がございますのでお尋ねさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ます。

- 議長（伊藤正信君） 他に質疑のある方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） ありませんようですので、以上で質疑を終わります。

本案15件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会及び特別委員会に付託をします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時20分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊 藤 正 信

同 議員 佐 藤 高 清

同 議員 佐 藤 博



平成22年 9 月21日

午後 2 時00分開議

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 堀 岡 敏 喜 | 2 番 | 炭 竈 ふく代 |
| 3 番 | 山 口 敏 子 | 4 番 | 小坂井 実   |
| 5 番 | 佐 藤 高 清 | 6 番 | 佐 藤 博   |
| 7 番 | 武 田 正 樹 | 8 番 | 立 松 新 治 |
| 9 番 | 山 本 芳 照 | 10番 | 杉 浦 敏   |
| 11番 | 安 井 光 子 | 12番 | 三 宮 十五郎 |
| 13番 | 渡 邊 昶   | 14番 | 伊 藤 正 信 |
| 15番 | 三 浦 義 美 | 16番 | 中 山 金 一 |
| 17番 | 黒 宮 喜四美 | 18番 | 大 原 功   |

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 7 番 | 武 田 正 樹 | 8 番 | 立 松 新 治 |
|-----|---------|-----|---------|

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

|                            |           |                        |         |
|----------------------------|-----------|------------------------|---------|
| 市 長                        | 服 部 彰 文   | 副 市 長                  | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長                      | 下 里 博 昭   | 総 務 部 長                | 伊 藤 敏 之 |
| 民 生 部 長 兼<br>福 祉 事 務 所 長   | 平 野 雄 二   | 開 発 部 長                | 早 川 誠   |
| 十 四 山 支 所 長                | 横 井 昌 明   | 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長 | 村 上 勝 美 |
| 教 育 部 長                    | 山 田 英 夫   | 総 務 部 次 長 兼<br>総 務 課 長 | 佐 藤 勝 義 |
| 総 務 部 次 長 兼<br>税 務 課 長     | 若 山 孝 司   | 民 生 部 次 長 兼<br>環 境 課 長 | 久 野 一 美 |
| 開 発 部 次 長 兼<br>農 政 課 長     | 石 川 敏 彦   | 開 発 部 次 長 兼<br>土 木 課 長 | 三 輪 眞 士 |
| 教 育 部 次 長 兼<br>社 会 教 育 課 長 | 水 野 進     | 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長   | 服 部 正 治 |
| 人 事 秘 書 課 長                | 村 瀬 美 樹   | 企 画 政 策 課 長            | 伊 藤 邦 夫 |
| 防 災 安 全 課 長                | 伊 藤 久 幸   | 収 納 課 長                | 服 部 誠   |
| 市 民 課 長                    | 加 藤 恵 美 子 | 保 険 年 金 課 長            | 越 川 博 文 |
| 健 康 推 進 課 長                | 渡 辺 安 彦   | 福 祉 課 長                | 前 野 幸 代 |
| 介 護 高 齢 課 長 兼<br>いこいの里所長   | 松 川 保 博   | 総 合 福 祉 セ ン タ ー<br>所 長 | 伊 藤 薫   |

|               |      |        |      |
|---------------|------|--------|------|
| 十四山総合福祉センター所長 | 伊藤政洋 | 児童課長   | 鯖戸善弘 |
| 商工労政課長        | 服部保巳 | 都市計画課長 | 竹川 彰 |
| 下水道課長         | 橋村正則 | 教育課長   | 服部忠昭 |
| 十四山スポーツセンター館長 | 佐野 隆 | 図書館長   | 伊藤秀泰 |

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |      |   |      |
|--------|------|------|---|------|
| 議会事務局長 | 佐藤 忠 | 書    | 記 | 横山和久 |
| 書      | 記    | 岩田繁樹 |   |      |

6．議事日程

|       |        |                                        |
|-------|--------|----------------------------------------|
| 日程第1  |        | 会議録署名議員の指名                             |
| 日程第2  | 議案第48号 | 弥富市デイサービスセンターの指定管理者の指定について             |
| 日程第3  | 議案第49号 | 弥富市南デイサービスセンターの指定管理者の指定について            |
| 日程第4  | 議案第50号 | 平成22年度弥富市一般会計補正予算（第3号）                 |
| 日程第5  | 議案第51号 | 平成22年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）           |
| 日程第6  | 議案第52号 | 平成22年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第1号）             |
| 日程第7  | 議案第53号 | 平成22年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）             |
| 日程第8  | 議案第54号 | 平成22年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）          |
| 日程第9  | 認定第1号  | 平成21年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について              |
| 日程第10 | 認定第2号  | 平成21年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について        |
| 日程第11 | 認定第3号  | 平成21年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について          |
| 日程第12 | 認定第4号  | 平成21年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について          |
| 日程第13 | 認定第5号  | 平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について      |
| 日程第14 | 認定第6号  | 平成21年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について          |
| 日程第15 | 認定第7号  | 平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について       |
| 日程第16 | 認定第8号  | 平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について       |
| 日程第17 | 議案第55号 | 平成22年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）         |
| 日程第18 | 発議第6号  | 30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出について |
| 日程第19 | 発議第7号  | 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について             |

日程第20 発議第8号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について

日程第21 閉会中の継続審査について

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時00分 開議

- 議長（伊藤正信君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議長（伊藤正信君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、武田正樹議員と立松新治議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 議案第48号 弥富市デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第 3 議案第49号 弥富市南デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第 4 議案第50号 平成22年度弥富市一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 5 議案第51号 平成22年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 6 議案第52号 平成22年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 7 議案第53号 平成22年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 議案第54号 平成22年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 9 認定第 1 号 平成21年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第 2 号 平成21年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第 3 号 平成21年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第 4 号 平成21年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第 5 号 平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第 6 号 平成21年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第 7 号 平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第 8 号 平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 議長（伊藤正信君） この際、日程第 2、議案第48号から日程第16、認定第 8 号まで、以上 15件を一括議題とします。

本案15件に関し、審査経過の報告を、まず総務委員長、お願いをします。

- 総務委員長（武田正樹君） 総務委員会に付託されました案件は、議案第50号平成22年度弥富市一般会計補正予算（第 3 号）であります。

本委員会は、去る 9 月15日に、委員全員と委員外 1 名の出席により開催し、審査を行いま

したので、その審査結果を御報告申し上げます。

議案第50号平成22年度弥富市一般会計補正予算（第3号）は、担当課長から、歳入では地方特例交付金、普通交付税の減額など、歳出では飛島公共交通バス負担金、消防団員退職報償金の説明を受けた後、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（伊藤正信君） 次に厚生文教委員長、お願いをします。

○厚生文教委員長（安井光子君） 厚生文教委員会の報告を行います。

厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第48号弥富市デイサービスセンターの指定管理者の指定についてから議案第54号平成22年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの7件です。

本委員会は、去る9月14日に、委員全員と委員外2名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第48号弥富市デイサービスセンターの指定管理者の指定について及び議案第49号弥富市南デイサービスセンターの指定管理者の指定については、質疑もなく、一括採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第50号平成22年度弥富市一般会計補正予算（第3号）は、担当課長から、市営火葬場管理業務委託料の債務負担行為、市内九つの保育所とのびのび園にAEDの設置、（仮称）第2桜小学校の土地購入費などの説明がありました。

続いて、議案第51号平成22年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、担当課長から、平成21年度の療養給付費負担金の精算分など歳入歳出それぞれ5,743万9,000円の追加補正の説明を受けました。

続いて、議案第52号平成22年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第1号）は、担当課長から、平成21年度支払基金交付金の精算分など、また議案第53号平成22年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、第1号被保険者の死亡、転出による保険料の還付金など、議案第54号平成22年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、平成21年度保険料等負担金の精算分などの説明がございました。

以上5件は、質疑・討論もなく、一括採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（伊藤正信君） 次に決算特別委員長、お願いをします。

○決算特別委員長（武田正樹君） 決算特別委員会に付託されました案件は、認定第1号平成21年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について、ほか7件であります。

本委員会は、去る9月10日に、委員全員と委員外1名の出席により開催し、総務部、民生部、開発部、教育部の順で各部長の主要施策成果報告書に基づき概要説明を受けた後、審査

を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず、認定第1号平成21年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定については、歳入の主なものは、税関係で、市民税が前年度比2億1,044万7,000円、6.7%減の29億5,333万1,000円、固定資産税が前年度比1億1,301万円、2.9%増の40億6,386万8,000円などで、前年度比1億52万3,000円、1.3%減の73億5,219万3,000円です。国庫支出金19億6,205万6,000円、県支出金9億2,925万7,000円などを合わせ、前年度対比16.4%増の歳入合計147億3,057万6,000円です。

歳出の状況は、前年度比16.2%増の総額139億9,256万1,000円で、その主な内容は、総務部で、公共交通活性化方策調査業務委託料567万円、自主防災組織補助金550万3,000円です。民生部では、弥生保育所改築など整備に伴う土地購入費8,597万9,000円、生活扶助費など2億9,933万6,000円です。開発部では、近鉄弥富駅エレベーターなど設置事業1億831万8,000円。ひので公園を初めとする公園整備工事請負費1億1,188万1,000円。教育部では、鍋田支所2階のアクティブ開設の適応指導支援室費217万円、小学校施設の耐震補強工事など学校管理費6億9,268万2,000円、中学校施設の耐震補強工事など学校管理費4億792万5,000円です。

続いて、認定第2号平成21年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、歳入合計39億3,313万5,000円、前年対比2.2%増。保険税収入額は10億8,654万4,000円で、国・県支出金、一般会計繰入金などにより必要金額の確保をしています。歳出合計38億1,951万円、前年対比1%増。加入者数6,103世帯、1万1,960人で、主な内訳は保険給付費26億5,849万3,000円、後期高齢者支援金など5億2,686万8,000円です。

続いて、認定第3号平成21年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、後期高齢者医療への移行のため、主な給付費は請求漏れ分で、歳出合計2,605万7,000円の92.2%減です。

続いて、認定第4号平成21年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定については、穂波通線関係の平島町地内での土地購入及び物件移転補償が主なもので、歳入、歳出合計とも8,598万8,000円です。

続いて、認定第5号平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入では、分担金及び負担金の2,302万5,000円を初め、県支出金、市債など合計5億2,251万4,000円で前年度比28.1%減。歳出合計は4億7,290万円です。歳出の主なものは、十四山東部地区管路施設工事2億1,030万4,000円です。

続いて、認定第6号平成21年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、保険事業勘定が歳入合計18億4,106万5,000円、歳出合計18億1,746万円、サービス事業勘定が歳入合計3,858万1,000円、歳出合計3,693万1,000円です。

続いて、認定第7号平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入合計が9億9,409万8,000円、日光川下流流域下水道建設事業負担金など、歳出合計9億5,873万1,000円です。

続いて、認定第8号平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、被保険者数4,044人で、歳入合計3億2,157万2,000円、歳出合計3億1,794万9,000円です。

説明後、ケーブルテレビの加入率や給食サービス事業の利用方法、アクティブに通う不登校児童数などの質疑がありました。

認定1号から認定8号までの8件を一括で討論・採決を行いました。討論はなく、採決の結果、全員賛成で決算の認定をいたしました。

以上、御報告申し上げます。

- 議長（伊藤正信君）　ただいま各委員長から御報告をいただきました。

質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君）　質疑なしと認め、討論に入ります。

杉浦敏議員、お願いをします。

- 10番（杉浦　敏君）　私は、日本共産党弥富市議団を代表いたしまして、平成21年度一般会計決算及び関連する特別会計予算に対する賛成討論を行います。

弥富・十四山の合併、5年目の半ば、服部市長の任期4年目もあと4ヵ月余りとなり、今期市長が議会に認定を求める最後の決算でもありますので、この間の市政の流れにも触れて、討論とさせていただきます。

一般会計の歳出総額では、平成18年度の119億4,600万円から平成21年度は139億9,300万円、特別会計を含む全会計の総支出は、平成18年度の213億2,600万円から平成21年度215億2,800万円となりました。市長は折に触れ、福祉の予算は可能な限り削らないと表明をされ、この議会でも、働き方が壊されて、市民も自治体もぎりぎりのところに置かれている、国に抜本的な対策を求めているという趣旨の発言をされましたが、こうした現状認識と、旧町村時代からの次の世代の国と地域を担う子供たちを大切にしようという市民の求めに応じ、飛島村に続いて県下で2番目に中学校卒業までの医療費の無料化をし、県内の市で2番目に安い保育料とし、就学前の約1,250名を保育所に受け入れています。幼稚園就園者が330名余りと比べましても、子育てと若い父母の就労などの支援のために、いかに市の保育行政が大きな役割を果たしているかは明らかであります。保育所や児童館の整備、弥富中学校の移転改築と、おられていた旧弥富町の各小・中学校の耐震補強、すべての普通教室への扇風機の設置など、

一部は22年度に繰り越しましたが、すべて完成しました。

また、同報無線を初めとした防災対策、ケーブルテレビを全市で接続できるようにする、公園や生活道路の整備などのために、平成18年から21年度の4年間で97億7,800万円を使用しました。総務省の基準によって公表されている、平成18年から20年度の一般会計の中に占めている弥富市のこの普通建設事業の割合は、合併特例債を使っている稲沢市の17.8%や、愛西市の14.2%を上回り、その他の市の中で一番の犬山市など、13.8%から16.4%の5市を押さえて、尾張8市の中では18.8%であり、一番となっています。

もう一方で、子供や母子家庭、障害者や後期高齢者医療の自己負担分を市と県が肩がわりをし、無料化する福祉医療制度には、平成21年度は4億200万円を負担しています。これは、県と市が半分ずつ負担をする制度として始まりましたが、弥富市は、子供については小学1年生から中学卒業までの通院費と、ひとり暮らし非課税老人、精神障害者福祉手帳1から2級所持者以外の75歳以上の精神の障害で治療が必要と医師が認めた人のすべての医療費を市が負担する仕組みとし、総費用の31.7%を県が負担をし、68.3%を弥富市が負担をしています。全国の市町村が頭を悩ませている高過ぎる国民健康保険税の値上げを抑えるための市の独自の負担は、平成20年度は1億7,000万、21年度で2億1,000万円、22年度は2億3,000万円、これは県内57市町村のうち、加入者1人当たりでは8番目に多い1万9,065円となっています。本来なら国保税の値上げをするところだがとの市長の発言もあったような状態の中で、新型インフルエンザの大流行などもあり、市独自の負担によって値上げを抑えてきた中で、収支のバランスも回復し、20年度の制度改定による低所得者の負担増を軽減する税率、負担区分の改定を新年度に行うことが約束されています。これらの諸施策の結果、市の財政は全体としてどうなっているかについて申し上げます。

合併前の2町村合計の17年度末と21年度末の積立金と借金を比べてみますと、積立金は17年度末が34億3,100万円、21年度末が34億5,900万円で2,800万円の増加となっています。また、地方債の合計は17年度末114億7,600万円、これが21年度末には144億5,900万円となり、29億8,300万円の増加となっています。その内訳は、普通債が17年度47億7,500万円が21年度末45億5,800万円と、2億1,700万円減少しています。その他の地方債、17年度末が44億4,500万円、これが21年度末には54億3,900万円と9億9,400万円の増加をしています。また、特別会計の借り入れも17年度末が22億5,500万円、これが21年度末には44億6,100万円と22億600万円の増加をしています。この特に増加をしているその他の借金、借り入れ、これは臨時財政対策債など国の財源不足等の肩がわりに市が借り入れをしたものでありますが、市の収入が一定の基準を超えて増加した場合は市の責任で、また逆に割り込んだ場合には、その分は国が負担をするという大変複雑な仕組みのものであります。特別会計はこの4年間の公共下水道等の建設費、45億5,900万円がその主な増加原因となっているものであります。こ

の状態を県内の市町村と比べますと、平均より幾らか下回るものだと考えます。

総務省が、自治体の財政状況を比較する目安として、人口や産業別の就業人口などによってグループ分けしている人口5万人以下の弥富市が入っている129市の中では、弥富市の財政力や財政健全度は、平成20年度までの公表されているものによりますと、トップクラスとなっています。こうした行財政の状況を続けられる客観的な条件の一つは、市税の中心が景気の変動の影響を受けにくい固定資産税となっていることや、臨海部への企業立地により、この時期に増加していて、税収の落ち込みが少ないことがあります。

もう一つは、行政情報を共有し、市民とともに市政を進めるという立場を表明し、職員に対して、市役所は市民に役立つところにと努力している市長に対し、市民や職員、議会が協力をしていることではないでしょうか。同報無線などの入札を通じ、市の電気電子機器類の入札制度の改善が行われ、従来のメーカー希望価格をそのまま受け入れてきたものを、60%から70%台に引き下げが行われました。早くから住民の提案があり、日本共産党市議団が一貫して支援し、要求してきたものでもございます。

この議会では、中長期の事業財政計画をしっかりと持つことについての提案に対し、その必要性は認めつつも、国の制度等のたび重なる改正もあり、しばらく現状を続けたいとの財政当局の表明もありましたが、人件費を初め80%以上経常的な支出が見込まれるものであり、学校や道路など多くの公共施設は一定の耐用年数も見込まれ、大幅修繕が必要な時期や費用もある程度の想定ができるものであります。計画的、効果的な改修で耐用年数を延ばし、予算の節約もできます。問題は、どういう工夫をして財源を見つけていくかということではないでしょうか。

かつて、弥中の全面改築と桜小の分離は中心的な行政課題の一つでしたが、総務部も教育委員会も国の補助事業にできることを知らず、長期に放置してきました。平成10年に当時の文部省に党の町議団が出向いて、そのことを確認して初めて本格的な改築への検討と準備が進められてきましたが、あと数年おくれていたならば、移転改築はできなくなって、桜小の分離と庁舎の耐震化も含めて一層困難な課題を負わなければならないことになっておりました。財政に強い市の幹部を育てるといふさきの市長の表明や、国の制度が定まらないときだからこそ、ますます大切になっております。ぜひ中長期の事業計画と財政計画に挑戦をしてください。

また、改善の強い要望が寄せられておりますコミュニティバスは、福祉バスとしての役割を一層強化し、一日も早い改善を求めます。下水道の特別会計については、市と住民の将来負担の骨格がまだ明らかにされておられませんので、一日も早い提出を求めます。

この10月から、海部津島で生活保護基準を目安とした低所得者の国保の医療費自己負担の減免制度の共同実施が始まり、本年度から、弥富市では市税の滞納分の強制執行をせず、課

税の取り消しも行える制度も発足しました。必要な人に必要な支援のできる、バランスのとれた市政の一層の発展を求め、決算認定の賛成討論といたします。

- 議長（伊藤正信君） 他に討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） これをもって討論を終結をします。

これより採決に入ります。

議案第48号から議案第54号までの7件は、原案どおりに可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号から議案第54号までの7件は原案どおり可決をしました。

次に、認定第1号から認定第8号までの8件は、原案どおりに認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号までの8件は原案どおり認定をされました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第55号 平成22年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

- 議長（伊藤正信君） この際、日程第17、議案第55号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

- 市長（服部彰文君） 本日提案し、御審議いただきます議案は予算関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第55号平成22年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ9,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億2,000万円とし、地方債の補正を計上するものであります。

歳出の内容といたしまして、十四山東部地区の管路工事であります。これに対する歳入といたしましては、県補助金3,840万円、前年度繰越金3,300万円、市債1,860万円、増額計上するものであります。

以上、提案する議案の概要でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（伊藤正信君） 議案説明は省略をさせます。

これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 発議第6号 30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出について

日程第19 発議第7号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について

日程第20 発議第8号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について

- 議長（伊藤正信君） この際、日程第18、発議第6号から日程第20、発議第8号まで、以上3件を一括議題とします。

本案3件は議員提案ですので、提出者の三宮十五郎議員に提案理由の説明を求めます。

三宮議員。

- 12番（三宮十五郎君） ただいま上程させていただきました発議第6号から第8号までの3案件につきましては、既に皆さんのお手元に配付させていただいておるとおりでございますので、朗読を省略させていただきます。

申し合わせによりまして、提出者は議会運営委員長の私三宮、賛成者は議会運営委員全員の皆さんでございます。

提案理由のみの説明をさせていただきます。

発議第6号は、子供たちにこれまでも増してきめ細かな対応をするために、国の財政負担と責任で30人以下学級の実現と、全国機会均等の教育が受けられるよう、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担率2分の1へ復元することを要望するものでございます。

発議第7号は、政府に対し、国の責務と私学の重要性にかんがみ、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充するとともに、あわせて私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税を充実し、経常費補助の一層の拡充を図られるよう要望するものでございます。

発議第8号は、県に対し国からの支援金を加算し、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、経常費助成についても学費と教育条件の公私格差を着実に是正できる新たな助成制度を確立することを要望するものでございます。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案3件は原案どおり可決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認め、よって、本案3件は原案どおり可決されましたので、地方自治法第99条の規定により関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 閉会中の継続審査について

○議長（伊藤正信君） 日程第21、閉会中の継続審査について議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りをします。

議会運営委員長の申し出どおり決定するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定をしました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

これをもって、平成22年第3回弥富市議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時37分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊 藤 正 信

同 議員 武 田 正 樹

同 議員 立 松 新 治